

令和7年度 第1回山陽小野田市地域公共交通会議 次第

日 時 令和7年6月23日（月）10時～

場 所 山陽小野田市役所3階 大会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 地域間幹線系統確保維持計画（案）について 資料1
- (2) 山陽小野田市地域公共交通計画の一部改正について 資料2
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について 資料3
- (4) サビエル高校通学便の新設について 資料4
- (5) いとね号の延伸について 資料5
- (6) 山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の改正について 資料6

3 報告事項

- (1) JR厚狭駅におけるエレベーターの整備について 資料7
- (2) JR美祢線の状況について 資料8
- (3) JR小野田線鉄道・バス共通乗車実証事業モニター実験の結果について 資料9
- (4) JR小野田駅のバス停再配置について 資料10
- (5) サンデン交通の一般路線バス（乗合バス）の上限運賃改定申請について 資料11

4 その他

5 閉 会

地域間幹線系統確保維持計画（案）について

令和 7 年 6 月 2 3 日

（名称）山陽小野田市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

山陽小野田市では、鉄道や路線バス、コミュニティバス等が運行されており、地域住民の日常生活における移動手段の確保を図っている。幹線交通のバスの路線網は J R 小野田駅や J R 厚狭駅を中心に、おおむね放射状に形成されており、路線バスで対応できない周辺部にはコミュニティバスが支線の役割として運行し、市民生活の交通手段としての役割を果たしている。

しかしながら、本市の幹線交通の系統は自家用車の普及や人口減少・少子高齢化等で利用者が減少する中、自治体や事業者の運営改善だけでは路線の維持が難しい状況となっている。また、バス利用者の減少により、事業者の経営状況が悪化し、赤字路線の廃止や運行回数の減少等利用者サービスの低下を招き、それがまたバスの利用者離れとなる悪循環が生じている。

さらに、こうした中、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年以降、バスの輸送人員が大きく減少しており、バス事業者においては、極めて厳しい経営環境に直面する中、事業の継続に向けた取組が喫緊の課題となっている。

学生、高齢者や障害者などのマイカーを持たない、あるいは、利用することができない人々にとっては、通勤、通学、買い物や通院などの社会生活を送るにあたり、安全・安心・快適な交通手段の確保・維持は極めて重要である。また、近年は過疎地域に加え、都市圏郊外においても急速に高齢化が進む中、地域の公共交通であるバス系統を維持・確保していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、幹線交通の路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要であり、今回、当該計画において認定申請する地域間幹線系統は、地域の中核的な医療機関や学校、市役所支所等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。

本協議会としては、今後も、市民が安心して社会生活をおくり、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、複数市町にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に引き続き努めるとともに、県と市町において維持に努める地域的・支線的なバス系統との接続を図ることとする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○利用者数

地域幹線系統の路線バスについて、令和 8 年度計画期間中において路線再編やデジタル化等の利便性水準、ターゲットを絞った利用促進や意識醸成を行うことで地域公共交通計画の最終目標（令和 9 年度）である「市内を運行する路線バス、コミュニティバス、デマンド型交通の年間利用者数 770 千人／年」達成に繋げる。

（山陽小野田市地域公共交通計画 P78 参照）

○収支率

地域幹線系統の路線バスについて、令和8年度計画期間中において、路線再編やデジタル化等の利便性向上、ターゲットを絞った利用促進や意識醸成により回復させ、R6事業年度から1%以上改善することで、地域公共交通計画の最終目標（令和9年度）である「市内を運行する路線バス、コミュニティバスの収益率 33,0%以上」達成に繋げる。

（山陽小野田市地域公共交通計画 P78 参照）

○公的負担額

地域幹線系統の路線バスについて、過度な財政支出を抑制し、地域公共交通計画の最終目標（令和9年度）である「路線バス等の維持にかかる市民一人当たりの財政支出額の 2,468 円/年以下」達成に繋げる。

（山陽小野田市地域公共交通計画 P79 参照）

（2）事業の効果

地域間幹線バスシステムを維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持、向上することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・路線の維持に資する利用環境の確保や幹線相互、支線との乗継利便性向上のためのダイヤ調整を行う。
（実施主体：市、沿線自治体、交通事業者）

・JR小野田駅前のバスのりばの改善やJR厚狭駅における情報発信強化等、交通結節点の機能強化を図る。
（実施主体：市、交通事業者、沿線自治体）

・沿線関係者及び交通事業者間で連携したデジタルサイネージ（発着情報を示す表示機）の整備を推進等、運行情報の継続更新・高度化により利用者の利便性向上につなげる。
（実施主体：交通事業者、市、沿線施設）

・ICカード等のキャッシュレス決済が未導入の路線を中心に、タッチ決済やQRコード決済等、新たな決済手段の導入を促進する。
（実施主体：交通事業者、市）

※山陽小野田市地域公共交通計画 P62、65、66、67 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1のとおり。（該当システムを色づけ）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり。（該当システムを色づけ）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

各年度における事業の進捗や評価指標の現状を山陽小野田市地域公共交通会議に報告し、毎年度評価・検証を実施するとともに、次年度以降の改善に繋げる。

<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>表4のとおり。(該当系統を色づけ)</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※別添「生産性向上の取組検討シート」(別添1-1・別添1-2)のとおり (該当箇所を色づけ)</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(サンデン交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月31日現在、ノンステップバス185台、乗合バス車両の総車両台数185台でノンステップ車両率100.0%を達成した。 しかしながら、車齢20年以上の車両が56台、15年～19年が60台、老朽車両は運用面において故障の発生が多く、安定した運用には不安が残る。公共交通機関として住民の日常生活における移動手段の確保及び地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線を維持するには、車両の更新はとても重要である。 そして、バスの利用向上には乗降のしやすいノンステップバスの導入が必要である。 <p>(船木鉄道)</p> <ul style="list-style-type: none"> 車齢が15年を超え、突発的な故障が増加し、修繕費用も増加傾向にあること、また、利用者の安全・安心を確保するために車両の更新が必要である。 <p>(宇部市交通局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活交通確保維持改善計画に定める路線の運行に充当する車両について、老朽化した高床型車両を低床型車両に代替えることにより、乗合バスの利用者の中心である学生、高齢者に対し、利用しやすい環境を整備する必要がある。
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>(サンデン交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンステップバス保有台数比率が高まることにより、高齢者、障害者、学生及びお子様にとって、バスの乗降がスムーズになり、自家用車等を利用されていた方々がバス利用へシフトするなど、公共交通機関である乗合バスの利用促進が図られることになる。また、スムーズな乗り降りが可能であることは、車内事故の軽減に寄与するものと思われる。

(船木鉄道)

- ・ 新規車両の取得により、昨年度の修繕費19,476千円の1%にあたる194千円の削減を図り、地域間幹線系統の収支率の改善を目指す。
- ・ また車両数を令和8年9月末までに37両から38両に増車し、運行体制の確保を図るとともに、ノンステップバス導入比率94%超を維持することを目指す。

(宇部市交通局)

- ・ 当局におけるノンステップバス比率を令和7年9月末時点の71.0%(44台)から令和10年9月末までに80.6%以上(50台以上)とする。

(2) 事業の効果

新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業の目標を導入することにより、収支改善に結びつけることが期待できる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6、表7を添付。(該当箇所を色づけ)

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成26年3月27日
(第1回会議)

- ・ 山陽小野田市地域公共交通会議の設立について
- ・ 厚狭北部地域等におけるデマンド交通の実証運行について協議

平成 26 年 6 月 23 日 (第 2 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ・厚狭北部便の減便について
平成 26 年 9 月 29 日 (第 3 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者決定に伴う、平成 26 年度山陽小野田市生活交通ネットワーク計画の修正について ・道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が整っていることの証明について
平成 27 年 3 月 23 日 (第 4 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ・厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について ・厚狭北部便のダイヤ改正について
平成 27 年 6 月 22 日 (第 5 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画について
平成 27 年 7 月 30 日 (第 6 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について
平成 28 年 1 月 12 日 (第 7 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について ・デマンド型交通の目的地（駐車場所）の改善について
平成 28 年 2 月 5 日 (第 8 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画骨子案について
平成 28 年 2 月 12 日 (第 9 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画骨子案について
平成 28 年 3 月 29 日 (第 10 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画について ・監事について
平成 28 年 4 月 13 日 (第 11 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）に関する事業評価について
平成 28 年 6 月 22 日 (第 12 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画（生活交通確保維持改善計画）について
平成 28 年 12 月 28 日 (第 13 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統補助）に関する事業評価について
平成 29 年 3 月 22 日 (第 14 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網の再編について ・厚狭北部便（コミュニティバス）の利用状況について ・厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について ・公共交通網形成計画の目標と現状値について
平成 29 年 7 月 19 日 (第 15 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・厚狭北部便の運行計画について
平成 30 年 1 月 12 日 (第 16 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内バス路線の再編について ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について

平成 30 年 6 月 28 日 (第 17 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・労災病院への路線バスの乗入（増便）について ・公共交通不便地域の考え方について ・運転免許証返納者への対応について
平成 30 年 10 月 11 日 (第 18 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画（※計画内容の変更）について
平成 31 年 2 月 26 日 (第 19 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市バス路線再編計画について
令和元年 6 月 17 日 (第 20 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高畑・高泊循環線における江汐公園への乗入開始について
令和 2 年 1 月 8 日 (第 21 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）に係る事業評価について ・J R 小野田駅へのバスの乗入について ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画の期間見直しについて
令和 2 年 5 月 7 日 (第 22 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・J R 小野田駅へのバスの乗入について
令和 2 年 12 月 21 日 (第 23 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価（案）について
令和 3 年 6 月 16 日 (第 24 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画の期間見直しについて ・高泊地区新規公共交通導入支援事業の実施について
令和 4 年 1 月 11 日 (第 25 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・高畑高泊循環線の見直しについて ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価について
令和 4 年 5 月 30 日 (第 26 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・高泊地区へのデマンド交通の導入について ・高畑・高泊循環線の路線等の見直しについて ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・地域公共交通計画の策定について ・山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の改正について ・令和 4 年度山陽小野田市地域公共交通会議予算案について ・地域公共交通計画策定調査業務の委託について
令和 4 年 8 月 30 日 (第 27 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・高泊地区へのデマンド交通の導入について ・高畑・高泊循環線の路線等の見直しについて ・地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・地域公共交通計画の策定について

<p>令和4年12月16日 (第28回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価について ・地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画策定）に係る事業評価について ・山陽小野田市地域公共交通計画の策定について
<p>令和5年1月18日 (第29回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通計画（素案）について
<p>令和5年3月27日 (第30回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通計画について ・山陽小野田市地域公共交通計画の具体化について ・コミュニティバス「ねたろう号」、「いとね号」厚狭高校通学便運行ルートの検討について ・令和4年度山陽小野田市地域公共交通会議補正予算(案)について ・宇部市交通局のダイヤ改正について ・デマンド型交通「とまり号」の乗降地点の追加について
<p>令和5年6月2日 (第31回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度山陽小野田市地域公共交通会議決算について ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・地域公共交通計画関係事業の進捗について ・地域公共交通活性化再生法の改正について
<p>令和5年8月29日 (第32回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚狭北部地域におけるデマンド型交通の運行について ・厚狭高校通学便の新設について ・厚狭北部便の運行について ・JR美祢線の災害対応について ・JRローカル線の利用促進について ・JR厚狭駅における多機能トイレの整備について ・船鉄バス（公園通～理科大前間）の増便について ・企業寄附金を活用したバス停ベンチの整備について ・山口県賃上げ環境整備応援奨励金について
<p>令和6月1月12日 (第33回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）に係る事業評価 ・デマンド型交通（とまり号）の実証運行結果について ・JR美祢線の災害対応について ・JR小野田線の活性化に向けた今後の取組について ・JR小野田線活性化委員会公式SNSの開設について ・子ども市民教育推進事業「鉄道教室」「バス教室」の開催について ・バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェアの開催について ・サンデン交通の運行計画の変更について
<p>令和6年6月12日 (第34回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間幹線系統確保維持計画（案）について ・山陽小野田市地域公共交通の一部改正について ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について ・JR厚狭駅におけるエレベーターの整備について ・JR厚狭駅サイクルピットの設置について ・JR小野田駅のバスロケーションシステムサイネージについて ・ねたろう号の更新について ・さんようおのだミニ面接会の開催について

<p>令和6年8月27日 (第35回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船鉄バスのダイヤ改正について ・JR小野田線の鉄道とバスの共通乗車実証事業について ・JR美祢線の状況について ・令和6年度バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェアの開催について ・子ども市民教育推進事業「鉄道教室」、「バス教室」の開催について
<p>令和7年1月8日 (第36回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）に係る事業評価について ・JR小野田線・鉄道・バス共通パスのモニター実験について ・JR美祢線の状況について
<p>令和7年6月23日 (第37回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間幹線系統確保維持計画（案）について ・山陽小野田市地域公共交通計画の一部改正について ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について ・サビエル高校通学便の新設について ・いとね号の延伸について ・山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の改正について ・JR厚狭駅におけるエレベーターの整備について ・JR美祢線の状況について ・JR小野田線鉄道・バス共通乗車実証事業モニター実験の結果について ・JR小野田駅のバス停再配置について ・サンデン交通の一般路線バス（乗合バス）の上限運賃改定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

山陽小野田市地域公共交通計画の策定時に、市民を対象にアンケート調査を実施し、公共交通に対する意向等を把握した。

<アンケート調査の概要>

調査対象：山陽小野田市内に居住する2,000世帯

配布・回収方法：郵送

調査時期：令和4年8月4日（木）発送～8月23日（火）当館締切

回収状況：回収数1,216部

<アンケート結果の概要>

○路線バス・コミュニティバスに対する改善要望（複数回答可）

路線バス・コミュニティバスを利用しやすくするために必要な改善について、回答数が多いものから以下の内容であった。

- ・運行本数を増やす（52.8%）
- ・運行時刻を改善する（43.8%）
- ・経路（行先・経由地）を改善する（34.8%）
- ・運賃を安くする（29.2%）
- ・鉄道やバス等との接続を改善する（27.0%）
- ・時刻表や路線図を改善する（20.2%）

○路線バスの今後5年間の利用見込み

- ・変わらない（51.1%）
- ・今よりも減る可能性がある（4.3%）
- ・生活環境が変われば増える可能施がある（9.2%）
- ・車の運転が難しくなれば増える（27.9%）
- ・利用しやすくなったら増える（7.5%）

計画に基づき運行することにより、利用者の利便を確保するとともに、生産性向上の取組結果を検証し、今後の改善につなげていくことにより、交通弱者の方々の移動手段として必要なバスシステムの確保・維持を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県山陽小野田市日の出一丁目1-1

(所 属) 山陽小野田市経済部商工労働課

(氏 名) 中村 宏

(電 話) 0836-82-1156

(e-mail) shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp

施策1 都市間を結ぶ幹線の維持

(2) 幹線路線バスの維持

事業概要

国の地域間幹線系統確保維持改善事業を活用した路線の維持

- ・地域間幹線系統確保維持改善事業を活用し、都市間幹線路線バス等を維持・確保

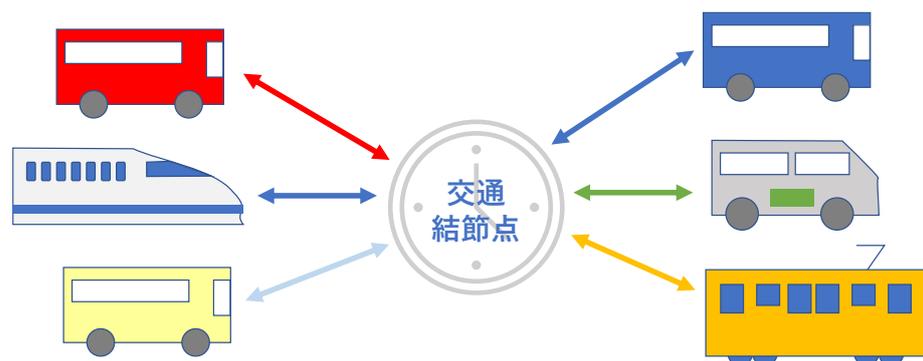


路線の維持に資する利用環境の確保

- ・バス停掲示物や標柱、車両の行先表示等の保全や充実を図り、利用しやすい環境を確保

幹線相互、支線との乗継利便性向上のためのダイヤ調整

- ・一層の利用促進に向け、交通結節点での幹線相互、支線との乗継ダイヤの調整を継続的に実施



実施主体

山陽小野田市、沿線自治体、国、交通事業者

施策3 交通結節点の機能強化、乗継改善

(5) 交通結節点の機能強化

事業概要

JR 小野田駅前のバスのりばの改善

- ・バスのりばの方面別再配置や案内板等によるわかりやすさ向上について検討



・ JR 小野田駅前



JR 厚狭駅における情報発信強化

- ・JR 厚狭駅において、JR 美祢線の利用促進に資する新幹線来訪者等への情報提供の充実等を検討



・ JR 厚狭駅新幹線口

おのだサンパークにおける乗継・待合環境の充実

- ・おのだサンパークを起終点とする系統の設定による拠点性の強化、待合施設の整備等を検討

埴生バス停における乗継ダイヤ調整

- ・埴生バス停におけるいとね号と路線バス（サンデン交通）との乗継ダイヤ調整の継続的な実施

実施主体

山陽小野田市、交通事業者、沿線自治体、沿線施設

施策4 新技術の試験導入・実装

(6) 運行情報の継続更新・高度化

事業概要

GTFS-JPの整備・継続更新

- データの継続更新による Google マップへの運行時刻等の反映

GTFS-RTの整備・利活用

- 令和4年度に実証実験を行った船木鉄道のバスロケーションシステム「せんナビ」の本格導入
- 沿線関係者及び交通事業者間で連携したデジタルサイネージ（発着情報を示す表示機）の整備の推進（JR小野田駅、おのだサンパーク、山口東京理科大学等）
- Google マップへの遅れ状況等の反映



実施主体

交通事業者、山陽小野田市、沿線施設

施策4 新技術の試験導入・実装

(7) キャッシュレス決済の導入・普及促進

事業概要

ICカードやタッチ決済、QRコード決済、デジタルチケット等の導入・普及促進

- ・令和5年4月にJR山陽線の市内各駅に導入されるICカードICOCAの普及を促進
- ・ICカード等のキャッシュレス決済が未導入の路線を中心に、タッチ決済やQRコード決済等、新たな決済手段の導入を促進
- ・デジタルチケットについても、既存のシステムのPR等を実施



実施主体

交通事業者、山陽小野田市

3-2 目標値の設定

本計画を実現するため、令和4年度を基準とし、今後5年間の計画期間で達成すべき目標値を、前項で設定した計画全体の評価指標に基づき、次のとおり設定します。

取組方針 1 快適・便利で持続可能なネットワーク

評価指標①	市内各駅の年間利用者数			
目標値	現状 (令和3年度値)	1,072 千人/年	目標 (令和8年度値)	1,390 千人/年
考え方				
<p>・コロナ禍で落ち込んだ需要を、路線バス等との連携やまちづくりと一体となった利用促進等により、コロナ禍前の水準に回復させます。</p> <p>※目指す水準：平成30年度の年間利用者数以上 1,387千人/年 ≒ 1,390千人/年</p>				
評価指標②	市内を運行する路線バス、コミュニティバス、デマンド型交通の年間利用者数			
目標値	現状 (令和4年度値)	655 千人/年	目標 (令和9年度値)	770 千人/年
考え方				
<p>・コロナ禍で落ち込んだ需要を、路線再編やデジタル化等の利便性向上、ターゲットを絞った利用促進や意識醸成により、コロナ禍前（平成30年度値）の水準まで、段階的に回復させることを目指し、まずはその9割を目標値として設定します。</p> <p>※目指す水準：平成30年度の年間利用者数の90%以上 路線バス・コミュニティバス 852,481人/年、デマンド型交通 3,014人/年 計 855,495人/年 ≒ 855千人/年 855千人/年 × 0.9 ≒ 770千人/年</p>				
評価指標③	市内を運行する路線バス、コミュニティバスの収益率			
目標値	現状 (令和4年度値)	33.0%	目標 (令和9年度値)	33.0% 以上
考え方				
<p>・燃料費等の高騰による運行経費の増加を想定しつつ、コロナ禍で落ち込んだ需要を、路線再編やデジタル化等の利便性向上、ターゲットを絞った利用促進や意識醸成により回復させ、収益率は現状以上の水準を目指します。</p> <p>収益率(%) = 収入(円) ÷ 運行経費(円)</p> <p>※目指す水準：令和4年度の収益率以上</p>				

評価指標④	路線バス等の維持にかかる市民一人当たりの財政支出額			
目標値	現状 (令和4年度値)	2,468 円/年	目標 (令和9年度値)	2,468 円/年以下

考え方

・過度な財政支出を抑制するため、路線バス、コミュニティバス、デマンド型交通に係る補助金や委託費の年間財政支出を市の人口（データ集計期間の12月末時点の住民基本台帳人口）で割った市民一人当たりの財政支出額を現状以下の水準を目指します。

※目指す水準：令和4年度の額以下

$$150,185 \text{ 千円/年} \div 60,856 \approx 2,468 \text{ 円/年}$$

取組方針 2 わかりやすく利用しやすいサービス

評価指標⑤	市民の公共交通利用率			
目標値	現状 (令和4年度値)	42%	目標 (令和9年度値)	50%

考え方

・わかりやすい情報提供や利用しやすいサービスの提供等により、日常生活の移動手段として公共交通の利用を促進し、市民の公共交通利用率を現状以上に増やします。

※市民アンケートで鉄道（JR山陽線・JR小野田線・JR美祢線）、路線バス、コミュニティバス、デマンド型交通のいずれか1つ以上の交通手段を年数日以上利用していると回答した人を「公共交通を利用している市民」とみなし、割合を算出

公共交通を利用している市民 489人

アンケート回答者数（上記の項目全て無回答の人を除く） 1,179人

$$489 \text{ 人} \div 1,179 \text{ 人} \approx 42\%$$

※目指す水準：50%以上

評価指標⑥	市内主要駅のエレベーター設置率			
目標値	現状 (令和4年度値)	0% (0 駅/2 駅)	目標 (令和9年度値)	100% (2 駅/2 駅)

考え方

・誰もが利用しやすいサービスとするため、市内の主要な駅である厚狭駅および小野田駅にエレベーターを設置します。

※目指す水準：厚狭駅および小野田駅にエレベーターを設置

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	特例 措置
山口県	サンデン交通(株)	(1) 下関駅～唐戸～川棚温泉	12,368.0千円	
		(2) 下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	11,103.0千円	
		(3) 下関駅～小月駅・小野田駅～おのだサンパーク	12,336.0千円	
		(4) 下関駅～小月駅～大泊	20,924.0千円	
		(5) 下関駅～下大野～豊田町西市	18,469.0千円	
		(6) 下関駅～小月駅～美祢駅	16,777.5千円	
サンデン交通(株) 計			91,977.0千円	
山口県	船木鉄道(株)	(1) 船木 - 労災病院 - サンパーク - 本山岬	3,195.0千円	
		(2) 船木 - 宇部駅 - 宇部市役所	4,997.5千円	
		(3) 厚狭駅 - 労災病院 - サンパーク - 宇部中央	4,923.5千円	
船木鉄道(株) 計			13,116.0千円	
山口県	宇部市交通局	(1) 宇部新川駅 ～ 山口宇部道路 ～ 新山口駅	6,470.5千円	
		(2) 宇部新川駅 ～ 東岐波商業団地前・サンパークあじす ～ 新山口駅	11,050.0千円	
		(3) 宇部新川駅 ～ 今村 ～ サンパークあじす	2,256.5千円	
		(4) 宇部新川駅 ～ 山口宇部医療センター・ミスターマックス宇部店 ～ サンパークあじす	6,884.0千円	
		(5) 小野田営業所 ～ 大学病院前 常盤町二丁目	3,393.0千円	
		(6) 西ヶ丘入口 ～ ゆめタウン宇部 ～ 日赤前	1,954.5千円	
宇部市交通局 計			32,008.0千円	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

R8年度

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の (基準期間*)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,633,464 千円	営業外収益	13,912 千円	経常収益 (イ)	1,647,376 千円	
	営業費用	2,501,830 千円	営業外費用	15,218 千円	経常費用 (ロ)	2,517,048 千円	
	営業損益	△ 868,366 千円	営業外損益	△ 1,306 千円	経常損益	△ 869,672 千円	
補助対象期間の 実車走行キロ (ハ)	5,758,401.6 km					経常収支率	65.45 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,608,021 千円	営業外収益	13,316 千円	経常収益 (イ)	1,621,337 千円	
	営業費用	2,478,609 千円	営業外費用	19,024 千円	経常費用 (ロ)	2,497,633 千円	
	営業損益	△ 870,588 千円	営業外損益	△ 5,708 千円	経常損益	△ 876,296 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ (ハ)	6,034,164.7 km					経常収支率	64.91 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,526,942 千円	営業外収益	12,713 千円	経常収益 (イ)	1,539,656 千円	
	営業費用	2,482,397 千円	営業外費用	21,529 千円	経常費用 (ロ)	2,503,927 千円	
	営業損益	△ 955,455 千円	営業外損益	△ 8,816 千円	経常損益	△ 964,271 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ (ハ)	6,344,011.7 km					経常収支率	61.49 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
山陽	394円69銭	413円91銭	437円10銭
	円 銭	円 銭	円 銭

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c) / 3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
山陽	415円23銭	419円74銭	415円23銭	286円08銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助並交付要綱別表 2(注)4.の適用 割合 フ	改定率 コ %
山陽	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ (チー(リ+ヌ+ル)÷チ=ラ)	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率				
			運行系統名	起点	主な經由地							終点	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	往 . Km (平均)			復 . Km (平均)	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	
山陽	第1号		北浦線	下関駅	唐戸	川棚温泉	365	日	2372.5 (6.5)	回	5.1	33.1	人	往27.9Km (平均) 復27.9Km	27.9Km	往 Km (平均) 復 Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	%	100.000%
山陽	第2号		北浦線	下関駅	豊洋台 三丁目	川棚温泉	365	日	2007.5 (5.5)	回	5.5	30.2	人	往29.6Km (平均) 復29.6Km	29.6Km	往 Km (平均) 復 Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	%	100.000%
山陽	第3号		山陽 国道線	下関駅	小月駅・小野 田駅	おのだサ ンパーク	365	日	3650.0 (10.0)	回	4.9	49.0	人	往39.2Km (平均) 復39.2Km	39.2Km	往 Km (平均) 復 Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	往19.9Km (平均) 復19.9Km	19.9Km	%	49.234%
山陽	第4号		仙崎 線・準	下関駅	小月駅	大泊	365	日	2372.5 (6.5)	回	3.5	22.7	人	往76.7Km (平均) 復76.7Km	76.7Km	往 Km (平均) 復 Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	%	100.000%
山陽	第5号		下関・ 豊田線	下関駅	下大野	豊田町 西市	365	日	3102.5 (8.5)	回	5.9	50.1	人	往36.2Km (平均) 復36.2Km	37.4Km	往 Km (平均) 復 Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	%	100.000%
山陽	第6号		美祿線	下関駅	小月駅	美祿駅	365	日	2737.5 (7.5)	回	4.5	33.7	人	往43.7Km (平均) 復43.7Km	43.7Km	往 Km (平均) 復 Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	%	100.000%
合計			計6 系統											往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	往 Km (平均) 復 Km	Km	往 . Km (平均) 復 . Km	Km	往19.9Km (平均) 復19.9Km	19.9Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置 補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)÷チ=ラ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はのうちのいずれか少ないほうの額 ソ	
					基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
					経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f					
山陽	第1号		132,385.5 . km	54,970,431 円	211円 69銭	29,104,396 円	141,899.4 km	205.10 円銭	29,770,367 円	142,438.1 km	209.00 円銭	30,236,713 円	136,830.0 km	220.98 円銭	28,024,687 円	26,945,744 円	24,736,693 円	24,736,693 円
山陽	第2号		118,844.0 . km	49,347,594 円	220円 16銭	23,587,375 円	118,222.4 km	199.51 円銭	26,458,065 円	118,720.0 km	222.86 円銭	28,249,223 円	118,638.1 km	238.11 円銭	26,164,696 円	23,182,898 円	22,206,417 円	22,206,417 円
山陽	第3号		297,986.0 . km	123,732,726 円	192円 84銭	16,702,607 円	92,819.5 km	179.94 円銭	61,556,823 円	324,723.4 km	189.56 円銭	64,778,056 円	309,905.2 km	209.02 円銭	57,463,621 円	66,269,105 円	55,679,726 円	55,679,726 円
山陽	第4号		363,941.5 . km	151,119,429 円	131円 81銭	54,905,455 円	390,166.4 km	140.72 円銭	48,114,937 円	391,313.8 km	122.95 円銭	51,605,985 円	391,645.7 km	131.76 円銭	47,971,130 円	103,148,299 円	68,003,743 円	68,003,743 円
山陽	第5号		218,416.0 . km	90,692,875 円	246円 11銭	50,316,968 円	199,281.3 km	252.49 円銭	59,818,253 円	242,424.4 km	246.75 円銭	42,121,398 円	176,163.4 km	239.10 円銭	53,754,362 円	36,938,513 円	40,811,793 円	36,938,513 円
山陽	第6号		224,475.0 . km	93,208,754 円	175円 59銭	37,810,384 円	239,155.4 km	158.09 円銭	44,830,392 円	239,577.2 km	187.12 円銭	43,476,265 円	239,454.5 km	181.56 円銭	39,415,566 円	53,793,188 円	41,943,939 円	41,943,939 円
合計			1,356,048.0 . km	563,071,809 円		212,427,185 円	1,181,544.4 km		270,548,837 円	1,459,196.9 km		260,467,640 円	1,372,636.9 km		252,794,062 円	310,277,747 円	253,382,314 円	253,382,314 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費		計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							
						都道府県					市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
						負担額	負担割合				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	第1号		24,736,693 円	0 円	0 円	24,736 千円	12,368.0 千円	26,945,744 円	14,577,744 円	12,368,000 円	84.8 %	2,209,000 円	15.1 %	円	%	744 円	%	
山陽	第2号		22,206,417 円	0 円	0 円	22,206 千円	11,103.0 千円	23,182,898 円	12,079,898 円	11,103,000 円	91.9 %	976,000 円	8.0 %	円	%	898 円	%	
山陽	第3号		27,413,356 円	0 円	24,672,020 円	24,672 千円	12,336.0 千円	66,269,105 円	53,933,105 円	12,336,000 円	22.8 %	41,597,000 円	77.1 %	円	%	105 円	%	
山陽	第4号		68,003,743 円	0 円	41,848,457 円	41,848 千円	20,924.0 千円	103,148,299 円	82,224,299 円	20,924,000 円	25.4 %	61,300,000 円	74.5 %	円	%	299 円	%	
山陽	第5号		36,938,513 円	0 円	0 円	36,938 千円	18,469.0 千円	36,938,513 円	18,469,513 円	18,469,000 円	99.9 %	0 円	0.0 %	円	%	513 円	%	
山陽	第6号		41,943,939 円	0 円	33,555,151 円	33,555 千円	16,777.5 千円	53,793,188 円	37,015,688 円	16,777,500 円	45.3 %	20,238,000 円	54.6 %	円	%	188 円	%	
合計			221,242,661 円	0 円	円	183,955 千円	91,977 千円	310,277,747 円	218,300,247 円	91,977,000 円	42.1 %	126,320,000 円	57.8 %	円	%	2747 円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業							
補助対象期間の (基準期間*)の損益状況	営業収益	1,633,464 千円	営業外収益	13,912 千円	経常収益 (イ)	1,647,376 千円	
	営業費用	2,501,830 千円	営業外費用	15,218 千円	経常費用 (ロ)	2,517,048 千円	
	営業損益	△ 868,366 千円	営業外損益	△ 1,306 千円	経常損益	△ 869,672 千円	
補助対象期間の 実車走行キロ (ハ)	5,758,401.6 km					経常収支率	65.45 %

乗合バス事業							
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,633,464 千円	営業外収益	13,912 千円	経常収益 (イ')	1,647,376 千円	
	営業費用	2,501,830 千円	営業外費用	15,218 千円	経常費用 (ロ')	2,517,048 千円	
	営業損益	△ 868,366 千円	営業外損益	△ 1,306 千円	経常損益	△ 869,672 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ (ハ')	6,034,164.7 km					経常収支率	65.45 %

乗合バス事業							
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,608,021 千円	営業外収益	13,316 千円	経常収益 (イ'')	1,621,337 千円	
	営業費用	2,478,609 千円	営業外費用	19,024 千円	経常費用 (ロ'')	2,497,633 千円	
	営業損益	△ 870,588 千円	営業外損益	△ 5,708 千円	経常損益	△ 876,296 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ (ハ'')	6,344,011.7 km					経常収支率	64.91 %

(補助対象事業者の「基準期間*を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ= c
山陽	394円69銭	413円91銭	437円10銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c) / 3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
山陽	415円23銭	419円74銭	415円23銭	286円08銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率 コ
山陽	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ			
			運行系統名	起点	主な経由地							終点	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	往 . Km (平均)			復 . Km (平均)	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)
山陽	第1号		北浦線	下関駅	唐戸	川棚温泉	365	日	2372.5 (6.5)	回	5.1	33.1	人	往27.9 Km (平均) 復27.9 Km	27.9 Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100.00%	
山陽	第2号		北浦線	下関駅	豊洋台 三丁目	川棚温泉	365	日	2007.5 (5.5)	回	5.5	30.2	人	往29.6 Km (平均) 復29.6 Km	29.6 Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100.00%	
山陽	第3号		山陽 園道線	下関駅	小月駅・小 野田駅	おのだサ ンパーク	365	日	3650.0 (10.0)	回	4.9	49.0	人	往39.2 Km (平均) 復39.2 Km	39.2 Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往19.9 Km (平均) 復19.9 Km	19.9 Km	50.765	%	49.234%
山陽	第4号		仙崎 線・準	下関駅	小月駅	大泊	365	日	2372.5 (6.5)	回	3.5	22.7	人	往76.7 Km (平均) 復76.7 Km	76.7 Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100.00%	
山陽	第5号		下関・ 豊田線	下関駅	下大野	豊田町 西市	365	日	3102.5 (8.5)	回	5.9	50.1	人	往36.2 Km (平均) 復36.2 Km	36.2 Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100.00%	
山陽	第6号		美祿線	下関駅	小月駅	美祿駅	365	日	2737.5 (7.5)	回	4.5	33.7	人	往43.7 Km (平均) 復43.7 Km	43.7 Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100.00%	
合計			計6 系統													往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往19.9 Km (平均) 復19.9 Km	19.9 Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統 の実車走行 キロ 当たり 経常 収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統 の実車走行 キロ 当たり 経常 収益 ヤ'÷マ'=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ 当たり 経常 収益 ヤ÷マ=f
山陽	第1号			132,385.5 . km	54,970,431 円	211 円 95銭	36,033,914 円	162,489.6 km	221.76 円 銭	29,104,396 円	141,899.4 km	205.10 円 銭	29,770,367 円	142,438.1 km	209.00 円 銭	28,059,107 円	26,911,324 円	24,736,693 円	24,736,693 円
山陽	第2号			118,844.0 . km	49,347,594 円	210 円 21銭	24,684,496 円	118,518.4 km	208.27 円 銭	23,587,375 円	118,222.4 km	199.51 円 銭	26,458,065 円	118,720.0 km	222.86 円 銭	24,982,198 円	24,365,396 円	22,206,417 円	22,206,417 円
山陽	第3号			297,986.0 . km	123,732,726 円	187 円 84銭	15,469,357 円	79,728.2 km	194.02 円 銭	16,702,607 円	92,819.5 km	179.94 円 銭	61,556,823 円	324,723.4 km	189.56 円 銭	55,973,691 円	67,759,035 円	55,679,726 円	55,679,726 円
山陽	第4号			363,941.5 . km	151,119,429 円	131 円 39銭	51,027,448 円	390,953.2 km	130.52 円 銭	54,905,455 円	390,166.4 km	140.72 円 銭	48,114,937 円	391,313.8 km	122.95 円 銭	47,818,274 円	103,301,155 円	68,003,743 円	68,003,743 円
山陽	第5号			218,416.0 . km	90,692,875 円	228 円 79銭	40,760,677 円	217,807.5 km	187.14 円 銭	50,316,968 円	199,281.3 km	252.49 円 銭	59,818,253 円	242,424.4 km	246.75 円 銭	49,971,397 円	40,721,478 円	40,811,793 円	40,721,478 円
山陽	第6号			224,647.8 . km	93,280,505 円	156 円 38銭	31,724,454 円	255,948.6 km	123.94 円 銭	37,810,384 円	239,155.4 km	158.09 円 銭	44,830,392 円	239,577.2 km	187.12 円 銭	35,130,423 円	58,150,082 円	41,976,227 円	41,976,227 円
合計				1,356,220.8 . km	563,143,560 円		199,700,346 円	1,225,445.5 km		212,427,185 円	1,181,544.4 km		270,548,837 円	1,459,196.9 km		241,935,090 円	321,208,470 円	253,414,599 円	253,324,284 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/① 計画運行回数=ネ	補助対象経費		計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							
						都道府県					市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
						負担額	負担割合				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	第1号		24,736.693 円	0 円	0 円	24,736 千円	12,368.0 千円	26,911.324 円	14,543.324 円	12,368,000 円	85.0 %	2,175,000 円	14.9 %	円	%	324 円	%	
山陽	第2号		22,206.417 円	0 円	0 円	22,206 千円	11,103.0 千円	24,365.396 円	13,262.396 円	11,103,000 円	83.7 %	2,159,000 円	16.2 %	円	%	396 円	%	
山陽	第3号		27,413.356 円	0 円	24,672.020 円	24,672 千円	12,336.0 千円	67,759.035 円	55,423.035 円	12,336,000 円	22.2 %	43,087,000 円	77.7 %	円	%	35 円	%	
山陽	第4号		68,003.743 円	0 円	41,848.457 円	41,848 千円	20,924.0 千円	103,301.155 円	82,377.155 円	20,924,000 円	25.4 %	61,453,000 円	74.5 %	円	%	155 円	%	
山陽	第5号		40,721.478 円	0 円	0 円	40,721 千円	20,360.5 千円	40,721.478 円	20,360.978 円	20,360,500 円	99.9 %	0 円	0.0 %	円	%	478 円	%	
山陽	第6号		41,976.227 円	0 円	33,580.982 円	33,580 千円	16,790.0 千円	58,150.082 円	41,360.082 円	16,790,000 円	40.5 %	24,570,000 円	59.4 %	円	%	82 円	%	
合計			225,057,914 円	0 円	100,101,459 円	187,763 千円	93,881 千円	321,208,470 円	227,326,970 円	93,881,000 円	41.2 %	133,444,000 円	58.7 %	円	%	1470 円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

R10年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の (基準期間*)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,633,464 千円	営業外収益	13,912 千円	経常収益(イ)	1,647,376 千円
	営業費用	2,501,830 千円	営業外費用	15,218 千円	経常費用(ロ)	2,517,048 千円
	営業損益	△ 868,366 千円	営業外損益	△ 1,306 千円	経常損益	△ 869,672 千円
補助対象期間の 実車走行キロ (ハ)	5,758,401.6 km				経常収支率	65.45 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,526,942 千円	営業外収益	12,713 千円	経常収益(イ')	1,539,656 千円
	営業費用	2,482,397 千円	営業外費用	21,529 千円	経常費用(ロ')	2,503,927 千円
	営業損益	△ 955,455 千円	営業外損益	△ 8,816 千円	経常損益	△ 964,271 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ (ハ')	6,034,164.7 km				経常収支率	61.49 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,484,966 千円	営業外収益	15,069 千円	経常収益(イ'')	1,500,036 千円
	営業費用	2,629,852 千円	営業外費用	31,184 千円	経常費用(ロ'')	2,661,036 千円
	営業損益	△ 1,144,886 千円	営業外損益	△ 16,115 千円	経常損益	△ 1,161,000 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ (ハ'')	6,344,011.7 km				経常収支率	56.37 %

(補助対象事業者の「基準期間*を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
山陽	394円69銭	413円91銭	437円10銭
	円 銭	円 銭	円 銭

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c) / 3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
山陽	415円23銭	419円74銭	415円23銭	286円08銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表 2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
山陽	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	コ %
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	コ %
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	コ %

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ウ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ (チー(リ+ヌキル))÷チ=ラ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率											
				起点	主な經由地	終点																						
山陽	第1号		北浦線	下関駅	唐戸	川棚温泉	366	日	2372.5 (6.5)	回	5.1	33.1	人	往27.9Km (平均) 復27.9Km	27.9 Km	復	Km (平均) Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	%	100.000%			
山陽	第2号		北浦線	下関駅	豊洋台 三丁目	川棚温泉	366	日	2007.5 (5.5)	回	5.5	30.2	人	往29.6Km (平均) 復29.6Km	29.6 Km	復	Km (平均) Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	%	100.000%			
山陽	第3号		山陽国道線	下関駅	小月駅・小野田駅	おのだサンパーク	366	日	3650.0 (10.0)	回	4.9	49.0	人	往39.2Km (平均) 復39.2Km	39.2 Km	復	Km (平均) Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	往19.9Km (平均) 復19.9Km	19.9 Km 19.9 Km	復 . Km . Km	50.765	%	49.234%		
山陽	第4号		仙崎線・準	下関駅	小月駅	大泊	366	日	2372.5 (6.5)	回	3.5	22.7	人	往76.7Km (平均) 復76.7Km	76.7 Km	復	Km (平均) Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	%	100.000%			
山陽	第5号		下関・豊田線	下関駅	下大野	豊田町 西市	366	日	3102.5 (8.5)	回	5.9	50.1	人	往37.4Km (平均) 復37.4Km	37.4 Km	復	Km (平均) Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	%	100.000%			
山陽	第6号		美祿線	下関駅	小月駅	美祿駅	366	日	2737.5 (7.5)	回	4.5	33.7	人	往43.7Km (平均) 復43.7Km	43.7 Km	復	Km (平均) Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km . Km	復 . Km . Km	%	100.000%			
合計			計6系統																									

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌキル))÷チ=ラ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 へ×ワ以下の額:カ (d+ef)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=シ	タ又はのうちのいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f					
山陽	第1号			132,748.2 . km	55,121,035 円	211円 95銭	36,033,914 円	162,489.6 km	221.76 円 銭	29,104,396 円	141,899.4 km	205.10 円 銭	29,770,367 円	142,438.1 km	209.00 円 銭	28,135,981 円	26,985,054 円	24,804,465 円	24,804,465 円
山陽	第2号			119,169.6 . km	49,482,793 円	210円 21銭	24,684,496 円	118,518.4 km	208.27 円 銭	23,587,375 円	118,222.4 km	199.51 円 銭	26,458,065 円	118,720.0 km	222.86 円 銭	25,050,642 円	24,432,151 円	22,267,256 円	22,267,256 円
山陽	第3号			298,802.4 . km	124,071,720 円	187円 84銭	15,469,357 円	79,728.2 km	194.02 円 銭	16,702,607 円	92,819.5 km	179.94 円 銭	61,556,823 円	324,723.4 km	189.56 円 銭	56,127,043 円	67,944,677 円	55,832,274 円	55,832,274 円
山陽	第4号			364,938.6 . km	151,533,454 円	131円 39銭	51,027,448 円	390,953.2 km	130.52 円 銭	54,905,455 円	390,166.4 km	140.72 円 銭	48,114,937 円	391,313.8 km	122.95 円 銭	47,949,283 円	103,584,171 円	68,190,054 円	68,190,054 円
山陽	第5号			219,014.4 . km	90,941,349 円	228円 79銭	40,760,677 円	217,807.5 km	187.14 円 銭	50,316,968 円	199,281.3 km	252.49 円 銭	59,818,253 円	242,424.4 km	246.75 円 銭	50,108,305 円	40,833,044 円	40,923,607 円	40,833,044 円
山陽	第6号			225,090.0 . km	93,464,120 円	156円 38銭	31,724,454 円	255,948.6 km	123.94 円 銭	37,810,384 円	239,155.4 km	158.09 円 銭	44,830,392 円	239,577.2 km	187.12 円 銭	35,199,575 円	58,264,545 円	42,058,854 円	42,058,854 円
合計				1,359,763.2 . km	564,614,471 円		199,700,346 円	1,225,445.5 km		212,427,185 円	1,181,544.4 km		270,548,837 円	1,459,196.9 km		242,570,829 円	322,043,642 円	254,076,511 円	254,076,511 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費		経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
						ナ				ナ×1/2=ラ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
						ナ	ナ			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	第1号		24,804,465 円	0 円	0 円	24,804 千円	12,402.0 千円	26,965,054 円	14,583,054 円	12,402,000 円	85.0 %	2,181,000 円	14.9 %	円	%	54 円	%			
山陽	第2号		22,267,256 円	0 円	0 円	22,267 千円	11,133.5 千円	24,432,151 円	13,298,651 円	11,133,500 円	83.7 %	2,165,000 円	16.2 %	円	%	151 円	%			
山陽	第3号		27,488,461 円	0 円	24,739,615 円	24,739 千円	12,369.5 千円	67,944,677 円	55,575,177 円	12,369,500 円	22.2 %	43,205,000 円	77.7 %	円	%	677 円	%			
山陽	第4号		68,190,054 円	0 円	41,963,110 円	41,963 千円	20,981.5 千円	103,584,171 円	82,602,671 円	20,981,500 円	25.4 %	61,621,000 円	74.5 %	円	%	171 円	%			
山陽	第5号		40,833,044 円	0 円	0 円	40,833 千円	20,416.5 千円	40,833,044 円	20,416,544 円	20,416,500 円	99.9 %	0 円	0.0 %	円	%	44 円	%			
山陽	第6号		42,058,854 円	0 円	33,647,083 円	33,647 千円	16,823.5 千円	58,264,545 円	41,441,045 円	16,823,500 円	40.5 %	24,617,000 円	59.4 %	円	%	545 円	%			
合計			225,642,134 円	0 円	円	188,253 千円	94,126 千円	322,043,642 円	227,917,142 円	94,126,000 円	41.2 %	133,789,000 円	58.7 %	円	%	1642 円	%			

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

08年度

事業者名	船木鉄道株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	96,288 千円	営業外収益	742 千円	経常収益(イ)	97,030 千円
	営業費用	251,962 千円	営業外費用	1,721 千円	経常費用(ロ)	253,683 千円
	営業損益	△ 155,674 千円	営業外損益	△ 979 千円	経常損益	△ 156,653 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	976,073.4 km			経常収支率	38.24 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	90,860 千円	営業外収益	760 千円	経常収益(イ)	91,620 千円
	営業費用	250,141 千円	営業外費用	1,632 千円	経常費用(ロ)	251,773 千円
	営業損益	△ 159,281 千円	営業外損益	△ 872 千円	経常損益	△ 160,153 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	904,967.0 km			経常収支率	36.38 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	86,581 千円	営業外収益	445 千円	経常収益(イ')	87,026 千円
	営業費用	238,120 千円	営業外費用	1,414 千円	経常費用(ロ')	239,534 千円
	営業損益	△ 151,539 千円	営業外損益	△ 969 千円	経常損益	△ 152,508 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	893,550.3 km			経常収支率	36.33 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ' ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ ÷ ハ = b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経 常費用 (基準期間) ロ ÷ ハ = c
山陽	268円06銭	278円21銭	259円90銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ = ト
山陽	268円72銭	419円74銭	268円72銭	99円40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
			起点	主な経由地	終点					チ	オ			オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル				
山陽	第1号	本山線	船木	山陽小野田市民病院・中川通・労災病院・サンパーク・刈屋	本山岬	365日	4,803.5回 (13.1回)	1.6人	20.9人	往 18.1km (平均) 復 18.1km	18.1km	往 (平均) 復	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
	第2号	宇部線	船木	宇部駅	宇部市役所	365日	5,044.5回 (13.8回)	2.8人	38.6人	往 16.1km 復 16.2km	16.1km	往 復	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
	第3号	厚狭線	厚狭駅	山陽小野田市民病院・中川通・労災病院・サンパーク	宇部中央	365日	3,708.5回 (10.1回)	2.5人	25.2人	往 22.5km 復 22.8km	22.6km	往 復	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
合計	系統									往 56.7km 復 57.1km	56.8km	往 復	往 . Km 復 . Km	. Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	. Km	. Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f				
山陽	第1号		100.000%	173,067.1km	46,506,591円	89円24銭	14,248,059円	156,726.0km	90円91銭	13,725,697円	157,035.6km	87円40銭	14,019,548円	156,769.6km	89円42銭	15,444,509円	31,062,082円	20,927,965円	20,927,965円
	第2号		100.000%	162,963.8km	43,791,632円	138円17銭	21,767,110円	162,656.7km	133円82銭	21,899,627円	163,060.5km	134円30銭	23,894,068円	163,206.1km	146円40銭	22,516,709円	21,274,923円	19,706,234円	19,706,234円
	第3号		100.000%	164,496.0km	44,203,365円	110円85銭	15,807,692円	155,870.3km	101円41銭	17,487,274円	156,263.2km	111円90銭	18,648,680円	156,393.2km	119円24銭	18,234,382円	25,968,983円	19,891,514円	19,891,514円
合計				500,526.9km	134,501,588円		51,822,861円	475,253.0km		53,112,598円	476,359.3km		56,562,296円	476,368.9km		56,195,600円	78,305,988円	60,525,713円	60,525,713円

補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分以 外に係るもの ソ×ヲ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行 回数/①計画 運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他 の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	第 1 号		20,927,965円	20,927,965円	6,390,218円	6,390 千円	3,195.0 千円	31,062,082 円	27,867,082 円	3,195,000 円	11.465 %	24,672,000 円	88.535 %	0 円	0 %	82 円	0.000 %	
	第 2 号		19,706,234円	19,706,234円	9,995,915円	9,995 千円	4,997.5 千円	21,274,923 円	16,277,423 円	4,997,500 円	30.702 %	11,279,000 円	69.292 %	0 円	0 %	923 円	0.006 %	
	第 3 号		19,891,514円	19,891,514円	9,847,284円	9,847 千円	4,923.5 千円	25,968,983 円	21,045,483 円	4,923,500 円	23.395 %	16,121,000 円	76.601 %	0 円	0 %	983 円	0.005 %	
合計			60,525,713円	60,525,713円	26,233,417円	26,232 千円	13,116 千円	78,305,988 円	65,189,988 円	13,116,000 円	20.119 %	52,072,000 円	79.877 %	0 円	0	1,988 円	0.003 %	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

09年度

事業者名	船木鉄道株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	96,288 千円	営業外収益	742 千円	経常収益(イ)	97,030 千円	
	営業費用	251,962 千円	営業外費用	1,721 千円	経常費用(ロ)	253,683 千円	
	営業損益	△ 155,674 千円	営業外損益	△ 979 千円	経常損益	△ 156,653 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	976,073.4 km					経常収支率	38.24 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	90,860 千円	営業外収益	760 千円	経常収益(イ)	91,620 千円	
	営業費用	250,141 千円	営業外費用	1,632 千円	経常費用(ロ)	251,773 千円	
	営業損益	△ 159,281 千円	営業外損益	△ 872 千円	経常損益	△ 160,153 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	904,967.0 km					経常収支率	36.38 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	86,581 千円	営業外収益	445 千円	経常収益(イ')	87,026 千円	
	営業費用	238,120 千円	営業外費用	1,414 千円	経常費用(ロ')	239,534 千円	
	営業損益	△ 151,539 千円	営業外損益	△ 969 千円	経常損益	△ 152,508 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	893,550.3 km					経常収支率	36.33 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
山陽	268円06銭	278円21銭	259円90銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
山陽	268円72銭	419円74銭	268円72銭	99円40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
			起点	主な経由地	終点					往	復			往	復	往	復	往	復		
山陽	第1号	本山線	船木	山陽小野田市民病院・中川通・労災病院・サンパーク・刈屋	本山岬	365日	4,805.5回 (13.1回)	1.6人	20.9人	往 18.1km (平均) 復 18.1km	18.1km	往 (平均) 復		往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
	第2号	宇部線	船木	宇部駅	宇部市役所	365日	5,048.5回 (13.8回)	2.8人	38.6人	往 16.1km 復 16.2km	16.1km	往 復		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
	第3号	厚狭線	厚狭駅	山陽小野田市民病院・中川通・労災病院サンパーク	宇部中央	365日	3,710.5回 (10.1回)	2.5人	25.2人	往 22.5km 復 22.8km	22.6km	往 復		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
合計		系統								往 56.7km 復 57.1km	56.8km	往 復	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f				
山陽	第1号		100.000%	173,143.3km	46,527,067円	89円24銭	14,248,059円	156,726.0km	90円91銭	13,725,697円	157,035.6km	87円40銭	14,019,548円	156,769.6km	89円42銭	15,451,309円	31,075,758円	20,937,180円	20,937,180円
	第2号		100.000%	163,092.8km	43,826,297円	138円17銭	21,767,110円	162,656.7km	133円82銭	21,899,627円	163,060.5km	134円30銭	23,894,068円	163,206.1km	146円40銭	22,534,533円	21,291,764円	19,721,833円	19,721,833円
	第3号		100.000%	164,598.0km	44,230,774円	110円85銭	15,807,692円	155,870.3km	101円41銭	17,487,274円	156,263.2km	111円90銭	18,648,680円	156,393.2km	119円24銭	18,245,689円	25,985,085円	19,903,848円	19,903,848円
合計				500,834.1km	134,584,138円		51,822,861円	475,253.0km		53,112,598円	476,359.3km		56,562,296円	476,368.9km		56,231,531円	78,352,607円	60,562,861円	60,562,861円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	第1号		20,937,180円	20,937,180円	6,393,032円	6,393 千円	3,196.5 千円	31,075,758 円	27,879,258 円	3,196,500 円	11.466 %	24,682,000 円	88.532 %	0 円	0 %	758 円	0.003 %	
	第2号		19,721,833円	19,721,833円	10,003,828円	10,003 千円	5,001.5 千円	21,291,764 円	16,290,264 円	5,001,500 円	30.702 %	11,288,000 円	69.293 %	0 円	0 %	764 円	0.005 %	
	第3号		19,903,848円	19,903,848円	9,853,390円	9,853 千円	4,926.5 千円	25,985,085 円	21,058,585 円	4,926,500 円	23.394 %	16,132,000 円	76.605 %	0 円	0 %	85 円	0.000 %	
合計			60,562,861円	60,562,861円	26,250,250円	26,249 千円	13,124 千円	78,352,607 円	65,228,107 円	13,124,500 円	20.120 %	52,102,000 円	79.876 %	0 円	0 %	1,607 円	0.003 %	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

10年度

事業者名	船木鉄道株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	96,288 千円	営業外収益	742 千円	経常収益(イ)	97,030 千円
	営業費用	251,962 千円	営業外費用	1,721 千円	経常費用(ロ)	253,683 千円
	営業損益	△ 155,674 千円	営業外損益	△ 979 千円	経常損益	△ 156,653 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	976,073.4 km			経常収支率	38.24 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	90,860 千円	営業外収益	760 千円	経常収益(イ)	91,620 千円
	営業費用	250,141 千円	営業外費用	1,632 千円	経常費用(ロ)	251,773 千円
	営業損益	△ 159,281 千円	営業外損益	△ 872 千円	経常損益	△ 160,153 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	904,967.0 km			経常収支率	36.38 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	86,581 千円	営業外収益	445 千円	経常収益(イ')	87,026 千円
	営業費用	238,120 千円	営業外費用	1,414 千円	経常費用(ロ')	239,534 千円
	営業損益	△ 151,539 千円	営業外損益	△ 969 千円	経常損益	△ 152,508 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	893,550.3 km			経常収支率	36.33 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
山陽	268円06銭	278円21銭	259円90銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
山陽	268円72銭	419円74銭	268円72銭	99円40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
			起点	主な経由地	終点					チ	オ			オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル				
山陽	第1号	本山線	船木	山陽小野田市民病院・中川通・労災病院・サンパーク・刈屋	本山岬	366日	4,817.0回 (13.1回)	1.6人	20.9人	往 18.1km (平均) 復 18.1km	18.1km	往 (平均) 復	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
	第2号	宇部線	船木	宇部駅	宇部市役所	366日	5,059.0回 (13.8回)	2.8人	38.6人	往 16.1km 復 16.2km	16.1km	往 復	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
	第3号	厚狭線	厚狭駅	山陽小野田市民病院・中川通・労災病院・サンパーク	宇部中央	366日	3,719.0回 (10.1回)	2.5人	25.2人	往 22.5km 復 22.8km	22.6km	往 復	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.00%	100.000%
合計	系統									往 56.7km 復 57.1km	56.8km	往 復	往 . Km 復 . Km	. Km . Km	往 . Km 復 . Km	. Km . Km	往 . Km 復 . Km	. Km . Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
山陽	第1号		100.000%	173,554.2km	46,637,484円	89円24銭	14,248,059円	156,726.0km	90円91銭	13,725,697円	157,035.6km	87円40銭	14,019,548円	156,769.6km	89円42銭	15,487,977円	31,149,507円	20,986,867円	20,986,867円
	第2号		100.000%	163,432.1km	43,917,473円	138円17銭	21,767,110円	162,656.7km	133円82銭	21,899,627円	163,060.5km	134円30銭	23,894,068円	163,206.1km	146円40銭	22,581,414円	21,336,059円	19,762,862円	19,762,862円
	第3号		100.000%	164,964.0km	44,329,126円	110円85銭	15,807,692円	155,870.3km	101円41銭	17,487,274円	156,263.2km	111円90銭	18,648,680円	156,393.2km	119円24銭	18,286,260円	26,042,866円	19,948,106円	19,948,106円
合計				501,950.3km	134,884,083円		51,822,861円	475,253.0km		53,112,598円	476,359.3km		56,562,296円	476,368.9km		56,355,651円	78,528,432円	60,697,835円	60,697,835円

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分以 外に係るもの ソ×ヲ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行 回数/①計画 運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他 の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	第 1 号		20,986,867円	20,986,867円	6,408,203円	6,408 千円	3,204.0 千円	31,149,507 円	27,945,507 円	3,204,000 円	11.465 %	24,741,000 円	88.533 %	0 円	0 %	507 円	0.002 %	
	第 2 号		19,762,862円	19,762,862円	10,024,640円	10,024 千円	5,012.0 千円	21,336,059 円	16,324,059 円	5,012,000 円	30.703 %	11,312,000 円	69.296 %	0 円	0 %	59 円	0.000 %	
	第 3 号		19,948,106円	19,948,106円	9,875,300円	9,875 千円	4,937.5 千円	26,042,866 円	21,105,366 円	4,937,500 円	23.395 %	16,167,000 円	76.601 %	0 円	0 %	866 円	0.001 %	
合計			60,697,835円	60,697,835円	26,308,143円	26,307 千円	13,153 千円	78,528,432 円	65,374,932 円	13,153,500 円	20.120 %	52,220,000 円	79.877 %	0 円	0	1,432 円	0.002 %	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	宇部市交通局
------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	396,147 千円	営業外収益	125,542 千円	経常収益(イ)	521,690 千円	
	営業費用	849,867 千円	営業外費用	7,101 千円	経常費用(ロ)	856,969 千円	
	営業損益	△ 453,720 千円	営業外損益	118,441 千円	経常損益	△ 335,279 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,104,513.0 km					経常収支率	60.87%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	397,704 千円	営業外収益	87,797 千円	経常収益(イ')	485,502 千円	
	営業費用	794,751 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用(ロ')	801,561 千円	
	営業損益	△ 397,047 千円	営業外損益	80,987 千円	経常損益	△ 316,059 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	2,152,778.6 km					経常収支率	60.56%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	366,849 千円	営業外収益	40,919 千円	経常収益(イ'')	407,768 千円	
	営業費用	763,387 千円	営業外費用	6,272 千円	経常費用(ロ'')	769,660 千円	
	営業損益	△ 396,538 千円	営業外損益	34,647 千円	経常損益	△ 361,892 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	2,161,694.6 km					経常収支率	52.98%

(補助対象事業者の「基準期間*を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
山陽	356円04銭	372円33銭	407円20銭

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c}) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 $\text{ニ} - \text{ヘ} = \text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
山陽	378円52銭	419円74銭	378円52銭	円0銭	247円89銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 他線キロ程÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
			起点	主な経由地	終点				計画運行日数	チ					オ	リ		
山陽	1		新山口線(特)	宇部新川駅	山口宇部道路	新山口駅	365日	2,196.5回 (6.0)	3.6	21.6人	往26.6km (平均) 復26.6km 26.6km	往 . Kr (平均) . Km	%	往 . Kr (平均) . Km	%	往 . Kr (平均) . Km	%	100%
	2		新山口線	宇部新川駅	東吸波商業団地前・サンパークあじす	新山口駅	365日	3,648.5回 (9.9)	6.1	60.3人	往29.9km (平均) 復29.9km 29.9km	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	100%
	3		阿知須線	宇部新川駅	今村	サンパークあじす	365日	1,604.0回 (4.3)	3.5	15.0人	往17.0km (平均) 復18.0km 17.5km	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	100%
	4		阿知須線	宇部新川駅	山口宇部医療センター・ミスターマックス宇部店	サンパークあじす	365日	3,169.0回 (8.6)	4.1	35.2人	往19.1km (平均) 復19.5km 19.3km	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	100%
	5		小野田線	小野田営業所	大学病院前	常盤町二丁目	365日	3,562.0回 (9.7)	2.8	27.1人	往10.7km (平均) 復11.0km 10.8km	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	100%
	6		西ヶ丘日赤線	西ヶ丘日赤線入口	ゆめタウン宇部	日赤前	365日	2,474.5回 (6.7)	2.5	16.7人	往10.5km (平均) 復10.2km 10.3km	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	往 . Kr . Km	%	100%
合計		6系統								往113.8km 復115.2km 114.4km	往 . Kr . Km							

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+ゴ)×フ=	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益ヤ"	実車走行キロマ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ"÷マ"=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f		
山陽	1		100%	116,853.8km	44,231,500円	212円40銭	円 銭	円 銭	円 銭	212円40銭	30,439,543円	145,180.9km	209円66銭	28,747,847円	137,871.2km	208円51銭	27,019,062円	123,353.7km	219円03銭	24,819,748円
	2		100%	223,039.0km	84,424,722円	279円43銭	円 銭	円 銭	円 銭	279円43銭	54,140,923円	221,479.8km	244円45銭	64,633,427円	223,086.9km	289円72銭	67,859,268円	223,111.4km	304円14銭	62,323,788円
	3		100%	57,074.5km	21,603,839円	265円16銭	円 銭	円 銭	円 銭	265円16銭	15,282,527円	58,121.0km	262円94銭	17,711,118円	57,710.2km	306円89銭	12,902,809円	57,180.3km	225円65銭	15,133,875円
	4		100%	123,199.8km	46,633,588円	241円22銭	円 銭	円 銭	円 銭	241円22銭	29,812,465円	126,872.6km	234円97銭	29,772,277円	125,499.8km	237円22銭	30,983,768円	123,203.9km	251円48銭	29,718,256円
	5		100%	77,295.4km	29,257,854円	187円01銭	円 銭	円 銭	円 銭	187円01銭	12,971,575円	79,329.3km	163円51銭	14,430,637円	78,928.7km	182円83銭	16,602,691円	77,329.2km	214円70銭	14,455,013円
	6		100%	51,258.3km	19,402,291円	186円54銭	円 銭	円 銭	円 銭	186円54銭	9,511,671円	52,572.9km	180円92銭	9,429,655円	52,169.4km	180円75銭	10,159,864円	51,321.8km	197円96銭	9,561,724円
合計				648,720.8km	245,553,794円						152,158,704円	683,556.5km		164,724,961円	675,266.2km		165,527,462円	655,500.3km		156,012,404円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カ-ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ			ナ	ナ×1/2=ラ
山陽	1		19,411,752円	19,904,175円	19,411,752円	19,411,752円	19,411,752円	12,941,168円	12,941千円	6,470.5千円	19,411,752円	12,941,252円
	2		22,100,934円	37,991,124円	22,100,934円	22,100,934円	22,100,934円		22,100千円	11,050.0千円	22,100,934円	11,050,934円
	3		6,469,964円	9,721,727円	6,469,964円	6,469,964円	6,469,964円	4,513,928円	4,513千円	2,256.5千円	6,469,964円	4,213,464円
	4		16,915,332円	20,985,114円	16,915,332円	16,915,332円	16,915,332円	13,768,293円	13,768千円	6,884.0千円	16,915,332円	10,031,332円
	5		14,802,841円	13,166,034円	13,166,034円	13,166,034円	13,166,034円	6,786,615円	6,786千円	3,393.0千円	14,802,841円	11,409,841円
	6		9,840,567円	8,731,030円	8,731,030円	8,731,030円	8,731,030円	3,909,416円	3,909千円	1,954.5千円	9,840,567円	7,886,067円
合計			89,541,390円	110,499,204円	86,795,046円	86,795,046円	86,795,046円	41,919,420円	64,017千円	32,008千円	89,541,390円	57,532,890円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1		6,470,500円	49.99%	6,470,000円	49.99%	円	%	752円	0.02%	
	2		11,050,000円	99.99%	円	0.00%	円	%	934円	0.01%	
	3		2,256,500円	53.55%	1,956,000円	46.42%	円	%	964円	0.03%	
	4		6,884,000円	68.62%	3,147,000円	31.37%	円	%	332円	0.01%	
	5		3,393,000円	29.73%	8,016,000円	70.25%	円	%	841円	0.02%	
	6		1,954,500円	24.78%	5,931,000円	75.20%	円	%	567円	0.02%	
合計			32,008,000円	55.63%	25,520,000円	44.35%	円	%	4,390円	0.02%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	宇部市交通局
------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	396,147 千円	営業外収益	125,542 千円	経常収益 (イ)	521,690 千円
	営業費用	849,867 千円	営業外費用	7,101 千円	経常費用 (ロ)	856,969 千円
	営業損益	△ 453,720 千円	営業外損益	118,441 千円	経常損益	△ 335,279 千円

補助対象期間の前々年度の実車走行キロ (ハ)	2,104,513.0 km	経常収支率	60.87%
------------------------	----------------	-------	--------

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	397,704 千円	営業外収益	87,797 千円	経常収益 (イ')	485,502 千円
	営業費用	794,751 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用 (ロ')	801,561 千円
	営業損益	△ 397,047 千円	営業外損益	80,987 千円	経常損益	△ 316,059 千円

基準期間の前年度の実車走行キロ (ハ')	2,152,778.6 km	経常収支率	60.56%
----------------------	----------------	-------	--------

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	366,849 千円	営業外収益	40,919 千円	経常収益 (イ'')	407,768 千円
	営業費用	763,387 千円	営業外費用	6,272 千円	経常費用 (ロ'')	769,660 千円
	営業損益	△ 396,538 千円	営業外損益	34,647 千円	経常損益	△ 361,892 千円

基準期間の前々年度の実車走行キロ (ハ'')	2,161,694.6 km	経常収支率	52.98%
------------------------	----------------	-------	--------

(補助対象事業者の「基準期間*を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ= c
山陽	356円04銭	372円33銭	407円20銭

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c) / 3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
山陽	378円52銭	419円74銭	378円52銭	円0銭	247円89銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 他線キロ程 ÷ (本線キロ程 + 他線キロ程)	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷ チーヌ
			起点	主な経由地	終点				計画運行日数	チ					オ	チ÷オ=ク		
山陽	1		新山口線(特)	宇部新川駅	山口宇部道路	新山口駅	365日	2,200.0回 (6.0)	3.6	21.6人	往26.6km (平均) 復26.6km 26.6km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	100%
	2		新山口線	宇部新川駅	東吸波商業団地前・サンパークあじす	新山口駅	365日	3,648.5回 (9.9)	6.1	60.3人	往29.9km (平均) 復29.9km 29.9km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	100%
	3		阿知須線	宇部新川駅	今村	サンパークあじす	365日	1,605.0回 (4.3)	3.5	15.0人	往17.0km (平均) 復18.0km 17.5km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	100%
	4		阿知須線	宇部新川駅	山口宇部医療センター・ミスターマックス宇部店	サンパークあじす	365日	3,173.5回 (8.6)	4.1	35.2人	往19.1km (平均) 復19.5km 19.3km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	100%
	5		小野田線	小野田営業所	大学病院前	常盤町二丁目	365日	3,570.0回 (9.7)	2.8	27.1人	往10.7km (平均) 復11.0km 10.8km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	100%
	6		西ヶ丘日赤線	西ヶ丘日赤線入口	ゆめタウン宇部	日赤前	365日	2,478.0回 (6.7)	2.5	16.7人	往10.5km (平均) 復10.2km 10.3km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	往 . Kr (平均) 復 . Kr . Km	%	100%
合計			6系統							往113.8km 復115.2km 114.4km	往 . Kr 復 . Kr . Km			往 . Kr 復 . Kr . Km	往 . Kr 復 . Kr . Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+ゴ)×フ=	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行キロ マ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f		
山陽	1		100%	117,040.0km	44,301,980円	212円40銭	円 銭	円 銭	円 銭	212円40銭	30,439,543円	145,180.9km	209円66銭	28,747,847円	137,871.2km	208円51銭	27,019,062円	123,353.7km	219円03銭	24,859,296円
	2		100%	223,039.0km	84,424,722円	279円43銭	円 銭	円 銭	円 銭	279円43銭	54,140,923円	221,479.8km	244円45銭	64,633,427円	223,086.9km	289円72銭	67,859,268円	223,111.4km	304円14銭	62,323,788円
	3		100%	57,106.9km	21,616,103円	265円16銭	円 銭	円 銭	円 銭	265円16銭	15,282,527円	58,121.0km	262円94銭	17,711,118円	57,710.2km	306円89銭	12,902,809円	57,180.3km	225円65銭	15,142,466円
	4		100%	123,374.7km	46,699,791円	241円22銭	円 銭	円 銭	円 銭	241円22銭	29,812,465円	126,872.6km	234円97銭	29,772,277円	125,499.8km	237円22銭	30,983,768円	123,203.9km	251円48銭	29,760,446円
	5		100%	77,469.0km	29,323,565円	187円01銭	円 銭	円 銭	円 銭	187円01銭	12,971,575円	79,329.3km	163円51銭	14,430,637円	78,928.7km	182円83銭	16,602,691円	77,329.2km	214円70銭	14,487,478円
	6		100%	51,330.9km	19,429,772円	186円54銭	円 銭	円 銭	円 銭	186円54銭	9,511,671円	52,572.9km	180円92銭	9,429,655円	52,169.4km	180円75銭	10,159,864円	51,321.8km	197円96銭	9,575,267円
合計				649,360.5km	245,795,933円						152,158,704円	683,556.5km		164,724,961円	675,266.2km		165,527,462円	655,500.3km		156,148,741円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カ-ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ			ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ
山陽	1		19,442,684円	19,935,891円	19,442,684円	19,442,684円	19,442,684円	12,961,789円	12,961千円	6,480.5千円	19,442,684円	12,962,184円
	2		22,100,934円	37,991,124円	22,100,934円	22,100,934円	22,100,934円		22,100千円	11,050.0千円	22,100,934円	11,050,934円
	3		6,473,637円	9,727,246円	6,473,637円	6,473,637円	6,473,637円	4,516,490円	4,516千円	2,258.0千円	6,473,637円	4,215,637円
	4		16,939,345円	21,014,905円	16,939,345円	16,939,345円	16,939,345円	13,787,838円	13,787千円	6,893.5千円	16,939,345円	10,045,845円
	5		14,836,087円	13,195,604円	13,195,604円	13,195,604円	13,195,604円	6,801,857円	6,801千円	3,400.5千円	14,836,087円	11,435,587円
	6		9,854,505円	8,743,397円	8,743,397円	8,743,397円	8,743,397円	3,914,953円	3,914千円	1,957.0千円	9,854,505円	7,897,505円
合計			89,647,192円	110,608,167円	86,895,601円	86,895,601円	86,895,601円	41,982,927円	64,079千円	32,039千円	89,647,192円	57,607,692円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1		6,480,500円	49.99%	6,481,000円	49.99%	円	%	684円	0.02%	
	2		11,050,000円	99.99%	円	0.00%	円	%	934円	0.01%	
	3		2,258,000円	53.56%	1,957,000円	46.42%	円	%	637円	0.02%	
	4		6,893,500円	68.62%	3,152,000円	31.37%	円	%	345円	0.01%	
	5		3,400,500円	29.73%	8,035,000円	70.26%	円	%	87円	0.01%	
	6		1,957,000円	24.77%	5,940,000円	75.21%	円	%	505円	0.02%	
合計			32,039,000円	55.61%	25,565,000円	44.37%	円	%	3,192円	0.02%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

令和10年度

事業者名	宇部市交通局
------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	396,147 千円	営業外収益	125,542 千円	経常収益 (イ)	521,690 千円	
	営業費用	849,867 千円	営業外費用	7,101 千円	経常費用 (ロ)	856,969 千円	
	営業損益	△ 453,720 千円	営業外損益	118,441 千円	経常損益	△ 335,279 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ (ハ)	2,104,513.0 km					経常収支率	60.87%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	397,704 千円	営業外収益	87,797 千円	経常収益 (イ')	485,502 千円	
	営業費用	794,751 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用 (ロ')	801,561 千円	
	営業損益	△ 397,047 千円	営業外損益	80,987 千円	経常損益	△ 316,059 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ (ハ')	2,152,778.6 km					経常収支率	60.56%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	366,849 千円	営業外収益	40,919 千円	経常収益 (イ'')	407,768 千円	
	営業費用	763,387 千円	営業外費用	6,272 千円	経常費用 (ロ'')	769,660 千円	
	営業損益	△ 396,538 千円	営業外損益	34,647 千円	経常損益	△ 361,892 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ (ハ'')	2,161,694.6 km					経常収支率	52.98%

(補助対象事業者の「基準期間*を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
山陽	356円04銭	372円33銭	407円20銭

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c}) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 $\text{ニ} - \text{ヘ} = \text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
山陽	378円52銭	419円74銭	378円52銭	円0銭	247円89銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 他線キロ程 ÷ (本線キロ程 + 他線キロ程)	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷ チーヌ		
			起点	主な経由地	終点				計画運行日数	往					復	往			復	往
山陽	1		新山口線(特)	宇部新川駅	山口宇部道路	新山口駅	366日	2,204.5回 (6.0)	3.6	21.6人	往26.6km 復26.6km	(平均) 26.6km	往 . Kr 復 . Kr	(平均) . Km	往 . Kr 復 . Kr	(平均) . Km	往 . Kr 復 . Kr	(平均) . Km	%	100%
	2		新山口線	宇部新川駅	東岐波商業団地前・サンパークあじす	新山口駅	366日	3,658.5回 (9.9)	6.1	60.3人	往29.9km 復29.9km	(平均) 29.9km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	%	100%
	3		阿知須線	宇部新川駅	今村	サンパークあじす	366日	1,609.0回 (4.3)	3.5	15.0人	往17.0km 復18.0km	(平均) 17.5km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	%	100%
	4		阿知須線	宇部新川駅	山口宇部医療センター・ミスターマックス宇部店	サンパークあじす	366日	3,180.0回 (8.6)	4.1	35.2人	往19.1km 復19.5km	(平均) 19.3km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	%	100%
	5		小野田線	小野田営業所	大学病院前	常盤町二丁目	366日	3,575.0回 (9.7)	2.8	27.1人	往10.7km 復11.0km	(平均) 10.8km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	%	100%
	6		西ヶ丘日赤線	西ヶ丘日赤線入口	ゆめタウン宇部	日赤前	366日	2,483.0回 (6.7)	2.5	16.7人	往10.5km 復10.2km	(平均) 10.3km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	%	100%
合計			6系統							往113.8km 復115.2km	114.4km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	往 . Kr 復 . Kr	. Km	%		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+ゴ)×フ=	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益 ヤ"	実車走行キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f		
山陽	1		100%	117,279.4km	44,392,598円	212円40銭	円 銭	円 銭	円 銭	212円40銭	30,439,543円	145,180.9km	209円66銭	28,747,847円	137,871.2km	208円51銭	27,019,062円	123,353.7km	219円03銭	24,910,145円
	2		100%	223,650.3km	84,656,111円	279円43銭	円 銭	円 銭	円 銭	279円43銭	54,140,923円	221,479.8km	244円45銭	64,633,427円	223,086.9km	289円72銭	67,859,268円	223,111.4km	304円14銭	62,494,604円
	3		100%	57,250.5km	21,670,459円	265円16銭	円 銭	円 銭	円 銭	265円16銭	15,282,527円	58,121.0km	262円94銭	17,711,118円	57,710.2km	306円89銭	12,902,809円	57,180.3km	225円65銭	15,180,543円
	4		100%	123,626.8km	46,795,216円	241円22銭	円 銭	円 銭	円 銭	241円22銭	29,812,465円	126,872.6km	234円97銭	29,772,277円	125,499.8km	237円22銭	30,983,768円	123,203.9km	251円48銭	29,821,257円
	5		100%	77,577.5km	29,364,635円	187円01銭	円 銭	円 銭	円 銭	187円01銭	12,971,575円	79,329.3km	163円51銭	14,430,637円	78,928.7km	182円83銭	16,602,691円	77,329.2km	214円70銭	14,507,769円
	6		100%	51,434.4km	19,468,949円	186円54銭	円 銭	円 銭	円 銭	186円54銭	9,511,671円	52,572.9km	180円92銭	9,429,655円	52,169.4km	180円75銭	10,159,864円	51,321.8km	197円96銭	9,594,573円
合計				650,818.9km	246,347,968円						152,158,704円	683,556.5km		164,724,961円	675,266.2km		165,527,462円	655,500.3km		156,508,891円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カ-ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ			ナ	ナ×1/2=ラ
山陽	1		19,482,453円	19,976,669円	19,482,453円	19,482,453円	19,482,453円	12,988,302円	12,988千円	6,494.0千円	19,482,453円	12,988,453円
	2		22,161,507円	38,095,249円	22,161,507円	22,161,507円	22,161,507円		22,161千円	11,080.5千円	22,161,507円	11,081,007円
	3		6,489,916円	9,751,706円	6,489,916円	6,489,916円	6,489,916円	4,527,848円	4,527千円	2,263.5千円	6,489,916円	4,226,416円
	4		16,973,959円	21,057,847円	16,973,959円	16,973,959円	16,973,959円	13,816,013円	13,816千円	6,908.0千円	16,973,959円	10,065,959円
	5		14,856,866円	13,214,085円	13,214,085円	13,214,085円	13,214,085円	6,811,384円	6,811千円	3,405.5千円	14,856,866円	11,451,366円
	6		9,874,376円	8,761,027円	8,761,027円	8,761,027円	8,761,027円	3,922,847円	3,922千円	1,961.0千円	9,874,376円	7,913,376円
合計			89,839,077円	110,856,583円	87,082,947円	87,082,947円	87,082,947円	42,066,394円	64,225千円	32,112千円	89,839,077円	57,726,577円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1		6,494,000円	49.99%	6,494,000円	49.99%	円	%	453円	0.02%	
	2		11,080,500円	99.99%	円	0.00%	円	%	507円	0.01%	
	3		2,263,500円	53.55%	1,962,000円	46.42%	円	%	916円	0.03%	
	4		6,908,000円	68.62%	3,157,000円	31.36%	円	%	959円	0.02%	
	5		3,405,500円	29.73%	8,045,000円	70.25%	円	%	866円	0.02%	
	6		1,961,000円	24.78%	5,952,000円	75.21%	円	%	376円	0.01%	
合計			32,112,000円	55.62%	25,610,000円	44.36%	円	%	4,077円	0.02%	

令和8年度地域間幹線系統における生産性向上の取組一覧(見込み)

別添1-1

番号	会社	バス事業者名	路線名	起点	経由地	終点	生産性向上の取組										収支率 (R7現状)	R6収支率内訳(千円)		収支改善 目標率 (R8計画)		
							R8の取組① (実施主体)	実施時期	R8の取組② (実施主体)	実施時期	R8の取組③ (実施主体)	実施時期	R8の取組④ (実施主体)	実施時期	R8の取組⑤ (実施主体)	実施時期		R9以降の取組 (実施主体)	実施 計画		収入額	費用
1		防長交通(株)	柳井駅前・徳山駅前	柳井駅前	快)光駅	徳山駅前													60.0%	48,723	81,072	1.0%
2		防長交通(株)	防府駅前・徳山駅前	防府駅前	新南陽駅	徳山駅前													54.8%	25,914	47,250	1.0%
3		防長交通(株)	柳井駅前・上関	柳井駅前	イオン・平生	上関													44.5%	30,845	69,288	1.0%
4		防長交通(株)	大島駅・町立橋医院前	大島駅	周防久賀	町立橋医院前													44.1%	13,157	29,789	1.0%
5		防長交通(株)	大島駅・町立橋医院前	大島駅	大島商船・大島庁舎前・沖浦	町立橋医院前													33.6%	19,528	58,013	1.0%
6		防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	中央線	下松駅北口													86.0%	34,559	40,161	1.0%
7		防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	バイパス	下松駅北口													87.4%	27,192	31,078	1.0%
8		防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	高尾団地・久米温泉口	下松駅北口													85.2%	22,894	26,857	1.0%
9		防長交通(株)	徳山駅前・ゆめプラザ熊毛	徳山駅前	バイパス・記念病院・夢ヶ丘団地	ゆめプラザ熊毛													52.5%	21,717	41,349	1.0%
10		防長交通(株)	徳山駅前・コアプラザかの	徳山駅前	新南陽駅・夢求の里	コアプラザかの													36.6%	26,338	71,941	1.0%
11		防長交通(株)	徳山駅前・長田海浜公園	徳山駅前	川崎・新南陽駅・イオン・瀬ノ上	長田海浜公園	冬・春・夏の長期休みの 期間中の子供50円バスの 実施	通年	バスロケーション システムの利用促進・周 知徹底	通年	全国相互利用可能 なICカードシステム の利用促進・周 知徹底	通年						49.1%	11,763	23,949	1.0%	
12		防長交通(株)	徳山駅前・柚木河内	徳山駅前	新南陽駅・ソレーネ・湯野	柚木河内													54.9%	25,873	47,122	1.0%
13		防長交通(株)	堀・防府駅前	堀	中山	防府駅前													47.0%	19,405	41,219	1.0%
14		防長交通(株)	堀・防府駅前	堀	和字	防府駅前													33.8%	8,125	24,016	1.0%
15		防長交通(株)	スポーツの森前・新山口駅	スポーツの森前	西京橋	新山口駅													74.1%	12,441	16,770	1.0%
16		防長交通(株)	宮野温泉・新山口駅	宮野温泉	西京橋	新山口駅													72.2%	11,832	16,367	1.0%
17		防長交通(株)	新山口駅・道の駅仁保の郷	新山口駅	県庁・西京橋・宮野温泉	道の駅仁保の郷													74.4%	20,393	27,405	1.0%
18		防長交通(株)	県庁前・秋穂荘	県庁前	西京橋・新山口駅・長浜	秋穂荘													67.7%	35,551	52,501	1.0%
19		防長交通(株)	県庁前・新山口駅	県庁前	西京橋・リビエリ・権現堂橋・山手	新山口駅													62.5%	21,072	33,678	1.0%
20		防長交通(株)	新山口駅・東萩駅前	新山口駅	大田	東萩駅前													46.9%	46,987	100,159	1.0%
21		防長交通(株)	新山口駅・秋芳洞	新山口駅	十文字	秋芳洞													68.3%	28,593	41,817	1.0%
22		防長交通(株)	萩商工高校前・奈古駅前	萩商工高校前	萩センター・東萩駅・越ヶ浜	奈古駅前													45.5%	17,350	38,088	1.0%

23		サンデン交通(株)	北浦線	下関駅	唐戸	川棚温泉															50.5%	30,237	59,808	1.0%	
24		サンデン交通(株)	北浦線	下関駅	豊洋台三丁目	川棚温泉																54.4%	28,249	51,857	1.0%
25		サンデン交通(株)	山陽国道線	下関駅	小月駅・小野田駅	おのだサンパーク	全国相互利用可能なIC カードシステムの利用促 進・周知徹底	通年	標準的なバス情報 フォーマットによる 情報提供および 周知の徹底	通年	運賃改定の実施	令和7年 8月										47.8%	64,778	135,460	1.0%
26		サンデン交通(株)	仙崎線(準)	下関駅	小月駅	大石																30.1%	51,606	171,188	1.0%
27		サンデン交通(株)	下関・豊田線	下関駅	下大野	豊田町西市																54.7%	42,121	77,001	1.0%
28		サンデン交通(株)	美祿線	下関駅	小月駅	美祿駅																41.5%	43,476	104,666	1.0%

29		船木鉄道(株)	本山線	船木	山陰小野田市長崎線・中川線・宮沢線・サンパーク・河原	本山峠	山陰小野田市の地域公共 交通計画にのった運行															34.4%	14,019	40,744	1.0%
30		船木鉄道(株)	厚狭線	厚狭駅	山陰小野田市長崎線・中川線・宮沢線・サンパーク	宇部中央	宇部市地域公共交通計画 による等間隔運行の実施	R7.10~	キャッシュレス決済 システム、デジ タル定期券シス テムの導入	R8.42												56.3%	23,894	42,417	1.0%
31		船木鉄道(株)	宇部線	船木	宇部駅	宇部市役所	宇部市地域公共交通計画 による等間隔運行の実施															45.8%	18,648	40,646	1.0%

32		宇部市交通局	新山口線(特急)	宇部新川駅	特急)山口宇部道路	新山口駅																53.7%	27,019	50,230	1.0%
33		宇部市交通局	新山口線	宇部新川駅	東萩渡商業団地前・サンパークあじす	新山口駅																74.6%	67,859	90,851	1.0%
34		宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	今村	サンパークあじす	バスロケーションシス テムを活用した利用促進策 の実施(宇部市交通局)	R7.10~ R8.9	宇部市地域公共交 通計画による等間 隔運行の実施 (宇部市交通局、 宇部市)	R7.10~ R8.9	JAL及びANAのM aaSサービスを活用 したデジタルチケット の販売 (宇部市交通局、山口 県)	R7.10~ R8.9									55.4%	12,903	23,284	1.0%	
35		宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	山口宇部商業センター・ミスターマックス前	サンパークあじす	山口宇部商業センター・ミスターマックス前															61.7%	30,984	50,169	1.0%
36		宇部市交通局	小野田線	小野田営業所	大学病院前	常盤町二丁目																52.7%	16,603	31,488	1.0%
37		宇部市交通局	西ヶ丘丘赤線	西ヶ丘丘入口	ゆめタウン宇部	日赤前																48.6%	10,160	20,898	1.0%

38		石見交通(株)	広益	石見交通本社前	(高津川号)	広島新幹線口	体験乗車会等による利用 促進(石見交通・行政)	通年	ICカードの利用促 進(石見交通・行政)	通年												73.9%	118,325	160,042	1.0%
39		石見交通(株)	小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎池(須佐駅前)																46.6%	14,354	30,740	1.0%

40		JRバス中国(株)	防長線(D77)	防府駅	ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通	中尾口																41.0%	21,560	52,514	1.3%
41		JRバス中国(株)	防長線(D79)	秋吉	洞・バイパス・大田中央・県庁	山口駅	ICカード導入による利用 促進	通年	学期休み中の子ど も50円バスの実施 (バス会社)	通年	他の交通モードと の企画乗車やデジ タルチケットの発 売 (バス会社)	通年	GoogleMapなどへの継続 したバス時刻情報報 告 (バス会社)	通年								28.8%	18,248	63,225	1.0%
42		JRバス中国(株)	防長線(D109)	防府駅	ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通	山口大学																47.8%	89,572	187,205	1.4%
43		JRバス中国(株)	防長線(D127)	山口駅	県庁・野田・明倫センター	東萩駅																23.7%	38,867	163,785	1.0%

44		ブルーライン交通(株)	豊田・美祿線	豊田町西市	美祿青嶺高校	美祿台	利便性を向上させた路線 再編の周知・PR (県内広告、学校へのチ ラシ配布)	R7.10~	こども50円バスの 実施 (冬休み、春休 み、夏休み)	R7.10~	フリー定期券の周 知・PR (スマホ定期券の 導入)	R7.10~	適切なダイヤ、運行 ルートの検討 (乗降調査のデータ等 から分析、検討)	R7.10~								12.3%	3,556	28,811	1.0%
45		ブルーライン交通(株)	豊田・美祿線	豊田町西市	平原・市立病院	美祿台																12.7%	1,810	14,201	1.0%

令和8年度地域間幹線系統における生産性向上の取組検討結果一覧

番号 全社	バス事業者名	路線名	起点	経由地	終点	①貨客混載の取組	②バス路線の再編	③路線バスへの混乗化	④生活利用と観光利用の混乗	⑤補助要件下限に近い系統の見直し	⑥回数券購入等を行っている系統の見直し
1	防長交通(株)	柳井駅前・徳山駅前	柳井駅前	(快) 光駅	徳山駅前	<p>貨物会社と協議を行ったが、県内の集荷は午前・午後のバランスがとれている状況であるため、現段階で実施してもメリットは薄いとこのことから実施は見送られた。</p>			<p>外国人旅行者向けフリーバス「やまぐちバス」の販売促進や「路線バスで行く！やまぐち観光ガイド」の更なる活用・配布</p>		
2	防長交通(株)	防府駅前・徳山駅前	防府駅前	新南陽駅	徳山駅前						
3	防長交通(株)	柳井駅前・上関	柳井駅前	イオン・平生	上関						
4	防長交通(株)	大島駅・町立橋医院前	大島駅	周防久賀	町立橋医院前						
5	防長交通(株)	大島駅・町立橋医院前	大島駅	大島商船・大島庁舎前・沖浦	町立橋医院前						
6	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	中央線	下松駅北口						
7	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	バイパス	下松駅北口						
8	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	高尾団地・久米温泉口	下松駅北口						
9	防長交通(株)	徳山駅前・ゆめプラザ熊毛	徳山駅前	バイパス・記念病院・夢ヶ丘団地	ゆめプラザ熊毛						
10	防長交通(株)	徳山駅前・コアプラザかの	徳山駅前	新南陽駅・夢求の里	コアプラザかの						
11	防長交通(株)	徳山駅前・柚木河内	徳山駅前	新南陽駅・ソレーネ・湯野	柚木河内						
12	防長交通(株)	徳山駅前・長田海浜公園	徳山駅前	川崎・新南陽駅・イオン・瀬ノ上	長田海浜公園						
13	防長交通(株)	堀・防府駅前	堀	中山	防府駅前						
14	防長交通(株)	堀・防府駅前	堀	和字	防府駅前						
15	防長交通(株)	スポーツの森前・新山口駅	スポーツの森前	西京橋	新山口駅						
16	防長交通(株)	宮野温泉・新山口駅	宮野温泉	西京橋	新山口駅						
17	防長交通(株)	道の駅仁保の郷・新山口駅	道の駅仁保の郷	宮野温泉・西京橋・県庁	新山口駅						
18	防長交通(株)	県庁前・秋穂荘	県庁前	西京橋・新山口駅・長浜	秋穂荘						
19	防長交通(株)	県庁前・新山口駅	県庁前	西京橋・リバー・権現堂橋・山手	新山口駅						
20	防長交通(株)	新山口駅・東萩駅前	新山口駅	大田	東萩駅前						
21	防長交通(株)	新山口駅・秋芳洞	新山口駅	十文字	秋芳洞						
22	防長交通(株)	萩商工高校前・奈古駅前	萩商工高校前	萩センター・東萩駅・越ヶ浜	奈古駅前						
23	サンデン交通(株)	北浦線	下関駅	番戸	川棚温泉		系統再編	<p>スクールバス等の運行を所管する関係機関・団体との協議・調整や運行日数・ダイヤ調整に多大な時間が必要なことから、引き続き今後の検討課題とされ、実施は見送られた。</p>	<p>特定の時間帯や区間において、一定規模以上の利用があることから、バスとしての運行が合理的である一方で、利用者の少ない時間帯や区間の見直しについては、引き続き協議していくこととされた。</p>	<p>該当なし</p>	
24	サンデン交通(株)	北浦線	下関駅	豊洋台三丁目	川棚温泉		系統再編				
25	サンデン交通(株)	山陽園道線	下関駅	小月駅・小野田駅	おのだサンパーク		系統再編				
26	サンデン交通(株)	仙崎線(準)	下関駅	小月駅	大泊		系統再編				
27	サンデン交通(株)	下関・豊田線	下関駅	下大野	豊田町西市		系統再編				
28	サンデン交通(株)	美祿線	下関駅	小月駅	美祿駅		系統再編				
29	船木鉄道(株)	本山線	船木	山崎小野田市民病院・中川通・芳賀橋・サンパーク・別荘	本山岬						
30	船木鉄道(株)	厚狭線	厚狭駅	山崎小野田市民病院・中川通・芳賀橋・サンパーク	宇部中央						
31	船木鉄道(株)	宇部線	船木	宇部駅	宇部市役所						
32	宇部市交通局	新山口線(特急)	宇部新川駅	特急) 山口宇部道路	新山口駅	<p>貸出図書返却サービスの実施</p>	<p>「宇部市地域公共交通計画」に基づき実施する。</p>	<p>JAL及びANAのMa e S サービスを活用したデジタルチケットの販売</p>			
33	宇部市交通局	新山口線	宇部新川駅	東萩渡商業団地前・サンパークあじす	新山口駅						
34	宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	今村	サンパークあじす						
35	宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	山口宇部商業センター・ミスターマックス宇部店	サンパークあじす						
36	宇部市交通局	小野田線	小野田営業所	大学病院前	常盤町二丁目						
37	宇部市交通局	西ヶ丘丘赤線	西ヶ丘丘入口	ゆめタウン宇部	日赤前						
38	石見交通(株)	広益	石見交通本社前	(高津川号)	広島新幹線口	実施済み 新たな需要について引き続き調査	実施済み				
39	石見交通(株)	小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎港(須佐駅前)	可能性について引き続き調査	実施済み				
40	JRバス中国(株)	防長線(D77)	防府駅	ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通	中尾口	<p>貨物会社と協議を行ったが、県内の集荷は午前・午後のバランスがとれている状況であるため、現段階で実施してもメリットは薄いとこのことから実施は見送られた。</p>	<p>計画なし</p>	<p>外国人旅行者向けフリーバス「やまぐちバス」の販売促進や「路線バスで行く！やまぐち観光ガイド」の更なる活用・配布</p>			
41	JRバス中国(株)	防長線(D79)	秋吉	洞・バイパス・大田中央・県庁	山口駅						
42	JRバス中国(株)	防長線(D109)	防府駅	ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通	山口大学						
43	JRバス中国(株)	防長線(D127)	山口駅	県庁・野田・明倫センター	東萩駅						
44	ブルーライン交通(株)	豊田・美祿線	豊田町西市	美祿青嶺高校	来福台						
45	ブルーライン交通(株)	豊田・美祿線	豊田町西市	平原・市立病院	来福台						

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
山口県	岩国地域	岩国市（旧錦町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	柳井地域	周防大島町（旧大島町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	柳井地域	周防大島町（旧橘町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	山口・防府地域	山口市（旧小郡町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	山口・防府地域	山口市（旧阿東町）	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	宇部・小野田地域	山陽小野田市（旧山陽町）	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	下関地域	下関市（旧豊浦町）	総合病院等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	下関地域	下関市（旧豊田町）	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。

表6 車両の取得計画の概要

令和8年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山口県	防長交通(株)	34両	49,023千円
	サンデン交通(株)	10両	15,000千円
	船木鉄道(株)	5両	7,974千円
	宇部市交通局	11両	13,259千円
	JRバス中国(株)		
	計	60両	85,256千円

表6 車両の取得計画の概要

令和9年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山口県	防長交通(株)	35両	50,890千円
	サンデン交通(株)	10両	15,000千円
	船木鉄道(株)	5両	7,980千円
	宇部市交通局	12両	16,921千円
	JRバス中国(株)		
		計	62両

表6 車両の取得計画の概要

令和10年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額（千円）
山口県	防長交通（株）	30 両	47,858 千円
	サンデン交通（株）	10 両	15,000 千円
	船木鉄道（株）	5 両	7,986 千円
	宇部市交通局	13 両	18,739 千円
	JRバス中国（株）		
	計		58 両

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
山陽	R8-1	下関駅～小月駅～大泊	4	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	73	10.43	R8 . 1	現金
山陽	R8-2	下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	2	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	73	10.43	R8 . 1	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	木と限度額のうちの少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (円) (定率法) ^×(0.5or0.4)=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×リ÷12(月) =カ	計画額(千円)	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
R8-1	21,396,130	2,283,870		23,680,000	23,679,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,472,000	6,000,000	9	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000
R8-2	21,396,130	2,283,870		23,680,000	23,679,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	9,472,000	6,000,000	9	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000
計	42,792,260	4,567,740		47,360,000	47,359,998	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000	18,944,000	12,000,000		9,000 千円	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) リ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金 内定申請額(千円) ヨ+ネ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	R7-1	2,250,000 円	49.10 %	円	%	円	%	2,332,000 円	50.90 %	6832000	
	R7-2	2,250,000 円	49.10 %	円	%	円	%	2,332,000 円	50.90 %	6832000	
合計		4,500,000 円	49.10 %	円	%	円	%	4,664,000 円	50.90 %		

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	R4-1	下関駅～小月駅～美祢駅	6	6
山陽	R4-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5
山陽	R5-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山陽	R5-2	下関駅～小月駅～小野田駅～おのだサンパーク	3	3
山陽	R6-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山陽	R6-2	下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	2	2
山陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祢駅	6	6
山陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度 ^ア (2年目の み ^ク)の額=ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとのうち少ない方の額 (円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
R4-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
R4-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
R5-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	1,890,000
R5-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	1,890,000
R6-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
R6-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
R7-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0	6,300,000
R7-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	32,328,378	21,000,000		21,000 千円	10,500	23,940,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	R3-1	945,000	円 54.42 %	円	%	円	%	791,279	円 45.58 %		
	R3-2	945,000	円 54.42 %	円	%	円	%	791,279	円 45.58 %		
	R4-1	945,000	円 50.38 %	円	%	円	%	930,510	円 49.62 %		
	R4-2	945,000	円 50.38 %	円	%	円	%	930,510	円 49.62 %		
	R5-1	1,260,000	円 45.45 %	円	%	円	%	1,512,000	円 54.55 %		
	R5-2	1,260,000	円 45.45 %	円	%	円	%	1,512,000	円 54.55 %		
	R6-1	2,100,000	円 46.35 %	円	%	円	%	2,430,400	円 53.65 %		
	R6-2	2,100,000	円 46.35 %	円	%	円	%	2,430,400	円 53.65 %		
合計		10,500,000	円 %	円	%	円	%	11,328,378	円 %		

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
山陽	R9-1	下関駅～小月駅～大泊	4	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R9 . 1	現金
山陽	R9-2	下関駅～小月駅～小野田駅～おのりサンパーク	3	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R9 . 1	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	木と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) ^×(0.5or0.4)=ト (定額法) ^×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×7÷12(月) =カ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
R9-1	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ	子	ト+子=ヌ	ル	ヲ	ワ	=カ	カ×1/2=コ	ヘ-カ=タ	
R9-1	21,763,061	2,236,939		24,000,000	23,999,999	15,000,000	0	6,000,000	9,600,000	6,000,000	9	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000	
R9-2	21,763,061	2,236,939		24,000,000	23,999,999	15,000,000	0	6,000,000	9,600,000	6,000,000	9	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000	
計	43,526,122	4,473,878		48,000,000	47,999,998	30,000,000	0	12,000,000	19,200,000	12,000,000		9,000 千円	4,500	21,000,000	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金 内定申請額(千円) ヨ+ネ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
山陽	R9-1	2,250,000 円	49.10 %	円	%	円	%	2,332,000 円	50.90 %	683,200	
	R9-2	2,250,000 円	49.10 %	円	%	円	%	2,332,000 円	50.90 %	683,200	
合計		4,500,000 円	49.10 %	円	%	円	%	4,664,000 円	50.90 %		

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山 陽	R5-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山 陽	R5-2	下関駅～小月駅・小野田駅～おのだサンパーク	3	3
山 陽	R6-1	下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	2	2
山 陽	R6-2	下関駅～小月駅～大泊	5	5
山 陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祢駅	6	6
山 陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5
山 陽	R8-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山 陽	R8-2	下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	2	2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない方の額 (円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷1.2(月)÷マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目の み分)の額=ラ	ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=								
R5-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
R5-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
R6-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	1,890,000
R6-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	1,890,000
R7-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
R7-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
R8-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0	6,300,000
R8-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	32,328,378	21,000,000		21,000 千円	10,500	23,940,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Eと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	R4-1	945,000	円 54.42 %	円 %	円 %	円 %	791,279	円 45.58 %			
	R4-2	945,000	円 54.42 %	円 %	円 %	円 %	791,279	円 45.58 %			
	R5-1	945,000	円 50.38 %	円 %	円 %	円 %	930,510	円 49.62 %			
	R5-2	945,000	円 50.38 %	円 %	円 %	円 %	930,510	円 49.62 %			
	R6-1	1,260,000	円 45.45 %	円 %	円 %	円 %	1,512,000	円 54.55 %			
	R6-2	1,260,000	円 45.45 %	円 %	円 %	円 %	1,512,000	円 54.55 %			
	R7-1	2,100,000	円 46.35 %	円 %	円 %	円 %	2,430,400	円 53.65 %			
	R7-2	2,100,000	円 46.35 %	円 %	円 %	円 %	2,430,400	円 53.65 %			
合計		10,500,000	円 %	円 %	円 %	円 %	11,328,378	円 %			

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	サンデン交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
山陽	R10-1	下関駅～小月駅～美祿駅	6	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R10 . 1	現金
山陽	R10-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R10 . 1	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	木と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) ^×(0.5or0.4)=ト (定額法) ^×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 フ×7÷12(月) =カ	計画額(千円)	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
R10-1	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	フ	7	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000
R10-2	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	フ	7	4,500,000 円	2,250.0	10,500,000
計	43,526,122	4,473,878		48,000,000	47,999,998	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000	19,200,000	12,000,000		9,000 千円	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	ヘの額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金 内定申請額(千円) ヨ+ネ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	R10-1	2,250,000 円	49.10 %	円	%	円	%	2,332,000 円	50.90 %		6832000
	R10-2	2,250,000 円	49.10 %	円	%	円	%	2,332,000 円	50.90 %		6832000
合計		4,500,000 円	49.10 %	円	%	円	%	4,664,000 円	50.90 %		

2年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度
山 陽	R6-1	下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	2	2
山 陽	R6-2	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山 陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祢駅	6	6
山 陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5
山 陽	R8-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山 陽	R8-2	下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	2	2
山 陽	R9-1	下関駅～小月駅～大泊	6	6
山 陽	R9-2	下関駅～小月駅～小野田駅～おのだサンパーク	3	3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない方の額 (円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷1.2(月)÷マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目の み分)の額=ラ	ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=								
R6-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,509	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
R6-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,509	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	0
R7-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	3,024,000	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	1,890,000
R7-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	3,024,000	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0	1,890,000
R8-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,978,240	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
R8-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,978,240	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
R9-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,720,000	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0	6,300,000
R9-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,720,000	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	33,085,498	21,000,000		21,000 千円	10,500	23,940,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Eと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	R5-1	945,000	円 50.38 %	円	%	円	%	930,509	円 49.62 %		
	R5-2	945,000	円 50.38 %	円	%	円	%	930,509	円 49.62 %		
	R6-1	945,000	円 45.45 %	円	%	円	%	1,134,000	円 54.55 %		
	R6-2	945,000	円 45.45 %	円	%	円	%	1,134,000	円 54.55 %		
	R7-1	1,260,000	円 46.35 %	円	%	円	%	1,458,240	円 53.65 %		
	R7-2	1,260,000	円 46.35 %	円	%	円	%	1,458,240	円 53.65 %		
	R8-1	2,100,000	円 45.45 %	円	%	円	%	2,520,000	円 54.55 %		
	R8-2	2,100,000	円 45.45 %	円	%	円	%	2,520,000	円 54.55 %		
合計		10,500,000	円 %	円	%	円	%	12,085,498	円 %		

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 船木鉄道株式会社

1. 車両取得の概要

初年度（令和8年度）

補助ブロック名	助番号	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費 国庫補助金 申請番号	車両の種類			乗車員 （人）	車両の 長さ （m）	購入等 予定年 月	購入等 の種別 （現金、割 賦、リース）
					超低床	スロープ付き	標準仕様				
山陽		8-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3			57	8.9	7.10	リース	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） イ+ロ+ハ=ニ ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ	普通償却限度額（円） （定率法） △×（0.5or0.4）=1 （定額法） △×0.2=ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト+チ=ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとロのうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12 （月） =カ	計画額（千円） カ×1/2=コ	*残存価格（円） ヘ-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
8-1	18,468,000	3,137,400		21,605,400	21,605,399	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,321,080	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	12,000,000
計	18,468,000	3,137,400	0	21,605,400	21,605,399	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,321,080	3,000,000		3,000千円	1,500	12,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） アの額以内	償却期間（月） イ	借入利率（%） 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ロ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
8-1	15,000,000	60	2.80%	2.50%	342,462円	171.2
計	15,000,000				342千円	171

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ+ツ	計画額（千円） コ+ネ
3,342	1,671

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	助番号	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽		8-1	1,671,200円	55.85%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,321,142円	44.15%	
		計	1,671,000円	55.84%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,321,542円	44.16%	

2年目以降（令和8年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費	
			国庫補助金申請番号 当該年度	申請番号 初年度
山陽	7-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	6-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	5-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	4-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額 (円) 前年度(2年目のみ)の額=ラ	普通償却 限度額(円) (定率法) $\text{ナ} \times (0.5 \text{ or } 0.4) = \text{リ}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 = \text{ム}$	特別 償却額 (円) ウ	償却 限度額 (円) $\text{ム} + \text{ウ} = \text{ノ}$	事業者 償却額 (円) オ	ノのうち 少ない方の 額 (円) ケ	償却 期間 (月) ヤ	補助対象経費 $\text{ケ} \times \text{ヤ} \div 12$ (月)=マ (最終年度)ケマ	計画額 (千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
											7-1
6-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,120	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
5-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,829,500	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
4-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,829,500	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
計	60,000,000	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000	16,257,240	12,000,000		12,000千円	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用 補助対象額 (円) ナの額以内=コ	償還 期間 (月)	今年度償還回数		借入利率 (%) 年利 エ	エと2.5% のうち低 い方の率 (%) テ	補助対象経費 7	計画額 (千円) $7 \times 1/2 = \text{サ}$
			(自)	(至)				
7-1	15,000,000	60	13	24	2.99%	2.50%	279,382円	139.6
6-1	15,000,000	60	25	36	2.10%	2.10%	164,194円	82.0
5-1	15,000,000	60	37	48	2.70%	2.50%	120,573円	60.2
4-1	15,000,000	60	49	60	2.70%	2.50%	42,836円	21.4
計	60,000,000						606千円	303

【所要経費】

補助対象経費 (千円) マ+7	計画額 (千円) ケ+サ
12,606	6,303

2年目以降（令和8年度）

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的な概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	7-1	1,639,600円	55.78%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,299,302円	44.21%		
山陽	6-1	1,582,000円	54.90%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,299,314円	45.09%		
山陽	5-1	1,560,200円	65.28%	0円	0.00%	0円	0.00%	829,673円	34.71%		
山陽	4-1	1,521,400円	64.71%	0円	0.00%	0円	0.00%	829,536円	35.28%		
	計	6,303,000円	59.68%	0円	0.00%	0円	0.00%	4,257,825円	40.31%		

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 船木鉄道株式会社

1. 車両取得の概要

初年度（令和9年度）

補ブロック名	助番号	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費 国庫補助金 申請番号	車両の種類別			乗車員 （人）	車両の 長さ （m）	購入等 予定年 月	購入等 の種別 （現金、割 賦、リース）
					超低床	スロープ付き	標準仕様				
山陽		9-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3				57	8.9	8.10	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） イ+ロ+ハ=ニ ニ-1円=ホ	ホと限度額のうちの少ない方の額（円） ハ	普通償却限度額（円） （定率法） △×0.4=ト （定額法） △×0.2=ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト+チ=ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌと△のうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12 （月） =カ	計画額（千円） カ×1/2=コ	*残存価格（円） △-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
9-1	18,468,000	3,137,400		21,605,400	21,605,399	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,321,080	3,000,000	10	2,500,000円	1,250.0	12,500,000
計	18,468,000	3,137,400	0	21,605,400	21,605,399	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,321,080	3,000,000		2,500千円	1,250	12,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） △の額以内	償却期間（月） 月	借入利率（%） 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
9-1	15,000,000	60	2.80%	2.50%	342,462円	171.2
計	15,000,000				342千円	171

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ+ツ	計画額（千円） ヨ+ネ
2,842	1,421

【負担者とその負担割合】

補ブロック名	助番号	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽		9-1	1,421,200円	43.83%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,821,142円	56.17%	
		計	1,421,000円	43.82%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,821,542円	56.18%	

2年目以降（令和9年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費 国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	8-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	7-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	6-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	5-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象 限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額 (円) 前年度7(2 年目のみ 夕)の額=ラ	普通償却 限度額(円) (定率法) ラ×0.4=ム (定額法) ナ×0.2=ム	特別 償却額 (円) ウ	償却 限度額 (円) ム+ウ=ノ	事業者 償却額 (円) オ	ノのうち 少ない方 の額 (円) ケ	償却 期間 (月) ヤ	補助対象経費 ケ×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ケマ	計画額 (千円) マ×1/2=ケ	*残存価格 (円) ラ-マ=フ
8-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,321,080	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,120	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,120	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
5-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,829,500	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
計	60,000,000	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000	16,748,820	12,000,000		12,000千円	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用 補助対象額 (円) ナの額以内=コ	償還 期間 (月)	今年度償還回数		借入利率 (%) 年利 エ	エと2.5% のうち低 い方の率 (%) テ	補助対象経費 7	計画額 (千円) 7×1/2=サ
			(自)	(至)				
8-1	15,000,000	60	13	24	2.80%	2.50%	279,382円	139.6
7-1	15,000,000	60	25	36	2.99%	2.50%	196,389円	98.1
6-1	15,000,000	60	37	48	2.10%	2.10%	100,611円	50.3
5-1	15,000,000	60	49	60	2.70%	2.50%	42,836円	21.4
計	60,000,000						619千円	309

【所要経費】

補助対象経費 (千円) マ+7	計画額 (千円) ケ+サ
12,619	6,309

2年目以降（令和9年度）

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負 担 者 と そ の 負 担 割 合				「その他の者」 の 具 体 的 概 要				
		都 道 府 県	市 区 町 村	そ の 他 の 者	事 業 者 自 己 負 担					
		負 担 額	負 担 割 合	負 担 額	負 担 割 合	負 担 額	負 担 割 合	負 担 額	負 担 割 合	
山陽	8-1	1,639,600円	55.37%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,321,262円	44.62%	
山陽	7-1	1,598,100円	55.15%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,299,309円	44.84%	
山陽	6-1	1,550,300円	54.40%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,299,131円	45.59%	
山陽	5-1	1,521,400円	64.71%	0円	0.00%	0円	0.00%	829,536円	35.28%	
	計	6,309,000円	57.04%	0円	0.00%	0円	0.00%	4,750,638円	42.95%	

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 船木鉄道株式会社

1. 車両取得の概要

初年度（令和10年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費 国庫補助金 申請番号	車両の種類別			乗車 定員 (人)	車両の 長さ (m)	購入等 予定年 月	購入等 の種別 (現金、割 賦、リース)
				超低床	スロープ付き	標準仕様				
山陽	10-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3				57	8.9	9.10	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） イ+ロ+ハ=ニ ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ	普通償却限度額（円） (定率法) △×(0.5or0.4)=1 (定額法) △×0.2=ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト+チ=ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌと△のうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12 (月) =カ	計画額（千円） カ×1/2=コ	*残存価格（円） ヘ-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
10-1	18,468,000	3,137,400		21,605,400	21,605,399	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,321,080	3,000,000	10	2,500,000円	1,250.0	12,500,000
計	18,468,000	3,137,400	0	21,605,400	21,605,399	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,321,080	3,000,000		2,500千円	1,250	12,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） △の額以内	償還期間（月） 月	借入利率（%） 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ロ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
10-1	15,000,000	60	2.80%	2.50%	342,462円	171.2
計	15,000,000				342千円	171

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ+ツ	計画額（千円） コ+ネ
2,842	1,421

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	10-1	1,421,200円	43.83%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,821,142円	56.17%	
	計	1,421,000円	43.82%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,821,542円	56.18%	

2年目以降（令和10年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費 国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	9-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	8-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	7-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3
山陽	6-1	船木～サ～本山岬、船木～宇部市役所、厚狭駅～宇部中央	1,2,3	1,2,3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額 (円) 前年度7(2年目のみ) の額=ウ	普通償却 限度額(円) (定率法) ナ×(0.5or0.4)=ム (定額法) ナ×0.2=ム	特別 償却額 (円) ウ	償却 限度額 (円) ム+ウ=ノ	事業者 償却額 (円) オ	ノのうち 少ない方の 額 (円) ケ	償却 期間 (月) ヤ	補助対象経費 ケ×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ケマ	計画額 (千円) マ×1/2=ケ	*残存価格 (円) ウ-マ=フ
											9-1
8-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,321,080	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,120	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,120	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
計	60,000,000	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000	17,240,400	12,000,000		12,000千円	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用 補助対象額 (円) ナの額以内=コ	償還 期間 (月)	今年度償還回数		借入利率 (%) 年利 エ	エと2.5% のうち低 い方の率 (%) テ	補助対象経費 7	計画額 (千円) 7×1/2=サ
			(自)	(至)				
9-1	15,000,000	60	13	24	2.80%	2.50%	279,382円	139.6
8-1	15,000,000	60	25	36	2.80%	2.50%	196,389円	98.1
7-1	15,000,000	60	37	48	2.99%	2.50%	120,573円	60.2
6-1	15,000,000	60	49	60	2.10%	2.10%	35,680円	17.8
計	60,000,000						632千円	315

【所要経費】

補助対象経費 (千円) マ+7	計画額 (千円) ケ+サ
12,632	6,315

2年目以降（令和10年度）

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的な概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	9-1	1,639,600円	55.37%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,321,262円	44.62%		
山陽	8-1	1,598,100円	54.74%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,321,269円	45.25%		
山陽	7-1	1,560,200円	54.56%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,299,293円	45.43%		
山陽	6-1	1,517,800円	53.88%	0円	0.00%	0円	0.00%	1,299,200円	46.11%		
	計	6,315,000円	54.63%	0円	0.00%	0円	0.00%	5,242,624円	45.36%		

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名 宇部市交通局

1. 車両取得の概要

初年度（令和 8 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
山陽	8-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	7 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ-1円=ホ	ホと限度額のうちの少ない方の額（円） ハ	普通償却限度額 (定率法) ^×0.4=ト (定額法) ^×0.2=ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト+チ=ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとのうちの少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ワ×ワ÷12（月）=カ	計画額（千円） カ×1/2=コ	*残存価格（円） ヘ-カ=ケ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
8-1	17,029,861	1,477,382	0	18,507,243	18,507,242	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,829,172	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	17,029,861	1,477,382	0	18,507,243	18,507,242	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,829,172	6,000,000	12	6,000 千円	3,000	9,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） アの額以内	償還期間（月）	借入利率（%） 年利 レ	レと2.5%のうちの低い方の率（%） ロ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ+ツ	計画額（千円） コ+ネ
6,000	3,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	8-1	3,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	829,172 円	12.14 %	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		3,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	829,172 円	12.14 %	

2年目以降（令和 8 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	4-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	4-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	5-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	5-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	5-3	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	6-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	6-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	6-3	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	7-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	7-2	新山口線	1	1

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額=ナ	残存価額（円） 前年度7（2年目のみ）の額=ラ	普通償却限度額 (定率法) $7 \times r \times 0.4 = \mu$ (定額法) $7 \times 0.2 = \nu$	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） $\mu + \nu = \rho$	事業者償却額（円） オ	ノのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 $ク \times ヤ \div 12$ （月）=マ （最終年度）ケ=マ	計画額（千円） $マ \times 1/2 = ナ$	* 残存価格（円） ラ-マ=フ
4-1	15,000,000	1,666,440	1,620,000	0	1,620,000	992,916	992,916	12	992,916 円	496.4	673,524
4-2	15,000,000	1,666,440	1,620,000	0	1,620,000	992,916	992,916	12	992,916 円	496.4	673,524
5-1	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,618,059	1,618,059	12	1,618,059 円	809.0	1,621,941
5-2	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,618,059	1,618,059	12	1,618,059 円	809.0	1,621,941
5-3	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,618,059	1,618,059	12	1,618,059 円	809.0	1,621,941
6-1	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,745,878	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
6-2	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,745,878	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
6-3	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,745,878	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
7-1	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,427,966	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
7-2	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	6,121,756	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
計	150,000,000	47,252,880	21,780,000	0	21,780,000	25,627,365	20,520,009		20,520 千円	10,259	26,732,871

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内=コ	償還期間（月）	今年度償還回数		借入利率（%） 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 7	計画額（千円） $7 \times 1/2 = サ$
			(自)	(至)				
計	0						0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ+7	計画額（千円） ケ+サ
20,520	10,259

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							「その他の者」の具体的な概要	
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		負担割合
	4-1	496,400 円	49.99 %	円	%	円	%	116 円	0.01 %	
	4-2	496,400 円	49.99 %	円	%	円	%	116 円	0.01 %	
	5-1	809,000 円	50 %	円	%	円	%	59 円	0 %	
	5-2	809,000 円	50 %	円	%	円	%	59 円	0 %	
	5-3	809,000 円	50 %	円	%	円	%	59 円	0 %	
	6-1	1,080,000 円	39.33 %	円	%	円	%	585,878 円	21.34 %	
	6-2	1,080,000 円	39.33 %	円	%	円	%	585,878 円	21.34 %	
	7-1	1,800,000 円	40.65 %	円	%	円	%	827,966 円	18.7 %	
	7-2	1,800,000 円	29.4 %	円	%	円	%	2,521,756 円	41.19 %	
	合計	9,179,000 円	35.82 %	円	%	円	%	4,521,887 円	17.64 %	

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名 宇部市交通局

1. 車両取得の概要

初年度（令和 9 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リー
山陽	9-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8 . 10	現金
山陽	9-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8 . 10	現金
山陽	9-3	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	8 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ-1円=ホ	ホと限度額のつち少ない方の額（円） ハ	普通償却限度額 (定率法) ^×0.4=ト (定額法) ^×0.2=ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト+チ=ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとのつち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12（月）= カ	計画額（千円） カ×1/2=コ	*残存価格（円） ヘ-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
9-1	17,029,861	1,477,382	0	18,507,243	18,507,242	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,829,172	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
9-2	17,029,861	1,477,382	0	18,507,243	18,507,242	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,829,172	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
9-3	17,029,861	1,477,382	0	18,507,243	18,507,242	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,829,172	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	51,089,583	4,432,146	0	55,521,729	55,521,726	45,000,000	18,000,000	0	18,000,000	20,487,516	18,000,000		18,000 千円	9,000	27,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） ハの額以内	償還期間（月）	借入利率（%） 年利 レ	レと2.5%のつち低い方の率（%） ロ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
					円	
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ+ツ	計画額（千円） コ+ネ
18,000	9,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	9-1	3,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	829,172 円	12.14 %	
	9-2	3,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	829,172 円	12.14 %	
	9-3	3,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	829,172 円	12.14 %	
合計		9,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	2,487,516 円	12.14 %	

2年目以降（令和 9 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	5-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	5-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	5-3	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	6-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	6-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	6-3	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	7-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	7-2	新山口線	1	1
山陽	8-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度ア（2年目のみ）の額＝ラ	普通償却限度額（円） （定率法）ア×0.4＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）＝マ （最終年度）ク＝マ	計画額（千円） マ×1/2＝ナ	* 残存価格（円） ラ－マ＝フ	
5-1	15,000,000	1,621,941	1,620,000	0	1,620,000	1,020,996	1,020,996	12	1,020,996	円	510.4	600,945
5-2	15,000,000	1,621,941	1,620,000	0	1,620,000	1,020,996	1,020,996	12	1,020,996	円	510.4	600,945
5-3	15,000,000	1,621,941	1,620,000	0	1,620,000	1,020,996	1,020,996	12	1,020,996	円	510.4	600,945
6-1	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,732,649	1,620,000	12	1,620,000	円	810.0	1,620,000
6-2	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,732,649	1,620,000	12	1,620,000	円	810.0	1,620,000
6-3	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,732,649	1,620,000	12	1,620,000	円	810.0	1,620,000
7-1	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,794,046	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
7-2	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	3,862,828	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
8-1	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,309,208	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0	5,400,000
計	135,000,000	34,385,823	17,640,000	0	17,640,000	19,227,017	15,842,988		15,842	千円	7,921	18,542,835

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数		借入利率（％） 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率（％） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2＝イ	
			（自）	（至）					
計	0						0	千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋イ
15,842	7,921

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要				
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担						
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
	5-1	510,400	円	49.99	%	円	%	円	%	196	円	0.02	%	
	5-2	510,400	円	49.99	%	円	%	円	%	196	円	0.02	%	
	5-3	510,400	円	49.99	%	円	%	円	%	196	円	0.02	%	
	6-1	810,000	円	46.75	%	円	%	円	%	112,649	円	6.5	%	
	6-2	810,000	円	46.75	%	円	%	円	%	112,649	円	6.5	%	
	6-3	810,000	円	46.75	%	円	%	円	%	112,649	円	6.5	%	
	7-1	1,080,000	円	38.65	%	円	%	円	%	634,046	円	22.69	%	
	8-1	1,800,000	円	41.77	%	円	%	円	%	709,208	円	16.46	%	
	合計	6,841,000	円	35.58	%	円	%	円	%	1,681,789	円	8.75	%	

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名 宇部市交通局

1. 車両取得の概要

初年度（令和 10 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
山陽	10-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	10 . 10	現金
山陽	10-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	10 . 10	現金
山陽	10-3	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	超低床	スロープ付き	標準仕様	55	8.9	10 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ-1円=ホ	ホと限度額のつち少ない方の額（円） ハ	普通償却限度額 (定率法) ^×0.4=ト (定額法) ^×0.2=ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト+チ=ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとのつち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12（月）=カ	計画額（千円） カ×1/2=コ	*残存価格（円） ヘ-カ=ケ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
10-1	17,029,861	1,477,382	0	18,507,243	18,507,242	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,829,172	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
10-2	17,029,861	1,477,382	0	18,507,243	18,507,242	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,829,172	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
10-3	17,029,861	1,477,382	0	18,507,243	18,507,242	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,829,172	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	51,089,583	4,432,146	0	55,521,729	55,521,726	45,000,000	18,000,000	0	18,000,000	20,487,516	18,000,000		18,000 千円	9,000	27,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） アの額以内	償還期間（月）	借入利率（%） 年利レ	レと2.5%のつち低い方の率（%） ロ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
					円	
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ+ツ	計画額（千円） コ+ネ
18,000	9,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	10-1	3,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	829,172 円	12.14 %	
	10-2	3,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	829,172 円	12.14 %	
	10-3	3,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	829,172 円	12.14 %	
合計		9,000,000 円	43.93 %	円	%	円	%	2,487,516 円	12.14 %	

2 年目以降（令和 10 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	6-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	6-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	6-3	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	7-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	7-2	新山口線	1	1
山陽	8-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	9-1	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	9-2	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5
山陽	9-3	新山口線・阿知須線・小野田線	2,3,4,5	2,3,4,5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=ナ	残存価額 (円) 前年度7 (2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) $7 \times r \times 0.4 = \mu$ (定額法) $7 \times 0.2 = \nu$	特別償却額 (円) ウ	償却限度額 (円) $\mu + \nu = \rho$	事業者償却額 (円) オ	ノのうち少ない方の額 (円) ク	償却期間 (月) ヤ	補助対象経費 $ク \times ヤ \div 12 (月) = \pi$ (最終年度) $ク = \sigma$	計画額 (千円) $\pi \times 1/2 = \tau$	* 残存価格 (円) $\rho - \sigma = \phi$
6-1	15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,093,301	1,093,301	12	1,093,301 円	546.6	526,699
6-2	15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,093,301	1,093,301	12	1,093,301 円	546.6	526,699
6-3	15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,093,301	1,093,301	12	1,093,301 円	546.6	526,699
7-1	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,763,043	1,620,000	12	1,620,000 円	810.0	1,620,000
7-2	15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	2,437,444	1,620,000	12	1,620,000 円	810.0	1,620,000
8-1	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,719,110	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
9-1	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,309,208	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
9-2	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,309,208	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
9-3	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,309,208	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
計	135,000,000	43,740,000	21,060,000	0	21,060,000	23,127,124	19,479,903		19,479 千円	9,739	24,260,097

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額 (円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率 (%) 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率 (%) セ	補助対象経費 7	計画額 (千円) $7 \times 1/2 = \theta$
			(自)	(至)				
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
計	0						0 千円	0

【所要経費】

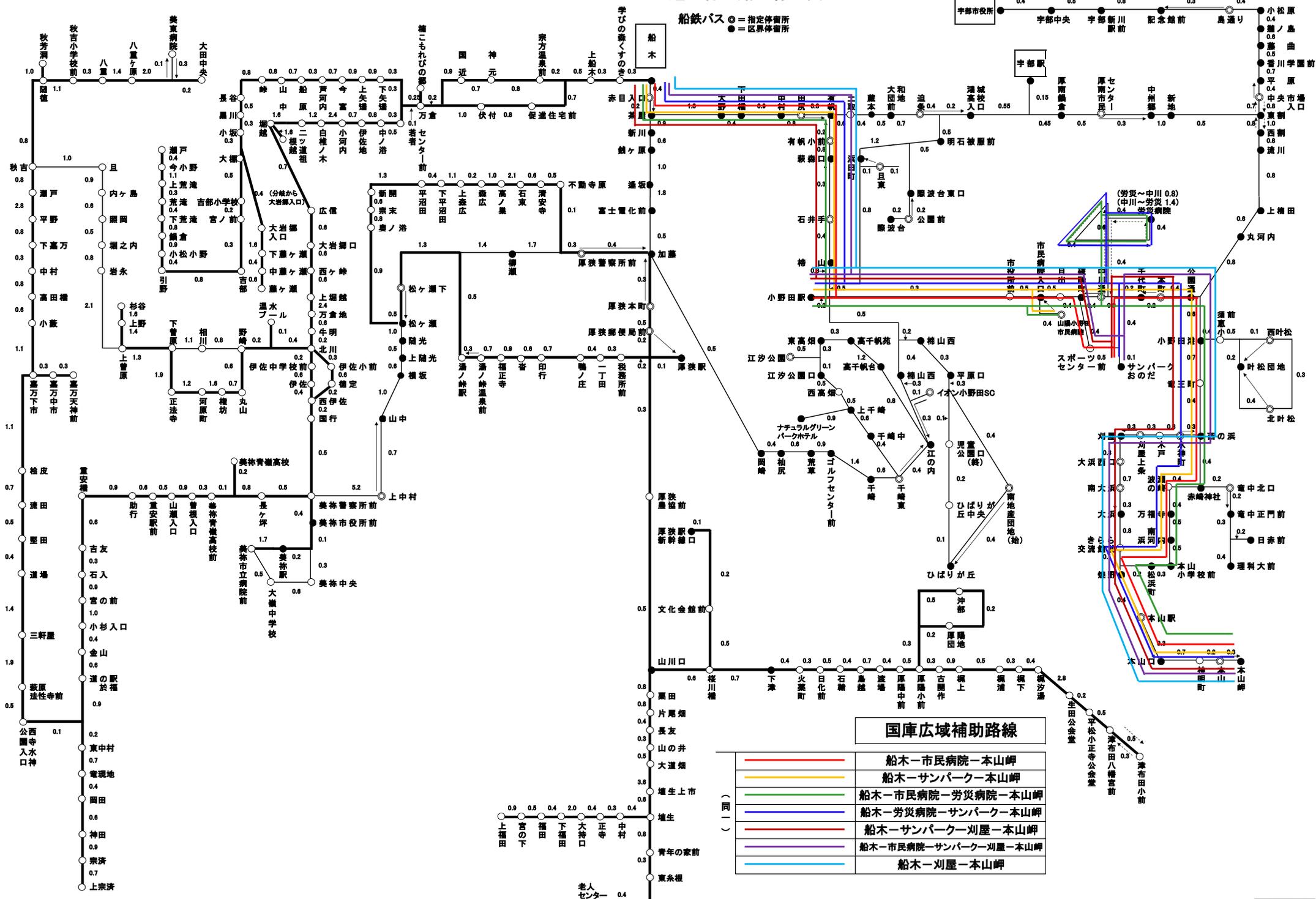
補助対象経費 (千円) マ+7	計画額 (千円) ケ+サ
19,479	9,739

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	6-1	546,600 円	50 %	円	%	円	%	101 円	0.01 %	
	6-2	546,600 円	50 %	円	%	円	%	101 円	0.01 %	
	6-3	546,600 円	50 %	円	%	円	%	101 円	0.01 %	
	7-1	810,000 円	45.94 %	円	%	円	%	143,043 円	8.11 %	
	7-2	810,000 円	33.23 %	円	%	円	%	817,444 円	33.54 %	
	8-1	1,080,000 円	39.72 %	円	%	円	%	559,110 円	20.56 %	
	9-1	1,800,000 円	41.77 %	円	%	円	%	709,208 円	16.46 %	
	9-2	1,800,000 円	41.77 %	円	%	円	%	709,208 円	16.46 %	
	9-3	1,800,000 円	41.77 %	円	%	円	%	709,208 円	16.46 %	
	合計	7,939,000 円	34.33 %	円	%	円	%	2,938,316 円	12.71 %	

運行路線図

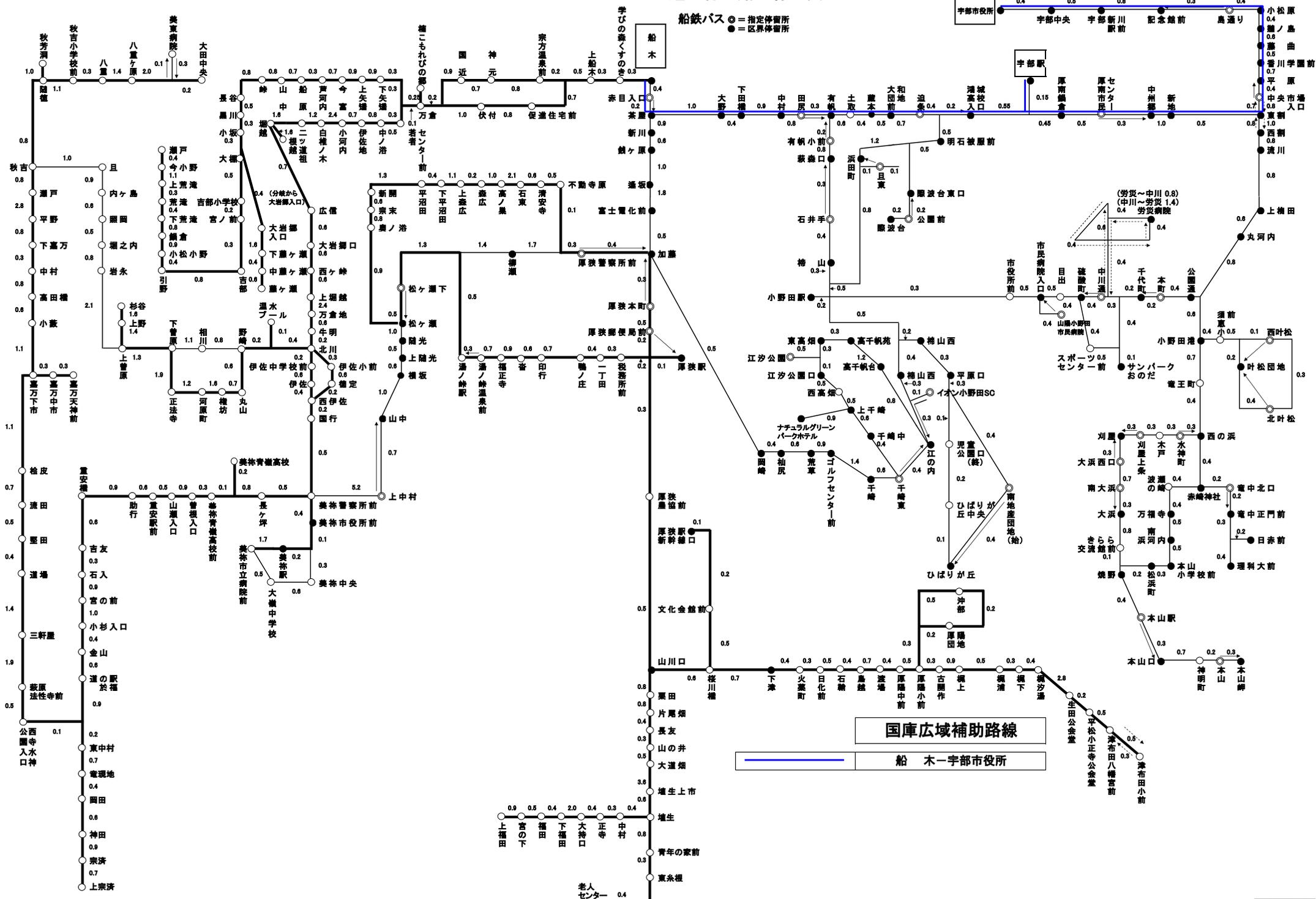
船鉄バス ○ = 指定停留所 ● = 区界停留所



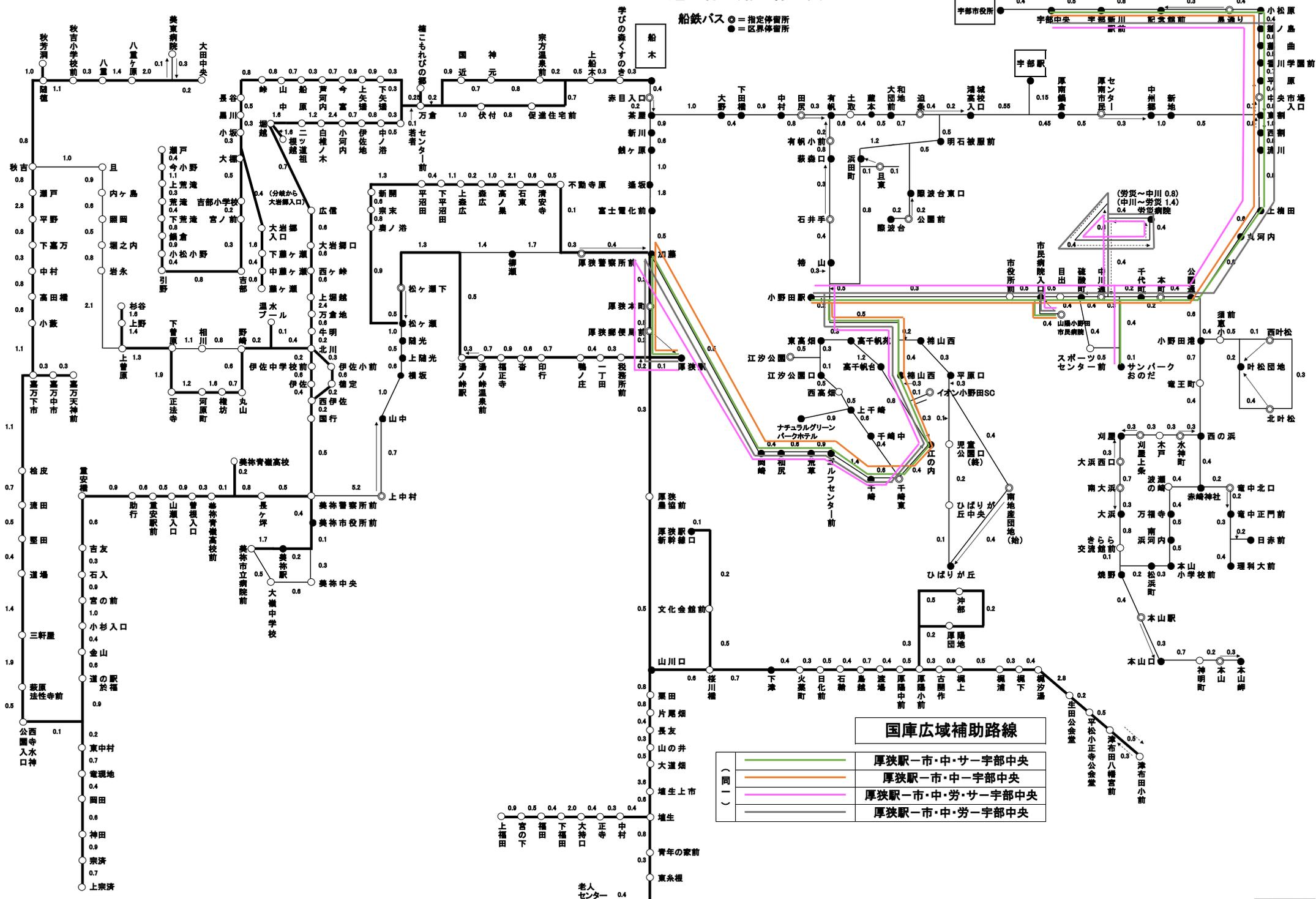
国庫広域補助路線

	船木-市民病院-本山峠
	船木-サンパーク-本山峠
	船木-市民病院-労災病院-本山峠
	船木-労災病院-サンパーク-本山峠
	船木-市民病院-サンパーク-刈屋-本山峠
	船木-刈屋-本山峠

運行路線図



運行路線図

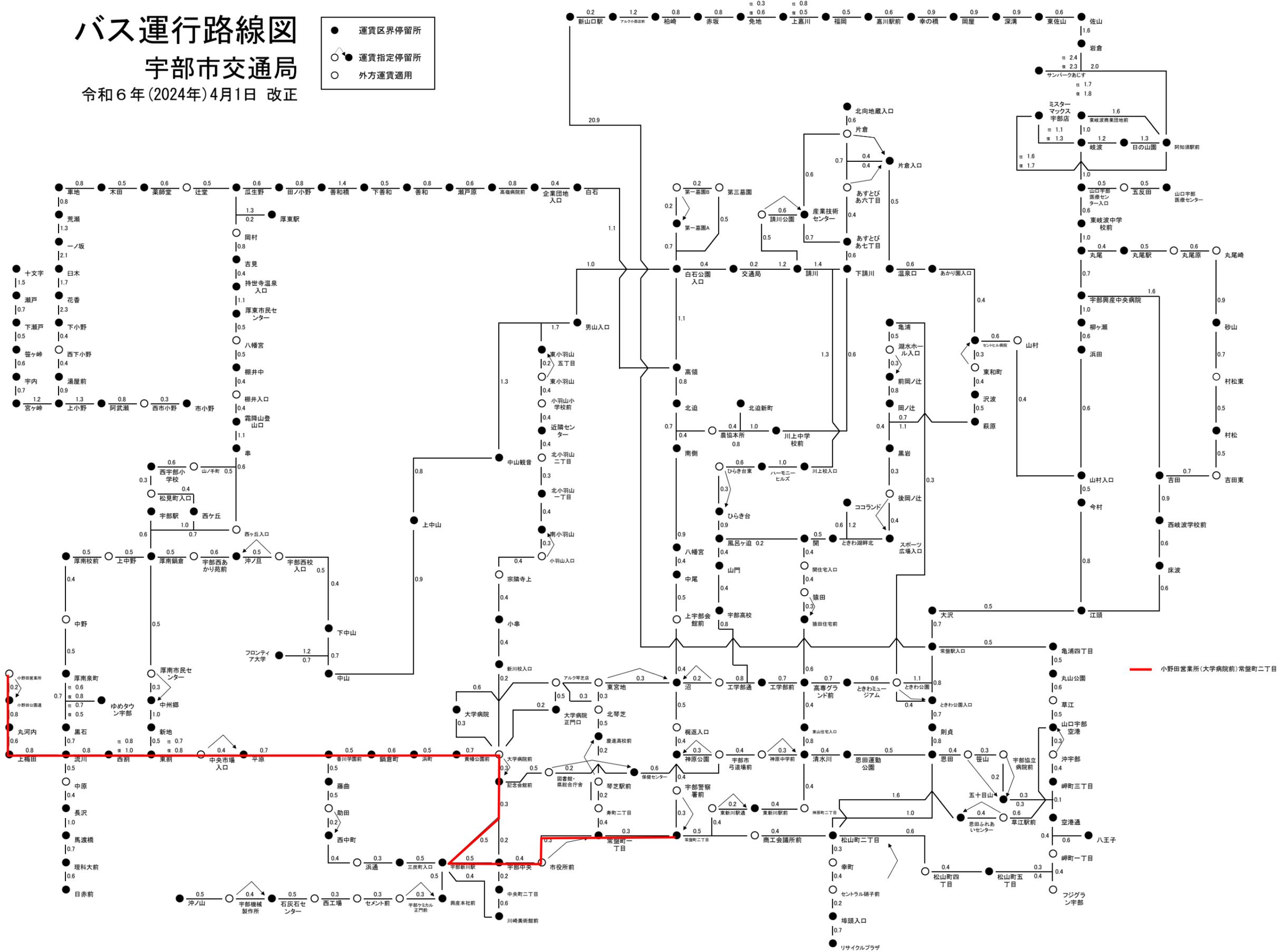


バス運行路線図

宇部市交通局

令和6年(2024年)4月1日 改正

- 運賃区界停留所
- 運賃指定停留所
- 外方運賃適用

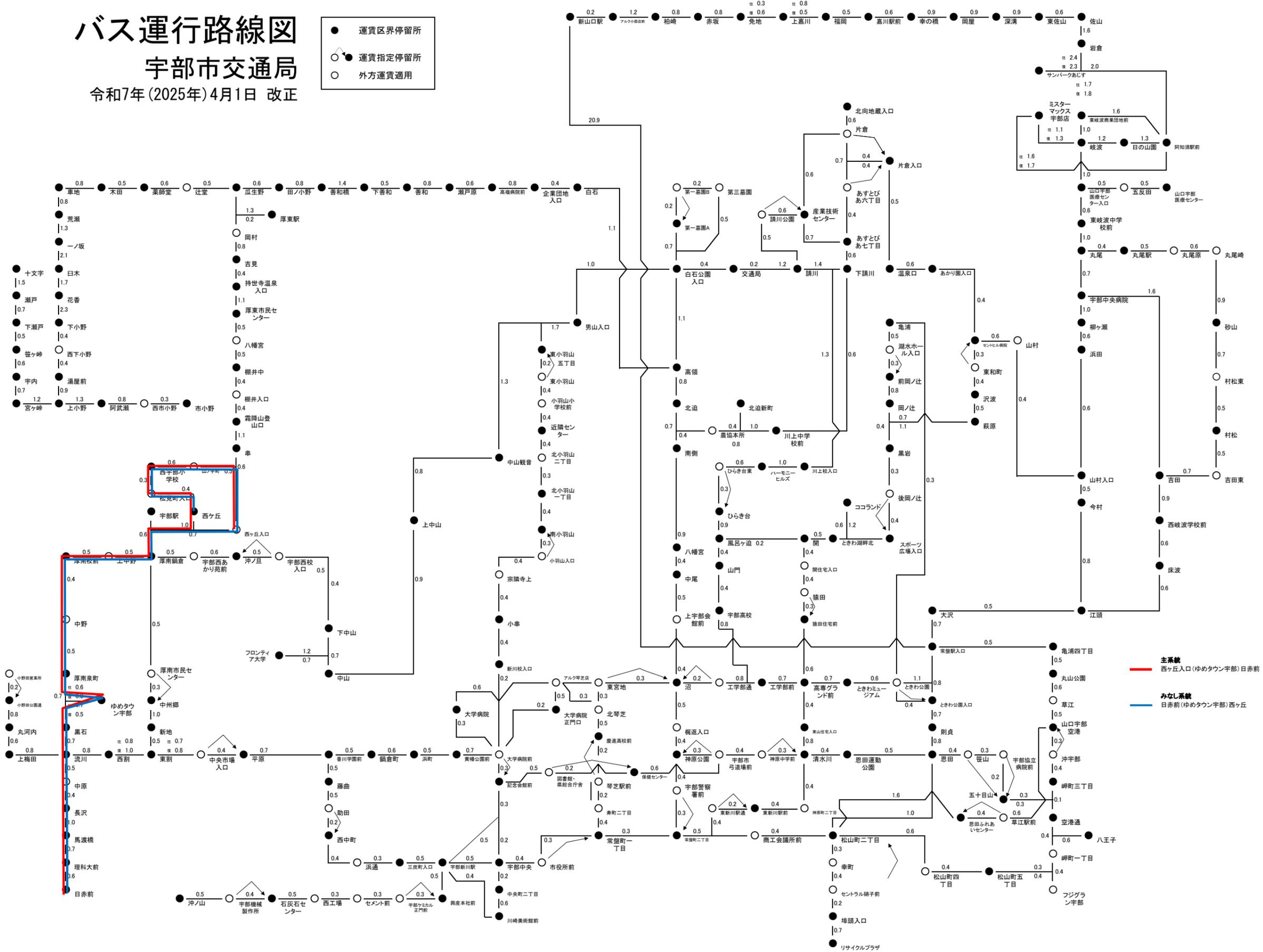


バス運行路線図

宇部市交通局

令和7年(2025年)4月1日 改正

- 運賃区界停留所
- 運賃指定停留所
- 外方運賃適用



- 主系統
西ヶ丘入口(ゆめタウン宇部)日赤前
- みなし系統
日赤前(ゆめタウン宇部)西ヶ丘

山陽小野田市地域公共交通計画の一部改正について（協議）

1 趣 旨

国の補助制度を活用する自治体は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域公共交通計画に、国の補助制度（地域公共交通確保維持事業）を記載する必要がある。

このたび、船木鉄道（株）のバス路線の国の補助対象系統が追加となることから、本市の地域公共交通計画も、所定の記載事項を追記し、計画と国補助金との連動化を行うものである。

2 改正概要

改正区分	内容	計画の該当ページ
所定の記載事項の追加	・運行系統の追加（1系統）	57ページ

3 改正時期 令和7年6月

山陽小野田市地域公共交通計画



令和5年（2023年）3月

山陽小野田市

（令和7年（2025年）6月「地域公共交通計画と国補助金の連動化制度」に伴う一部改正）

3 地域公共交通確保維持事業の必要性と補助系統に係る事業及び実施主体の概要

山陽小野田市において国の地域公共交通確保維持事業を活用し運行を確保・維持する系統は次に示すとおりです。これらの系統は人口減少・少子高齢化等で利用者が減少する中、自治体や事業者の運営改善だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

<地域間幹線系統補助>

運行系統			事業区分	運行の 態様	実施主体
起点	経由地	終点			
船木	市民病院	本山岬	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
船木	サンパーク	本山岬	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
船木	市民病院・労災病院	本山岬	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
船木	労災病院・サンパーク	本山岬	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
船木	サンパーク・刈屋	本山岬	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
船木	市民病院・サンパーク・刈屋	本山岬	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
船木	刈屋	本山岬	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
船木	宇部駅	宇部市役所	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
厚狭駅	サンパーク	宇部中央	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
厚狭駅	中川通	宇部中央	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
厚狭駅	サンパーク・労災病院	宇部中央	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
厚狭駅	労災病院・中川通	宇部中央	4条乗合	路線定期	船木鉄道(株)
下関駅	小月駅・小野田駅	サンパーク	4条乗合	路線定期	サンデン交通(株)
下関駅	小月駅	小野田駅	4条乗合	路線定期	サンデン交通(株)
小野田営業所	大学病院	常盤町二	4条乗合	路線定期	宇部市交通局
西ヶ丘入口	ゆめタウン宇部	日赤前	4条乗合	路線定期	宇部市交通局

R7年6月時点

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和 7 年 6 月 23 日

（名称）山陽小野田市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

山陽小野田市では、鉄道や路線バス、コミュニティバス等が運行されており、地域住民の日常生活における移動手段の確保を図っているが、高齢化の進展や合併に伴う生活圏域の広域化等により市民の移動ニーズは多様化しており、こうしたニーズに対応した効率的、効果的な公共交通サービスの構築が急務となっている。

【厚狭北部地域】

厚狭北部地域においては、マイカーの普及や人口減等に伴う利用者の減少を受けて民間事業者による路線バスが運行廃止となり、市が主体となって民間委託による「厚狭北部便（コミュニティバス）」の運行を開始したが、利便性が低く、利用者は減少傾向にあった。一方、高齢化等によりマイカーを利用できず、日常生活における移動に支障をきたす高齢者は増加することが予想され、地域に適した効果的・効率的な移動サービスの提供が課題となっていた。

このような中、本市では、平成 25 年 2 月に公募に応募した市民 18 名からなる山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を立ち上げ、市の公共交通不便地域における市民の公共交通手段について協議を重ねたほか、平成 26 年 3 月に交通事業者や住民の代表、行政関係者等で組織する「山陽小野田市地域公共交通会議」を発足させ、厚狭北部地域にとって望ましい公共交通のあり方について検討を行い、地域内フィーダー路線として、当該地域でデマンド型乗合タクシーの運行を開始することとした。

（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線 / 湯の峠・陽光台・山川線）

平成 27 年 1 月より地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し、高齢者や児童・生徒など、マイカーを自由に利用できない地域住民の通院・通学・買い物等を中心とした生活を維持するため、松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線及び湯の峠・陽光台・山川線の 2 路線のデマンド型乗合タクシーを運行している。松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線は、主に朝夕の通勤・通学時間帯以外の交通空白時間帯に対応するため、湯の峠・陽光台・山川線は、主にバス路線から離れた交通空白地帯に対応するため運行している。

広域的な移動を含め、円滑な日常生活の実現には、地域の周辺部から幹線に繋がる結節点までの地域内フィーダー路線を確保していくことが不可欠であり、運行開始以降、適宜運行方法の見直しを行い、利便性向上を図っていくこととしている。

- 平成 31 年 1 月から 11 自治会（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線：4 自治会、湯の峠・陽光台・山川線：7 自治会）を新たに対象地域として追加
- 令和元年 10 月から運行便数を 6 便から 8 便（各路線 3 便から 4 便）へ増便
- 令和 5 年 10 月から 1 自治会（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線）を新たに対象地域として追加

【高泊地域】

高泊地区においては、コミュニティバス「高畑・高泊循環線」が運行していたが、1 日当たりの乗車人数が少なく、経路の見直し等の必要となっていた。しかしながら、当該地区は道路幅が狭く、現状より広範にバス路線を拡大することが困難であった。

そのため、地元住民の意見やニーズを十分に反映するとともに、道路環境等の実情も踏まえた、地域にとって最も効果的な交通手段を検討・導入するため、令和 3 年度、専門的

な知識と豊富な経験を有するコンサルタント会社に業務委託を行い、3回に及ぶ地域住民との意見交換会の開催等を経て、新たなデマンド型乗合タクシーの運行計画を策定し、令和4年10月から実証運行を開始した。令和5年10月からは本格運行に移行した。

(高泊線)

主に、高泊地区に居住するマイカーを自由に利用できない方の日常生活(買い物、通院等)での移動を支援するため、令和4年10月からデマンド型乗合タクシーを運行し、「高畑・高泊循環線」が対応しきれなかった周辺地区(西の郷、上の郷、青葉台等)のカバーや、アクセスが困難であった目的地(国道190号沿線の商業施設、医療機関等)への移動手段確保を図る。なお、令和4年10月～令和5年9月までの一年間の実証運行とし、課題やニーズを把握し、本格運行に反映することとした。本格運行後も、適宜、利用者アンケート等により課題やニーズを把握し、運行方法等の見直しを行い、利用者の利便性向上を図っていくこととする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○利用者数

【厚狭北部地域】

1日あたりの利用者数を20人以上とする。

年度	全体	殿様号	姫様号
令和10年度目標	20人以上	6人以上	14人以上
令和9年度目標	20人以上	6人以上	14人以上
令和8年度目標	20人以上	6人以上	14人以上
令和6年度実績	15.9人	4.3人	11.6人
平成30年度実績	22.6人	6.7人	15.9人

令和6年度(令和5年10月～令和6年9月)の1日あたりの利用人数(両路線計)は、コロナ禍による外出自粛の影響が長期化するとともに、利用頻度の高い高齢者が死亡や施設入所したこと等により、目標値(20人以上)を下回る15.9人(殿様号4.3人、姫様号11.6人)であった。

地元自治会等と連携した効果的な周知活動を行うことにより、今後3か年でコロナ禍前(平成30年度)の水準の9割まで回復させることを目標に、令和8年度から令和10年度までの目標値を設定する。

(山陽小野田市地域公共交通計画 P78 参照)

【高泊地域】

1日あたりの利用者数を8人以上とする。

年度	とまり号
令和10年度目標	10人以上
令和9年度目標	9人以上
令和8年度目標	8人以上
令和6年度実績	7.3人
令和5年度実績	5.5人

令和4年10月から実証運行を開始し、令和5年9月までの1日あたりの利用人数は5.5人(目標16人以上)となっている。令和5年10月以降の本格運行においては、令和5年10月から令和6年9月までの1日あたりの利用人数は7.3人となっている。今後も地元自治会や運行事業者との連携を一層深めて着実に利用促進を図ることとし、令和8年度から令和10年度までの目標を設定する。

○収支率

1. 考え方

燃料費等の高騰による運行経費の増加を想定しつつ、コロナ禍で落ち込んだ需要を、路線再編やデジタル化等の利便性向上、ターゲットを絞った利用促進や意識醸成により回復させ、収支率は現状以上の水準を目指す。

2. 目指す水準

殿様号、姫様号：令和 8 年度から令和 1 0 年度にかけて、現状（令和 4 年度値）8.6% 以上とする。

収入 637,350 円 ÷ 運行経費 7,364,005 円 ≒ 8.6%

とまり号：令和 8 年度から令和 1 0 年度にかけて、現状（令和 5 年度値）3.9% 以上とする。

収入 237,750 円 ÷ 運行経費 5,999,870 円 ≒ 3.9%

（山陽小野田市地域公共交通計画 P 78 参照）

○公的負担額

1. 考え方

過度な財政支出を抑制するため、デマンド型交通に係る委託料の年間財政支出を市の人口（データ集計期間の 12 月末時点の住民基本台帳人口）で割った市民一人当たりの財政支出額を現状以下の水準を目指す。

2. 目指す水準

殿様号、姫様号：令和 8 年度から令和 1 0 年度にかけて、現状（令和 4 年度）のデマンド型交通に係る額の 110 円/年以下とする。

6,726 千円/年 ÷ 60,856 ≒ 110 円/年

とまり号：令和 8 年度から令和 1 0 年度にかけて、現状（令和 5 年度）のデマンド型交通に係る額の 95 円/年以下とする。

5,762 千円/年 ÷ 60,209 ≒ 95 円/年

（山陽小野田市地域公共交通計画 P 79 参照）

（2）事業の効果

- ・高齢者や児童など、マイカーを自由に利用できない住民の日常生活（通院や買物等）における移動手段が確保できる。
- ・結節点を J R 厚狭駅や J R 小野田駅、山陽小野田市役所とすることで、鉄道や広域路線バス、地域間幹線系統バスとの接続により、市街地などへの広域的な移動手段が確保できる。
- ・地域住民（特に高齢者）の外出機会の増加につながり、住民の健康福祉の増進、地域の活性化に寄与することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・デマンド型交通対象地域の住民に対し、継続的な事業周知や利用啓発を実施する。
（実施主体：市、運行事業者）
 - ・利用者ニーズの把握に努めるため、現在の利用者に対する聞き取り調査等を実施し、利用促進に繋がるよう、ニーズに基づいた運行内容への変更を検討する。
（実施主体：市、運行事業者）
 - ・事業者と連携したバス教室の開催や出前講座等を通じて、学校や地域団体等にモビリティマネジメントを実施する。
- ※山陽小野田市地域公共交通計画 P 7 1 ~ P 7 2 参照
（実施主体：市、運行事業者）
- ・鉄道や路線バスも含めた市内の公共交通ネットワークが一目で分かるよう、ホームページにおける情報提供の充実を図る。
（実施主体：市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
<p>地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表1」添付</p> <p>○「表1」添付資料</p> <p>①運行系統図</p> <p>②厚狭北部地域デマンド型交通運行計画</p> <p>③高泊地域デマンド型交通運行計画</p> <p>④参考資料（1回当たりサービス提供時間）</p> <p>○補助要件の具備</p> <p>①要綱別表7のハ…別添「厚狭北部地域デマンド型交通運行計画」、「高泊地域デマンド型交通運行計画」参照</p> <p>②要綱別表7のニ…平成27年1月から3月までは周知期間のため、厚狭北部便と並行して運行したが、平成27年4月からは厚狭北部便を減便し、厚狭北部の交通空白時間帯に運行している。</p> <p>③要綱別表7のホ…前年度に続き本補助金制度を活用するもの</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>市が事業者に運行を委託するため、補助対象経費同額を委託料として市が負担する。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や自治会長へのアンケート調査の実施 ・住民ヒアリング（地元住民との意見交換会実施等） <p style="text-align: right;">等</p>
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<p>表5を添付。</p>
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>※該当なし</p>

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 26 年 3 月 27 日 (第 1 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域公共交通会議の設立について 厚狭北部地域等におけるデマンド交通の実証運行について協議
平成 26 年 6 月 23 日 (第 2 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について 厚狭北部便の減便について
平成 26 年 9 月 29 日 (第 3 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 運行事業者決定に伴う、平成 26 年度山陽小野田市生活交通ネットワーク計画の修正について 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が整っていることの証明について
平成 27 年 3 月 23 日 (第 4 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について 厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について 厚狭北部便のダイヤ改正について

平成 27 年 6 月 22 日 (第 5 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画について
平成 27 年 7 月 30 日 (第 6 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について
平成 28 年 1 月 12 日 (第 7 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について デマンド型交通の目的地（停車場所）の改善について
平成 28 年 2 月 5 日 (第 8 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域公共交通網形成計画骨子案について
平成 28 年 2 月 12 日 (第 9 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域公共交通網形成計画骨子案について
平成 28 年 3 月 29 日 (第 10 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域公共交通網形成計画について 監事について
平成 28 年 4 月 13 日 (第 11 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）に関する事業評価について
平成 28 年 6 月 22 日 (第 12 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画（生活交通確保維持改善計画）について
平成 28 年 12 月 28 日 (第 13 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統補助）に関する事業評価について
平成 29 年 3 月 22 日 (第 14 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の再編について 厚狭北部便（コミュニティバス）の利用状況について 厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について 公共交通網形成計画の目標と現状値について
平成 29 年 7 月 19 日 (第 15 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 地域内フィーダー系統確保維持計画について 厚狭北部便の運行計画について
平成 30 年 1 月 12 日 (第 16 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 市内バス路線の再編について 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について
平成 30 年 6 月 28 日 (第 17 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 地域内フィーダー系統確保維持計画について 労災病院への路線バスの乗入（増便）について 公共交通不便地域の考え方について 運転免許証返納者への対応について
平成 30 年 10 月 11 日 (第 18 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 地域内フィーダー系統確保維持計画（※計画内容の変更）について
平成 31 年 2 月 26 日 (第 19 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市バス路線再編計画について
令和元年 6 月 17 日 (第 20 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 地域内フィーダー系統確保維持計画について 高畑・高泊循環線における江汐公園への乗入開始について
令和 2 年 1 月 8 日 (第 21 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）に係る事業評価について J R 小野田駅へのバスの乗入について 山陽小野田市地域公共交通網形成計画の期間見直しについて
令和 2 年 5 月 7 日 (第 22 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 地域内フィーダー系統確保維持計画について J R 小野田駅へのバスの乗入について
令和 2 年 12 月 21 日 (第 23 回会議)	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価（案）について

令和3年6月16日 (第24回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・山陽小野田市地域公共交通網形成計画の期間見直しについて ・高泊地区新規公共交通導入支援事業の実施について
令和4年1月11日 (第25回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・高畑高泊循環線の見直しについて ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価について
令和4年5月30日 (第26回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・高泊地区へのデマンド交通の導入について ・高畑・高泊循環線の路線等の見直しについて ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・地域公共交通計画の策定について ・山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の改正について ・令和4年度山陽小野田市地域公共交通会議予算案について ・地域公共交通計画策定調査業務の委託について
令和4年8月30日 (第27回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・高泊地区へのデマンド交通の導入について ・高畑・高泊循環線の路線等の見直しについて ・地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・地域公共交通計画の策定について
令和4年12月16日 (第28回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価について ・地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画策定）に係る事業評価について ・山陽小野田市地域公共交通計画の策定について
令和5年1月18日 (第29回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通計画（素案）について
令和5年3月27日 (第30回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通計画について ・山陽小野田市地域公共交通計画の具体化について ・コミュニティバス「ねたろう号」、「いとね号」厚狭高校通学便運行ルートの見直しについて ・令和4年度山陽小野田市地域公共交通会議補正予算（案）について ・宇部市交通局のダイヤ改正について ・デマンド型交通「とまり号」の乗降地点の追加について
令和5年6月2日 (第31回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度山陽小野田市地域公共交通会議決算について ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・地域公共交通計画関係事業の進捗について ・地域公共交通活性化再生法の改正について
令和5年8月29日 (第32回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚狭北部地域におけるデマンド型交通の運行について ・厚狭高校通学便の新設について ・厚狭北部便の運行について ・JR美祢線の災害対応について ・JRローカル線の利用促進について ・JR厚狭駅における多機能トイレの整備について ・船鉄バス（公園通～理科大前間）の増便について ・企業寄附金を活用したバス停ベンチの整備について ・山口県賃上げ環境整備応援奨励金について

<p>令和6月1月12日 (第33回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）に係る事業評価 ・デマンド型交通（とまり号）の実証運行結果について ・JR美祢線の災害対応について ・JR小野田線の活性化に向けた今後の取組について ・JR小野田線活性化委員会公式SNSの開設について ・子ども市民教育推進事業「鉄道教室」、「バス教室」の開催について ・バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェアの開催について ・サンデン交通の運行計画の変更について
<p>令和6年6月12日 (第34回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間幹線系統確保維持計画（案）について ・山陽小野田市地域公共交通の一部改正について ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について ・JR厚狭駅におけるエレベーターの整備について ・JR厚狭駅サイクルピットの設置について ・JR小野田駅のバスロケーションシステムサイネージについて ・ねたろう号の更新について ・さんようおのだミニ面接会の開催について
<p>令和6年8月27日 (第35回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船鉄バスのダイヤ改正について ・JR小野田線の鉄道とバスの共通乗車実証事業について ・JR美祢線の状況について ・令和6年度バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェアの開催について ・子ども市民教育推進事業「鉄道教室」、「バス教室」の開催について
<p>令和7年1月8日 (第36回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）に係る事業評価について ・JR小野田線・鉄道・バス共通パスのモニター実験について ・JR美祢線の状況について
<p>令和7年6月23日 (第37回会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間幹線系統確保維持計画（案）について ・山陽小野田市地域公共交通計画の一部改正について ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について ・サビエル高校通学便の新設について ・いとね号の延伸について ・山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の改正について ・JR厚狭駅におけるエレベーターの整備について ・R小野田線鉄道・バス共通乗車実証事業モニター実験の結果について ・JR美祢線の状況について ・JR小野田駅のバス停再配置について ・サンデン交通の一般路線バス（乗合バス）の上限運賃改定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・平成25年2月～平成25年4月、山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を開催（合計6回）し、市民の公共交通手段について協議した。
- ・平成25年12月、自治会長及び民生児童委員へのアンケート調査を実施し、移動ニーズや利用意向等を把握し、運行計画に反映した。
- ・平成26年2月、既存の厚狭北部便の利用者に対して聞き取り調査を実施し、見直しにあたっての意向等を把握した。
- ・平成26年3月、地域公共交通会議の構成員として公募市民が参加した。
- ・平成26年5月、住民説明会を計3回開催した。
- ・平成26年10月～12月 運行エリア内の全26自治会にて利用方法や登録方法について説明会を開催した。
- ・平成27年10月、デマンド型交通について、運行エリア住民を対象にアンケート調査を実施したところ、JR厚狭駅周辺の個人病院への乗り入れの要望があったため、目的地に個人病院を追加できるよう関係機関と協議・調整を開始した。
- ・平成29年2月、運行事業者と意見交換会を実施。運転手から、利用者ニーズや日頃の運行概要について聞き取りを行い、平成29年10月からの運行ダイヤを改正した。
- ・平成29年5月、利用者ニーズの高かった医療機関等への乗り入れについて、運行区域内の医療機関等に対して個別に協力を依頼し、平成29年10月から17箇所（※）を新たな乗降ポイントとして追加した。（※郵便局及び医療機関16箇所）
- ・平成30年7月、現行のデマンド型交通運行区域に近接する公共交通不便地域に対して、ニーズ調査を実施した。
- ・平成30年10月、地域公共交通会議を開催し、平成31年1月4日から運行エリア拡大が承認された。
- ・平成30年11月、追加される運行エリア内の全11自治会にて利用方法や登録方法について説明会を開催した。
- ・平成31年1月、拡大エリアを対象として運行を開始した。
- ・令和元年10月、運行便数を1日6便から1日8便に増便した。
- ・令和2年3月、デマンド型乗合タクシー利用者を対象にアンケート調査を実施した。
- ・令和2年10月、運行事業者の変更に伴い、対象自治会及び利用登録者へ運行案内を広報するとともに、利用登録者から新たな運行事業者に対する要望聴取を実施した。
- ・令和3年2月、現行の運行に関する満足度及び運行ダイヤに関するニーズを把握するため、利用者へアンケート調査を実施した。
- ・令和3年11月、山口大学において、現行のデマンド交通の利用状況や、災害時避難への活用可能性に係るアンケート調査を実施した。
- ・令和3年度から、運行上の課題や利用者ニーズの把握を目的として、毎月1回運行事業者と意見交換を開始した。
- ・令和4年7月から9月にかけて、「とまり号」実証運行に向けて、高泊地区の自治会を対象とした意見交換会や説明会を開催した。
- ・令和4年8月、地域公共交通会議を開催し、令和4年10月1日から、新たに高泊地域における運行が承認された。
- ・令和5年3月から4月にかけて、「殿様号」、「姫様号」利用登録者、「とまり号」利用者を対象にアンケート調査を実施した。
- ・令和5年5月、「とまり号」本格運行に向けて、高泊地区の自治会を対象に、実証運行の振り返りを目的とした意見交換会を開催した。
- ・令和5年8月、地域公共交通会議を開催し、令和5年10月からの「殿様号」の運行エリア拡大が承認された。
- ・令和5年10月1日、「殿様号」の拡大エリアを対象として運行を開始し、「とまり号」の本格運行を開始した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県山陽小野田市日の出一丁目 1 - 1

(所 属) 山陽小野田市経済部商工労働課

(氏 名) 中村 宏

(電 話) 0836-82-1156

(e-mail) shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp

施策 6 公共交通に触れる機会の増加

(11) 普及啓発活動の推進

事業概要

出前講座等による普及啓発

- ・公共交通の利用説明やバス教室といった出前講座等の実施



利用促進に向けた広報活動の強化

- ・市民の利便性向上に資する、交通事業者のサービス改善の取組（長期休暇中の子供向け割引制度、免許返納者向け定期券割引制度等）の PR
- ・鉄道の利用促進に向けた広報活動、PR イベントの実施
- ・市内一斉ノーマイカー通勤の日「さんようおのだエコフライデー」の取組推進

1ヶ月	5,000円
3ヶ月	11,000円
6ヶ月	19,000円

1ヶ月分を購入すると	1,000円お得
3ヶ月分を購入すると	3,000円お得
6ヶ月分を購入すると	6,000円お得

実施主体

山陽小野田市、交通事業者、市民

施策6 公共交通に触れる機会の増加

(12) モビリティ・マネジメントの推進

事業概要

山口東京理科大学の学生を対象としたモビリティ・マネジメント

- ・大学の事務局と連携し、鉄道やバスの利用に向けた情報提供と意識醸成を促進

その他ターゲットを絞ったモビリティ・マネジメント

- ・高校生や免許返納者、転入者等をターゲットとしたモビリティ・マネジメントの企画・実施



実施主体

山陽小野田市、交通事業者、沿線施設、市民

3-2 目標値の設定

本計画を実現するため、令和4年度を基準とし、今後5年間の計画期間で達成すべき目標値を、前項で設定した計画全体の評価指標に基づき、次のとおり設定します。

取組方針 1 快適・便利で持続可能なネットワーク

評価指標①	市内各駅の年間利用者数			
目標値	現状 (令和3年度値)	1,072 千人/年	目標 (令和8年度値)	1,390 千人/年
考え方				
<p>・コロナ禍で落ち込んだ需要を、路線バス等との連携やまちづくりと一体となった利用促進等により、コロナ禍前の水準に回復させます。</p> <p>※目指す水準：平成30年度の年間利用者数以上 1,387千人/年 ≒ 1,390千人/年</p>				
評価指標②	市内を運行する路線バス、コミュニティバス、デマンド型交通の年間利用者数			
目標値	現状 (令和4年度値)	655 千人/年	目標 (令和9年度値)	770 千人/年
考え方				
<p>・コロナ禍で落ち込んだ需要を、路線再編やデジタル化等の利便性向上、ターゲットを絞った利用促進や意識醸成により、コロナ禍前（平成30年度値）の水準まで、段階的に回復させることを目指し、まずはその9割を目標値として設定します。</p> <p>※目指す水準：平成30年度の年間利用者数の90%以上 路線バス・コミュニティバス 852,481人/年、デマンド型交通 3,014人/年 計 855,495人/年 ≒ 855千人/年 855千人/年 × 0.9 ≒ 770千人/年</p>				
評価指標③	市内を運行する路線バス、コミュニティバスの収益率			
目標値	現状 (令和4年度値)	33.0%	目標 (令和9年度値)	33.0% 以上
考え方				
<p>・燃料費等の高騰による運行経費の増加を想定しつつ、コロナ禍で落ち込んだ需要を、路線再編やデジタル化等の利便性向上、ターゲットを絞った利用促進や意識醸成により回復させ、収益率は現状以上の水準を目指します。</p> <p>収益率(%) = 収入(円) ÷ 運行経費(円)</p> <p>※目指す水準：令和4年度の収益率以上</p>				

評価指標④	路線バス等の維持にかかる市民一人当たりの財政支出額			
目標値	現状 (令和4年度値)	2,468 円/年	目標 (令和9年度値)	2,468 円/年以下

考え方

・過度な財政支出を抑制するため、路線バス、コミュニティバス、デマンド型交通に係る補助金や委託費の年間財政支出を市の人口（データ集計期間の12月末時点の住民基本台帳人口）で割った市民一人当たりの財政支出額を現状以下の水準を目指します。

※目指す水準：令和4年度の額以下

$$150,185 \text{ 千円/年} \div 60,856 \approx 2,468 \text{ 円/年}$$

取組方針 2 わかりやすく利用しやすいサービス

評価指標⑤	市民の公共交通利用率			
目標値	現状 (令和4年度値)	42%	目標 (令和9年度値)	50%

考え方

・わかりやすい情報提供や利用しやすいサービスの提供等により、日常生活の移動手段として公共交通の利用を促進し、市民の公共交通利用率を現状以上に増やします。

※市民アンケートで鉄道（JR山陽線・JR小野田線・JR美祢線）、路線バス、コミュニティバス、デマンド型交通のいずれか1つ以上の交通手段を年数日以上利用していると回答した人を「公共交通を利用している市民」とみなし、割合を算出

公共交通を利用している市民 489人

アンケート回答者数（上記の項目全て無回答の人を除く） 1,179人

$$489 \text{ 人} \div 1,179 \text{ 人} \approx 42\%$$

※目指す水準：50%以上

評価指標⑥	市内主要駅のエレベーター設置率			
目標値	現状 (令和4年度値)	0% (0 駅/2 駅)	目標 (令和9年度値)	100% (2 駅/2 駅)

考え方

・誰もが利用しやすいサービスとするため、市内の主要な駅である厚狭駅および小野田駅にエレベーターを設置します。

※目指す水準：厚狭駅および小野田駅にエレベーターを設置

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

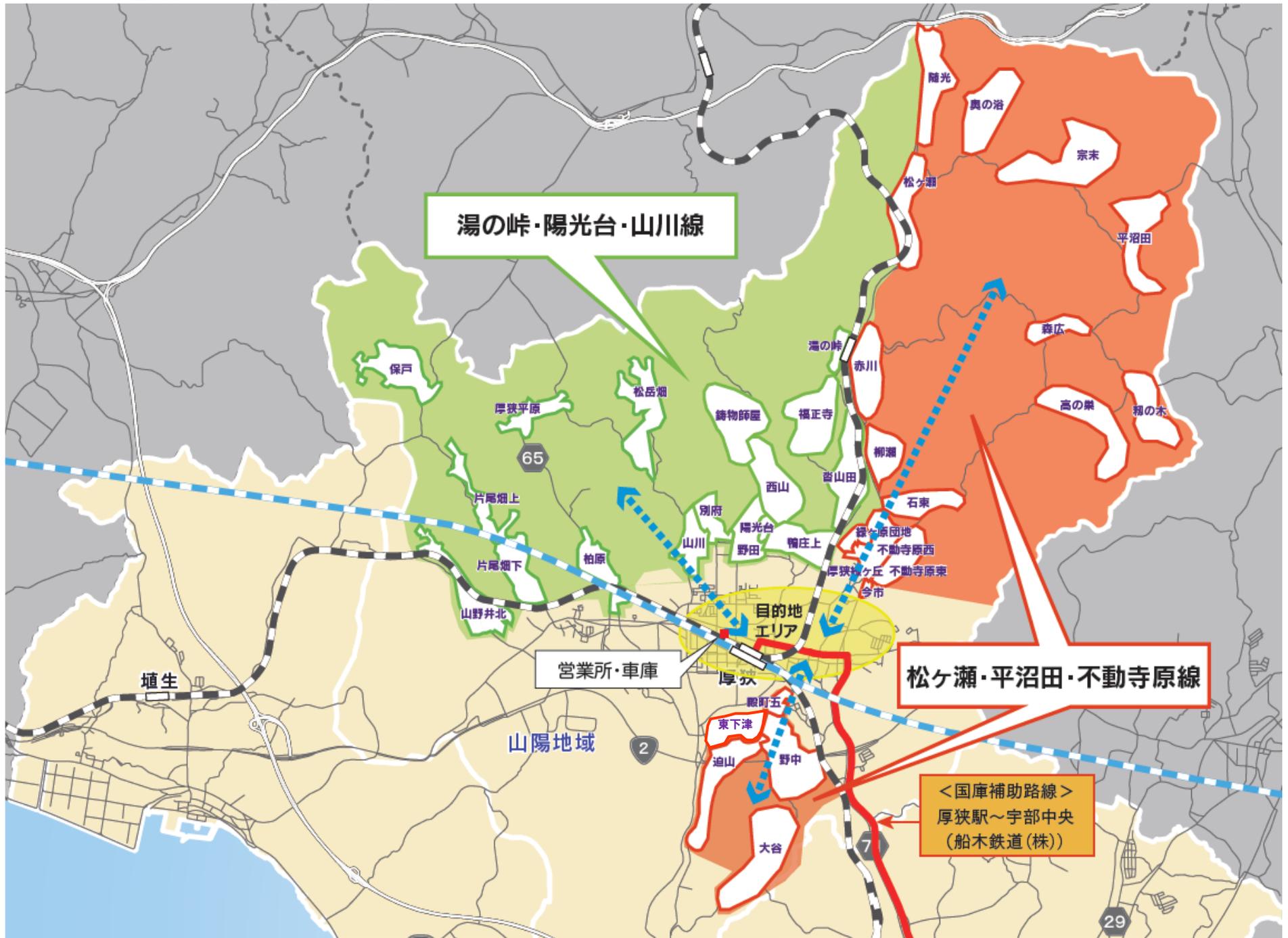
8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山陽小野 田市	小野田第一交通 株式会社	(1) 厚狭北部地域デマンド1		厚狭北 部地域		往 km 復 km	141日	1,128回		区域運行	①	・補助対象地域間系統と接続(船木 鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統 と厚狭駅停留所にて接続) ・乗継に適したダイヤの設定	③
	小野田第一交通 株式会社	(2) 厚狭北部地域デマンド2		厚狭北 部地域		往 km 復 km	141日	1,128回		区域運行	①	・補助対象地域間系統と接続(船木 鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統 と厚狭駅停留所にて接続) ・乗継に適したダイヤの設定	③
	小野田第一交通 株式会社	(3) 高泊地域デマンド		高泊地 域		往 km 復 km	141日	1,974回		区域運行	①	・補助対象地域間系統と接続(船木 鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統 と山陽小野田市役所停留所にて接 続) ・乗継に適した豊富な運行便数の設 定	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

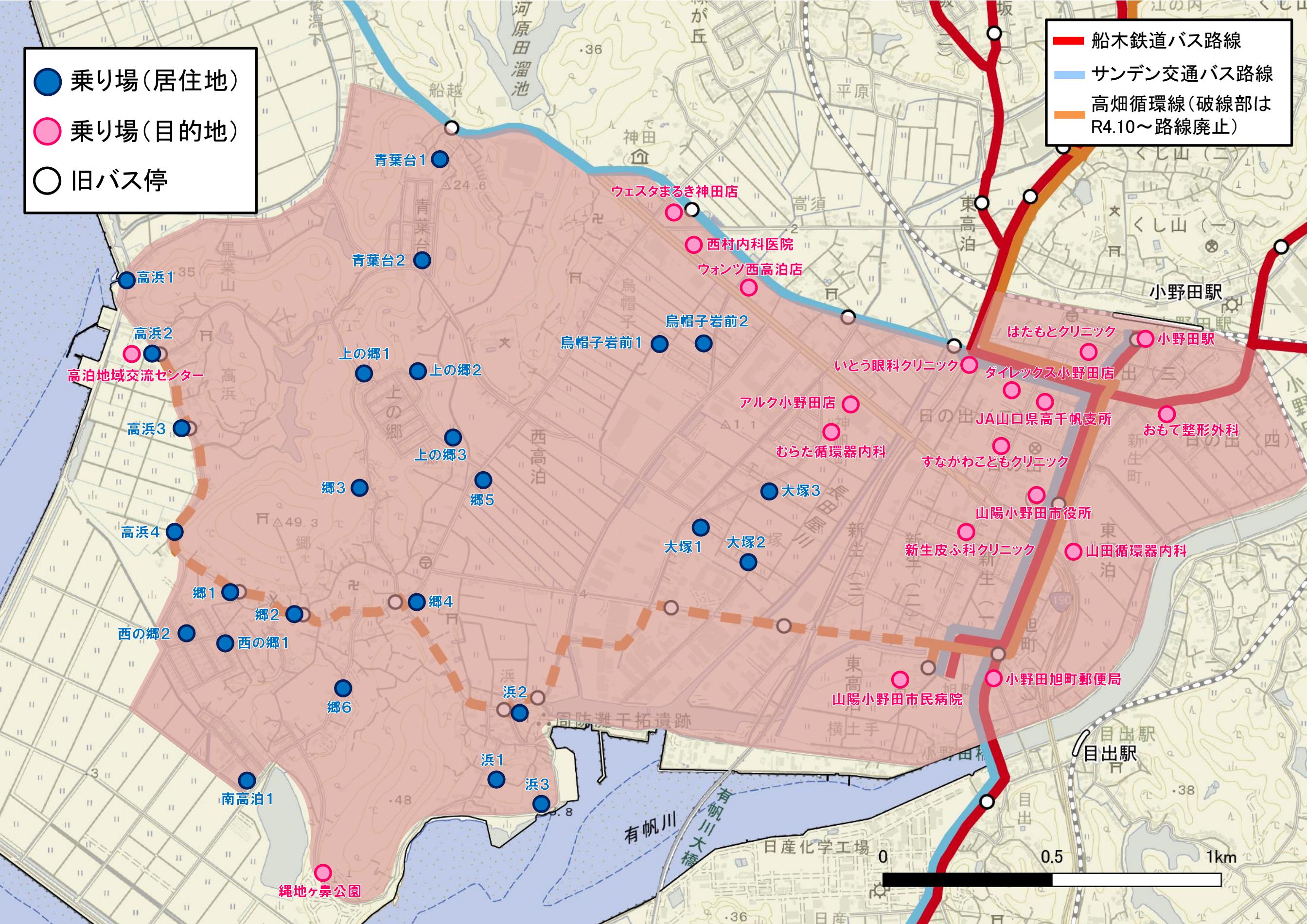
■デマンド型交通 ー対象地区及び目的地ー



「とまり号」乗降地点配置図

- 乗り場(居住地)
- 乗り場(目的地)
- 旧バス停

- 船木鉄道バス路線
- サンデン交通バス路線
- 高畑循環線(破線部はR4.10~路線廃止)



(参考資料) 1回当たりのサービス提供時間

【厚狭北部地域】

エリア① サービス提供時間 8:00～16:30

	7:30	8:00	8:40	9:00	9:40	10:20	10:30	11:10	11:30	12:10	12:30	13:10	13:30	14:10	14:30	15:10	15:30	16:10	16:40					
車庫	回送 30分	1便 大谷～厚狭駅 (40分)	回送 10分	待機 10分	2便 柳瀬～厚狭駅 (40分)	休憩 40分	待機 10分	3便 厚狭駅～大谷 (40分)	休憩 10分	待機 10分	4便 柳瀬～厚狭駅 (40分)	休憩 20分	5便 厚狭駅～柳瀬 (40分)	休憩 10分	待機 10分	6便 柳瀬～厚狭駅 (40分)	休憩 10分	待機 10分	7便 厚狭駅～柳瀬 (40分)	回送 10分	待機 10分	8便 厚狭駅～柳瀬 (40分)	回送 30分	車庫

実運行時間 40分×8便+回送時間(10分×2回+30分×2回)=400分

待機時間 60分

1回当たりの平均実運行時間 実運行時間 400分÷運行回数8回=50分

<1回当たりのサービス提供時間>

1回当たりの平均実運行時間(50分)+(1日当たりの平均待機時間(60分)÷1日当たりの運行回数(8回))=58分≒1時間

エリア② サービス提供時間 8:00～16:30

	7:30	8:00	8:40	9:00	9:40	10:20	10:30	11:10	11:30	12:10	12:30	13:10	13:30	14:10	14:30	15:10	15:30	16:10	16:40					
車庫	回送 30分	1便 湯の峠～厚狭駅 (40分)	回送 10分	待機 10分	2便 湯の峠～厚狭駅 (40分)	休憩 40分	待機 10分	3便 厚狭駅～湯の峠 (40分)	休憩 10分	待機 10分	4便 湯の峠～厚狭駅 (40分)	休憩 20分	5便 厚狭駅～湯の峠 (40分)	休憩 10分	待機 10分	6便 湯の峠～厚狭駅 (40分)	休憩 10分	待機 10分	7便 厚狭駅～湯の峠 (40分)	回送 10分	待機 10分	8便 厚狭駅～湯の峠 (40分)	回送 30分	車庫

実運行時間 40分×8便+回送時間(10分×2回+30分×2回)=400分

待機時間 60分

1回当たりの平均実運行時間 実運行時間 400分÷運行回数8回=50分

<1回当たりのサービス提供時間>

1回当たりの平均実運行時間(50分)+(1日当たりの平均待機時間(60分)÷1日当たりの運行回数(8回))=58分≒1時間

(参考資料) 1回当たりのサービス提供時間

【高泊地域】

サービス提供時間 8:00～14:30(上り) 9:00～15:30(下り)

【上り(居住地→目的地)】

	7:45	8:00		8:30	9:00		9:30	10:00		10:30	11:00		11:30	12:00		12:30	13:00		13:30	14:00		14:30	14:45
車庫	回送 15分	1便 (30分)	回送 15分	待機 15分	2便 (30分)	回送 15分	待機 15分	3便 (30分)	回送 15分	待機 15分	4便 (30分)	回送 15分	待機 15分	5便 (30分)	回送 15分	待機 15分	6便 (30分)	回送 15分	待機 15分	7便 (30分)	回送 15分	車庫	

【下り(居住地→目的地)】

	8:45	9:00		9:30	10:00		10:30	11:00		11:30	12:00		12:30	13:00		13:30	14:00		14:30	15:00		15:30	15:45
車庫	回送 15分	1便 (30分)	回送 15分	待機 15分	2便 (30分)	回送 15分	待機 15分	3便 (30分)	回送 15分	待機 15分	4便 (30分)	回送 15分	待機 15分	5便 (30分)	回送 15分	待機 15分	6便 (30分)	回送 15分	待機 15分	7便 (30分)	回送 15分	車庫	

実運行時間 30分×7便×2(上下)+回送時間(15分×8回×2)=660分

待機時間 15分×6回×2=180分

1回当たりの平均実運行時間 実運行時間660分÷運行回数14回=47分

<1回当たりのサービス提供時間>

1回当たりの平均実運行時間(47分)+(1日当たりの平均待機時間(180分)÷1日当たりの運行回数(14回))=60分

※当デマンド型乗合タクシーは、複数のドライバーが適宜交代して運行し、適切に休憩時間を確保する。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山陽小野田市
-------	--------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	44,226
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

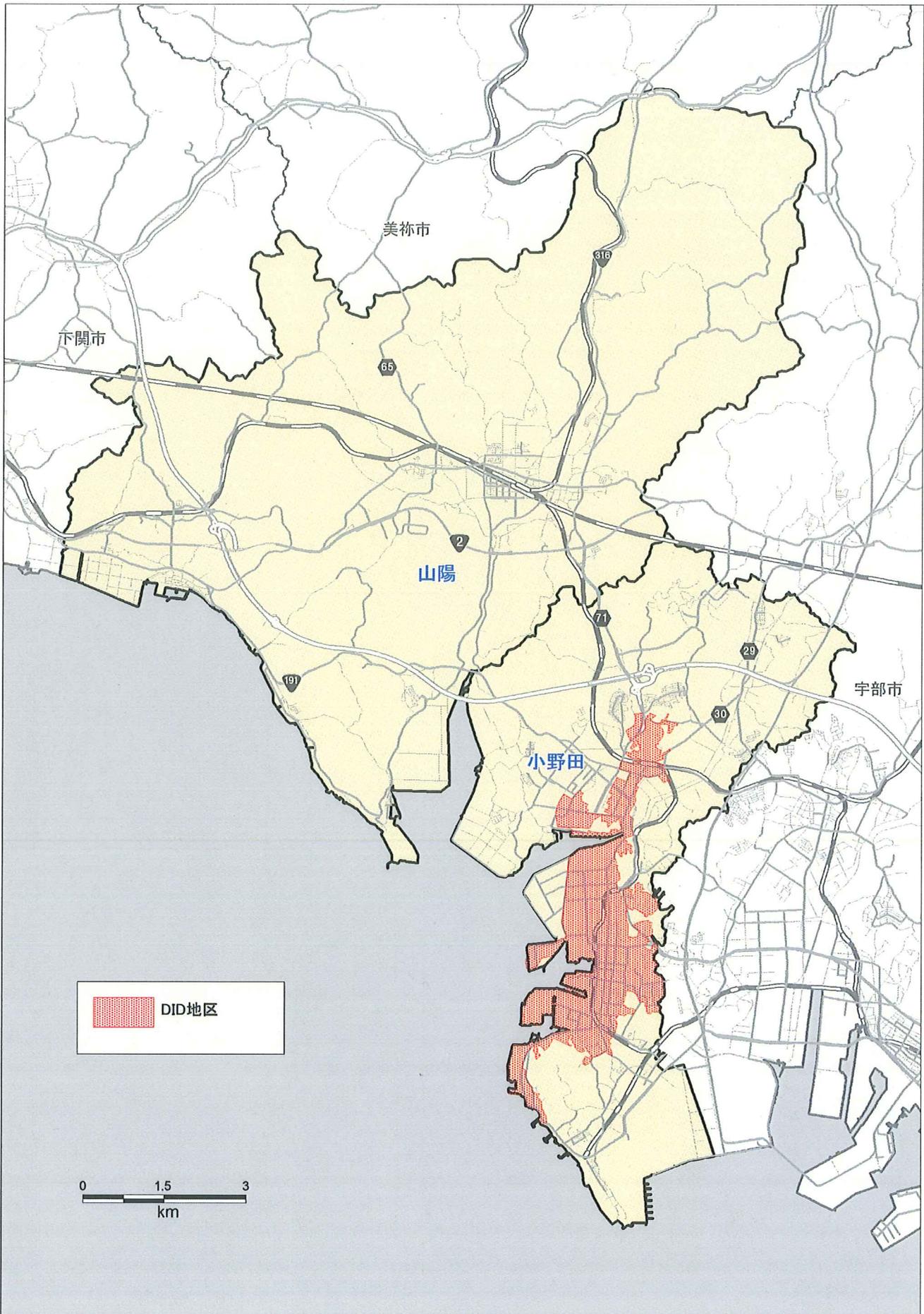
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山陽小野田市 地域公共交通計画	令和5年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



厚狭北部地域デマンド型交通運行計画

1. 目的

- ・高齢者等、マイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保
- ・地域内に存在する、一定の需要が見込めるものの既存バス路線から離れた交通不便地域に対する移動手段の確保

2. 事業主体

山陽小野田市

3. 運行主体

小野田第一交通株式会社

（道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業許可取得事業者）

4. 実証運行期間・本格運行

実証運行期間 平成27年1月5日～平成27年9月30日

本格運行 平成27年10月～

5. 対象エリア・対象者

次の38自治会の範囲内に居住する住民のうち、事前に利用登録を行った者を利用対象者とする。

<対象エリア>

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線

柳瀬、赤川、松ヶ瀬、随光、奥の浴、宗末、平沼田、森広、高の巣、粃の木、石束、不動寺原西、不動寺原東、緑ヶ原団地、厚狭緑ヶ丘、今市、殿町五、東下津、迫山、野中、大谷

湯の峠・陽光台・山川線

湯の峠、福正寺、沓山田、鴨庄上、西山、鋳物師屋、陽光台、野田、別府、山川、松岳畑、柏原、厚狭平原、片尾畑上、片尾畑下、山野井北、保戸

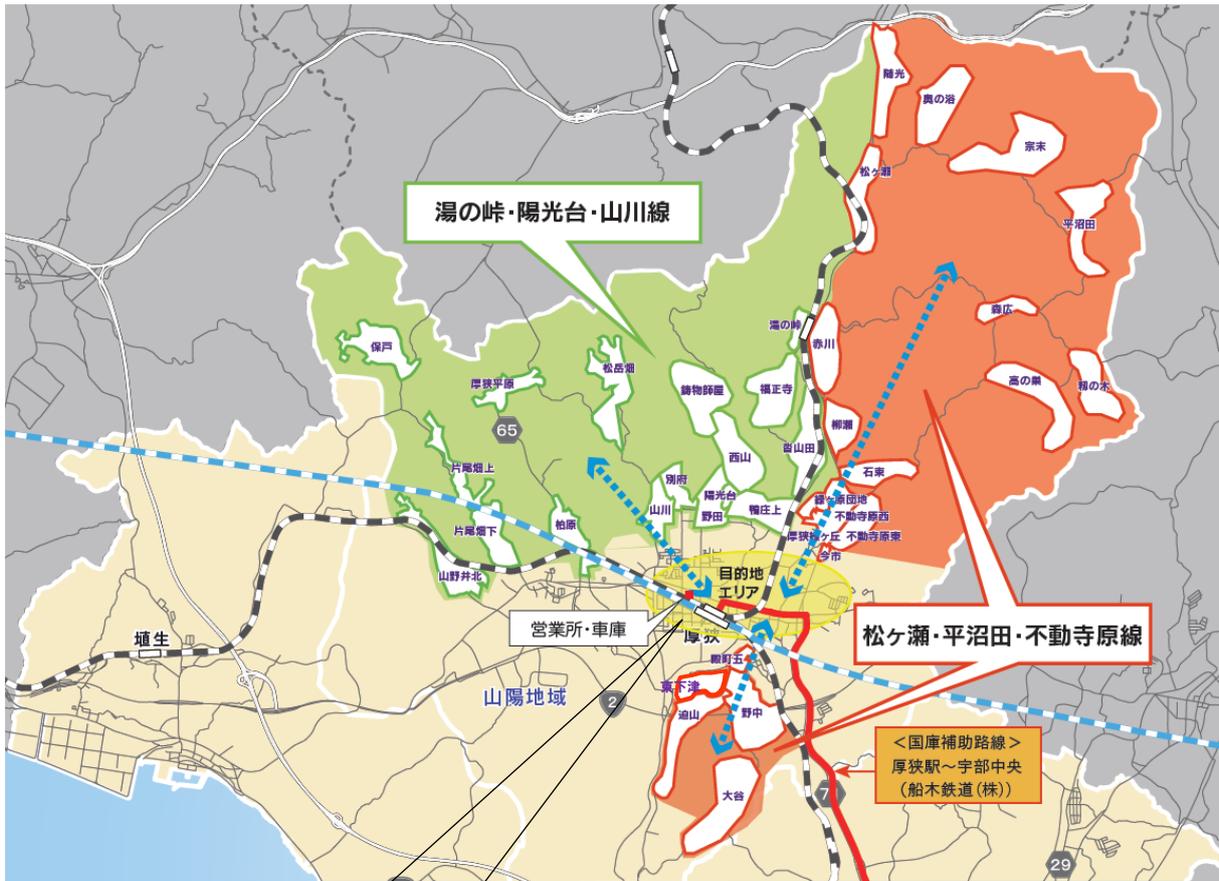
<目的地側の乗降場所>

別表にて示すとおり

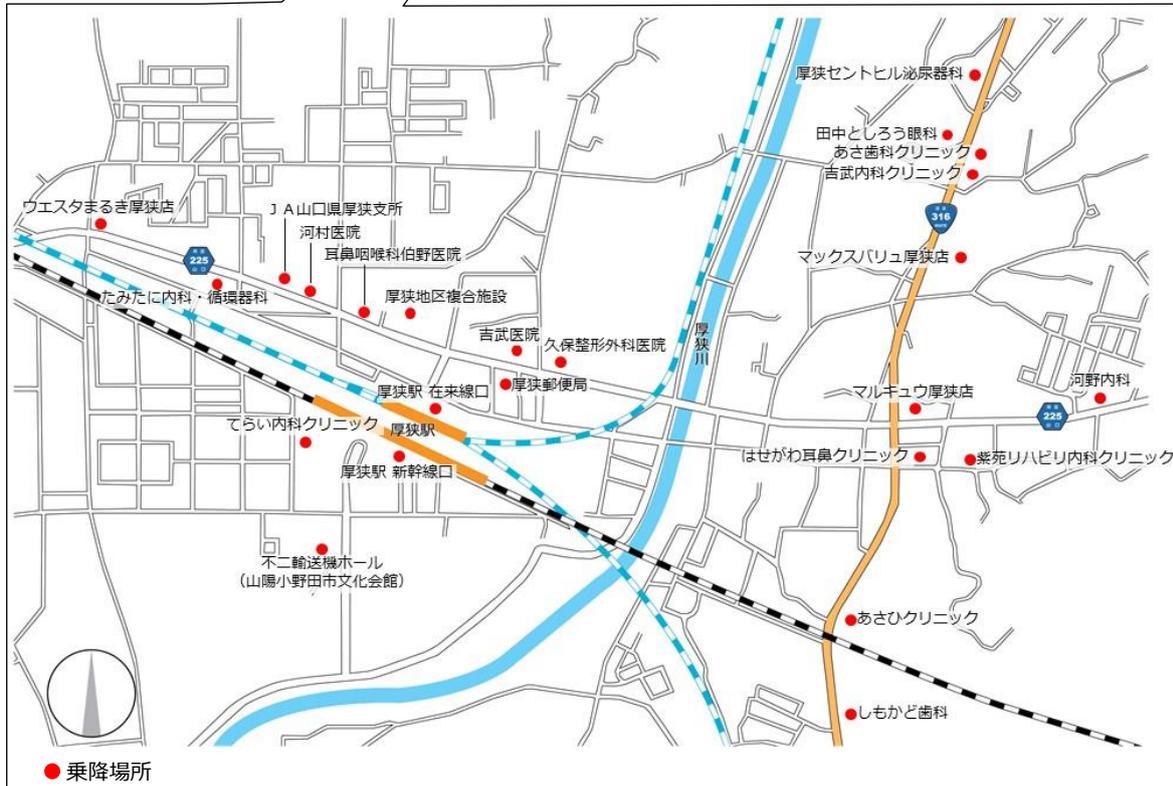
【別表】

デマンド型交通乗降場所	
1	厚狭駅（在来線口）
2	厚狭駅（新幹線口）
3	厚狭地区複合施設
4	不二輸送機ホール（山陽小野田市文化会館）
5	マックスバリュ厚狭店
6	ウエスタまるき厚狭店
7	J A山口県厚狭支店
8	丸久厚狭店
9	厚狭郵便局
10	あさ歯科クリニック
11	厚狭セントヒル泌尿器科
12	あさひクリニック
13	河野内科
14	河村医院
15	久保整形外科医院
16	紫苑リハビリ内科クリニック
17	しもかど歯科
18	田中としろう眼科
19	たみたに内科・循環器科
20	てらい内科クリニック
21	耳鼻咽喉科伯野医院
22	はせがわ耳鼻クリニック
23	吉武医院
24	吉武内科クリニック

【対象エリア図】



目的地側乗降場所



6. サービス内容

①運行形態

予約乗合（デマンド）型 ※ドア・ツー・ドア方式（基本ダイヤあり）

②運行日 月・水・金曜日（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）

③運行便数 4往復／1日

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線 ※予約状況に応じて、経路①、②を効率的に運行

○経路①

上り

	1便	2便	3便	4便
柳瀬	8:00	9:00	11:30	13:30
随光	↓	↓	↓	↓
粂の木				
今市				
厚狭地域 中心部	↓	↓	↓	↓

下り

	1便	2便	3便	4便
厚狭地域 中心部	10:30	12:30	14:30	15:30
今市	↓	↓	↓	↓
粂の木				
随光				
柳瀬	↓	↓	↓	↓

○経路②

上り

	1便	2便	3便	4便
大谷	8:00	9:00	11:30	13:30
野中	↓	↓	↓	↓
殿町五				
厚狭地域 中心部	↓	↓	↓	↓

下り

	1便	2便	3便	4便
厚狭地域 中心部	10:30	12:30	14:30	15:30
殿町五	↓	↓	↓	↓
野中				
大谷	↓	↓	↓	↓

湯の峠・陽光台・山川線

上り

	1便	2便	3便	4便
湯の峠	8:00	9:00	11:30	13:30
鴨庄上	↓	↓	↓	↓
鋳物師屋				
山川				
厚狭地域 中心部	↓	↓	↓	↓

下り

	1便	2便	3便	4便
厚狭地域 中心部	10:30	12:30	14:30	15:30
山川	↓	↓	↓	↓
鋳物師屋				
鴨庄上				
湯の峠	↓	↓	↓	↓

④運行車両

- ・運行事業者所有の 10 人乗りジャンボタクシー車両で運行することを基本とするが、事業者が自社の営業で当該車両を使用する予定がある日は、セダンタクシー車両（複数）で運行する。
- ・便ごとの予約者数が基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダンタクシー車両）で続行便を運行する。
- ・事故等緊急時の対応のため、事業用の車両を確保する（基本車両 1 台、他 予備車両 5 台確保）。

表 運行車両のイメージ

基本車両（1 台目）	追加車両（予約人数が基本車両の乗車定員を超える場合）
ジャンボ 	セダン 
ジャンボ 	セダン 

⑤運賃

1 乗車 300 円

※利用促進策として回数券を発行する

<割引等>

- ・1 歳未満は無料
- ・1 歳以上小学生以下は 150 円
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、及びこれらの者を介助する者は 150 円

<回数券>

- ・300 円×11 枚綴り（販売価格：3,000 円）
- ・150 円×11 枚綴り（販売価格：1,500 円）

⑥予約受付時間、各便の予約締切時間

- ・予約受付時間は7時～17時
- ・各便の予約締切は運行開始の30分前

例) 9:00 運行開始の便 → 当日 8:30 が予約締切

高泊地域デマンド型交通運行計画

1 目的

- ・マイカーを自由に利用できない方の日常生活（買い物、通院等）における移動手段の確保
- ・既存のコミュニティバス高畑・高泊循環線ではカバーできない周辺地区（西の郷、上の郷、青葉台等）への移動手段確保
- ・既存のコミュニティバス高畑・高泊循環線ではアクセスできない目的地（国道190号沿線の商業施設、医療機関等）への移動手段確保

2 事業主体

山陽小野田市

3 運行主体

小野田第一交通株式会社

（道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業許可取得事業者）

4 運行期間

実証運行 令和4年10月1日～令和5年9月30日

本格運行 令和5年10月～

5 対象エリア・対象者

コミュニティバス「高畑・高泊循環線」の高泊地区沿線とその周辺
（地区外からの来訪者の利用を妨げない）

詳細は、別添「高泊地区デマンド型交通乗降地点（案）」のとおり

【乗降地点設置自治会（9自治会）】

浜、郷、西の郷、上の郷、青葉台、南高泊、高浜、烏帽子岩前、大塚

<目的地側の乗降場所>

別表のとおり

【別表】

デマンド型交通乗降地点		
1	居住地	浜 1
2	居住地	浜 2
3	居住地	浜 3
4	居住地	郷 1
5	居住地	郷 2
6	居住地	郷 3
7	居住地	郷 4
8	居住地	郷 5
9	居住地	西の郷 1
1 0	居住地	西の郷 2
1 1	居住地	上の郷 1
1 2	居住地	上の郷 2
1 3	居住地	上の郷 3
1 4	居住地	青葉台 1
1 5	居住地	青葉台 2
1 6	居住地	南高泊 1
1 7	居住地	高浜 1
1 8	居住地	高浜 2
1 9	居住地	高浜 3
2 0	居住地	高浜 4
2 1	居住地	烏帽子岩前 1
2 2	居住地	烏帽子岩前 2
2 3	居住地	大塚 1
2 4	居住地	大塚 2
2 5	居住地	大塚 3
2 6	目的地	縄地ヶ鼻公園
2 7	目的地	ウェスタまるき神田店
2 8	目的地	西村内科医院
2 9	目的地	ウォンツ西高泊店

30	目的地	アルク小野田店
31	目的地	むらた循環器内科
32	目的地	いとう眼科クリニック
33	目的地	ダイレックス小野田店
34	目的地	小野田駅
35	目的地	はたもとクリニック
36	目的地	J A山口宇部高千帆支所
37	目的地	おもて整形外科
38	目的地	すながわこどもクリニック
39	目的地	山陽小野田市役所
40	目的地	新生皮ふ科クリニック
41	目的地	山田循環器内科
42	目的地	山陽小野田市民病院
43	目的地	小野田旭町郵便局
44	目的地	ダイレックス小野田店

6 サービス内容

(1) 運行形態

予約乗合（デマンド）型 ※ミーティングポイント方式

(2) 運行日

月・水・金曜日（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）

(3) 運行便数

14 便／日（上下各 7 便）

[上り] 8 時台、9 時台、10 時台、11 時台、12 時台、13 時台、14 時台

[下り] 9 時台、10 時台、11 時台、12 時台、13 時台、14 時台、15 時台

(4) 乗降地点への送迎時刻（目安）

便名	8 時便	9 時便	10 時便	11 時便	12 時便	13 時便	14 時便	15 時便
運行開始時刻	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
迎え時刻	8:00 ～8:15	9:00 ～9:15	10:00 ～10:15	11:00 ～11:15	12:00 ～12:15	13:00 ～13:15	14:00 ～14:15	15:00 ～15:15
送り時刻	8:15 ～8:30	9:15 ～9:30	10:15 ～10:30	11:15 ～11:30	12:15 ～12:30	13:15 ～13:30	14:15 ～14:30	15:15 ～15:30

※8 時便は上りのみ、15 時便は下りのみ設定。

(5) 運行車両

- ・運行事業者所有のセダntaxi車両（複数）で運行
- ・車体に「区域乗合」のマグネットシートを貼付し、助手席側に「デマンドタクシー」と認識できる表示板を掲示
- ・乗車定員は、円滑かつスピーディな送迎の観点から、利用者 3 名まで（／台）に設定
- ・便ごとの予約者数が、基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダntaxi車両）を運行
- ・同時間帯での多数の予約への送迎や運転士の適切な休憩時間の確保、事故・災害等緊急時における機動的な対応等のため、基本車両、追加車両に加え、予備車両も含めて計 30 台での運行体制を確保



(6) 運賃

1 乗車 300 円（1 名 1 回あたり）

※利用促進策として回数券を設定

<割引等>

- ・1 歳未満は無料
- ・1 歳以上小学生以下は 150 円

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、及びこれらの方を介助する方は 150 円

<回数券>

- ・ 300 円×11 枚綴り（販売価格：3,000 円）
- ・ 150 円×11 枚綴り（販売価格：1,500 円）

(7) 予約受付時間、各便の予約締切時間

- ・ 24 時間 365 日体制で予約受付を実施
- ・ 各便の予約締切は運行開始の 30 分前に設定

例) 9:00 運行開始の便 → 当日 8:30 が予約締切

- ・ 電話に加え、インターネットブラウザ（アプリ）での予約受付も実施
※アプリでの予約の場合、所定の乗降地点への到着時刻を事前にショートメッセージで通知
- ・ AI の活用により、同時間帯での複数の予約に対しても、短時間で最適なルート編成～配車指示～回送を実現

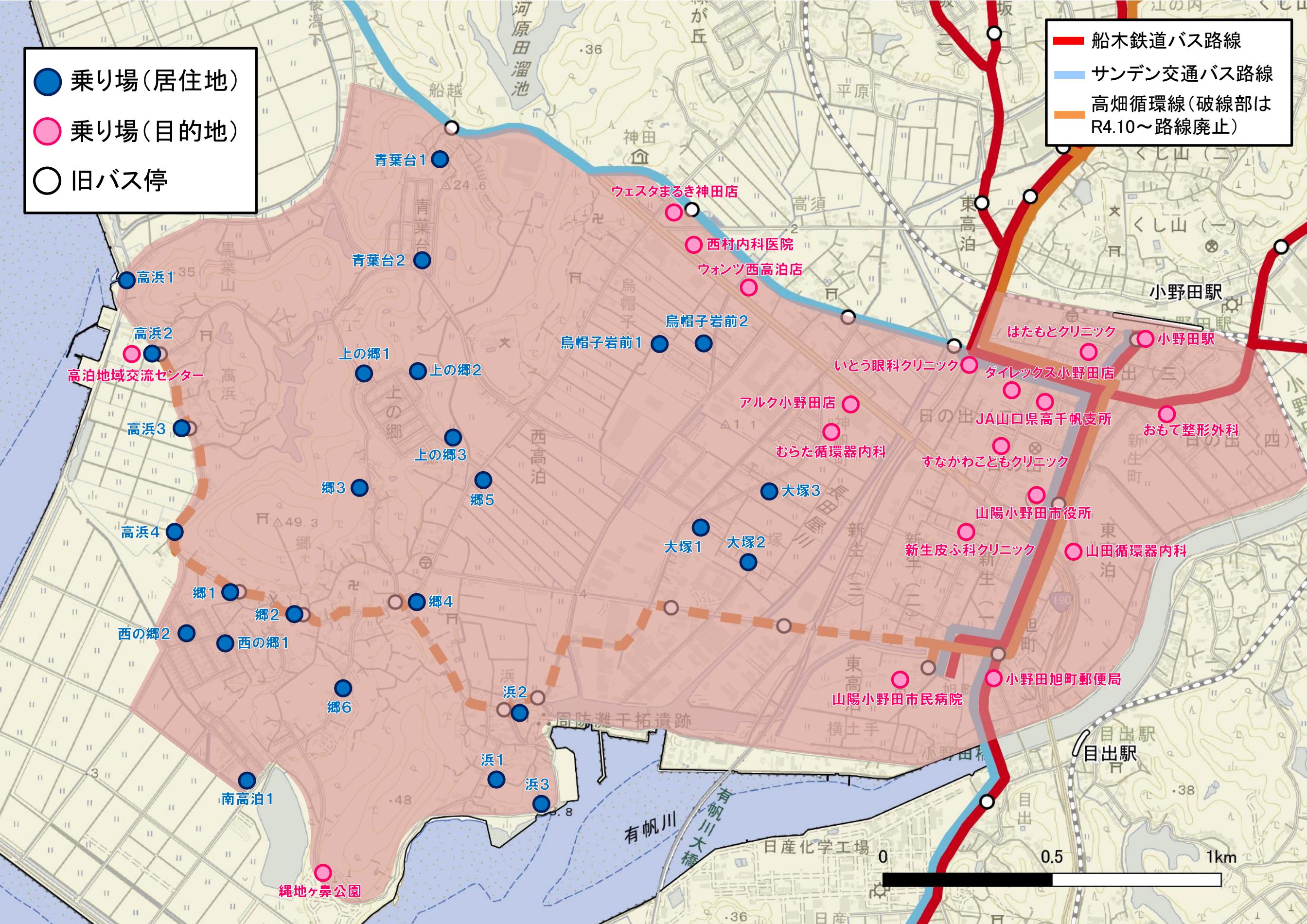
<運行例>

上り便			便名	下り便		
8 時便	9 時便	10 時便		9 時便	10 時便	11 時便
7:30	8:30	9:30	予約締切	8:30	9:30	10:30
8:00	9:00	10:00	運行開始時刻	9:00	10:00	11:00
8:00～ 8:15	9:00～ 9:15	10:00～ 10:15	乗降地点 A	↑	↑	↑
			乗降地点 B			
			乗降地点 C			
↓	↓	↓	目的地 A	9:00～ 9:15	10:00～ 10:15	11:00～ 11:15
			目的地 B			
			目的地 C			

「とまり号」乗降地点配置図

- 乗り場(居住地)
- 乗り場(目的地)
- 旧バス停

- 船木鉄道バス路線
- サンデン交通バス路線
- 高畑循環線(破線部はR4.10~路線廃止)



サビエル高校通学便の新設について

1 趣 旨

サビエル高校に通学する生徒の交通利便性の向上を図るため、新たに J R 小野田駅とサビエル高校を結ぶ「サビエル高校通学便」を新設する。

2 対象路線

コミュニティバス「高畑循環線」

3 運行事業者

船木鉄道(株)

4 運行開始日

令和 7 年 1 0 月 1 日 (予定)

※平日のみの運行

5 必要な手続き

- ①バス路線の新設
- ②停留所の新設
- ③運行系統の新設
- ④運行回数の変更
- ⑤運行時刻の変更 等



6 スケジュール

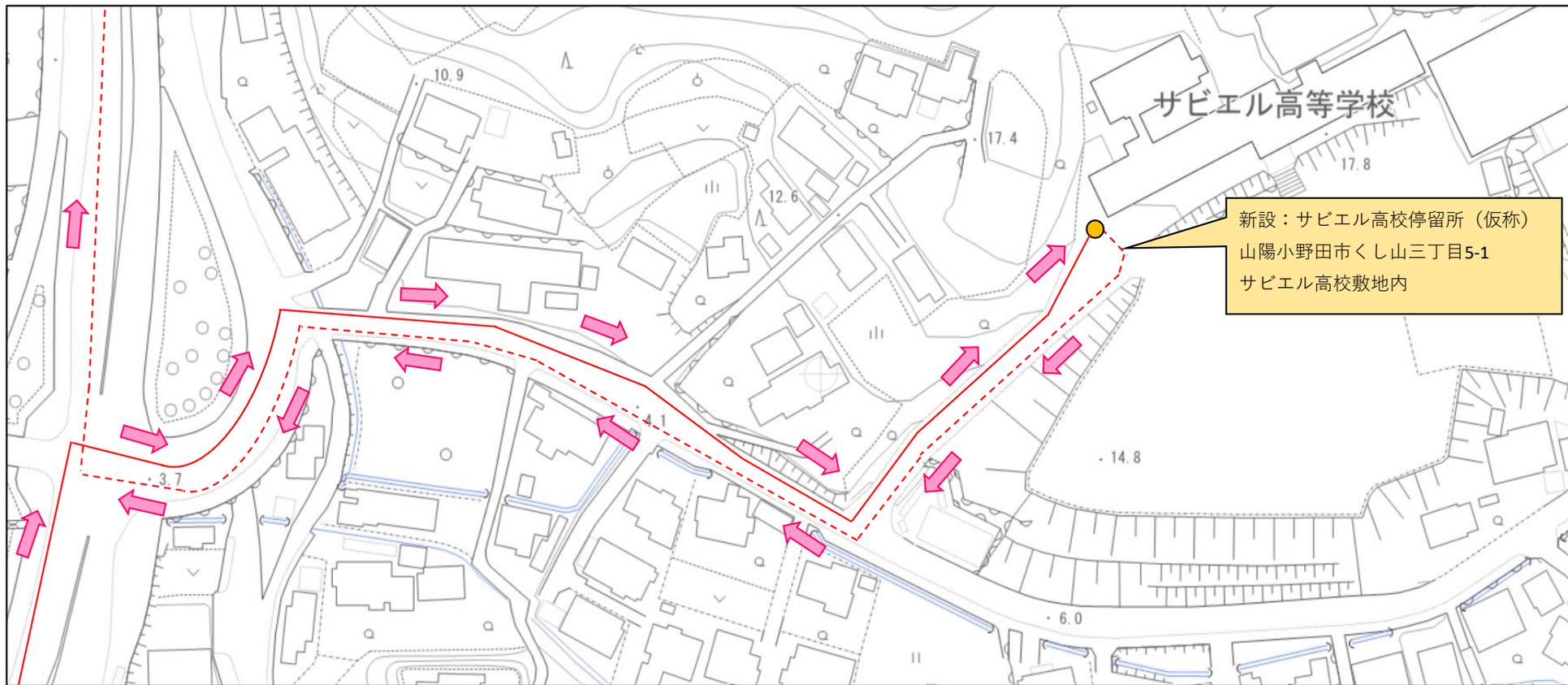
- | | |
|-------|---|
| 3月、4月 | サビエル高校との事前調整、交通事業者(船木鉄道)現地確認、山陽小野田警察署現地確認、地元自治会とバス運行に係る調整 |
| 5月 | 運行ダイヤの検討、サビエル高校との調整 |
| 6月 | 地域公共交通会議(サビエル高校通学便の新設に係る承認) |
| 6月末 | 船木鉄道においてバス路線の新設認可申請ほか各種届出等を実施 |
| 10月～ | サビエル高校通学便運行開始 |

高畑循環線の新設区間、新設バス停について

- 既設路線
- 新設路線

- 既設停留所
- 新設停留所





サビエル高等学校

新設：サビエル高校停留所（仮称）
山陽小野田市くし山三丁目5-1
サビエル高校敷地内

高畑循環線（平日）

【ダイヤ改正後】

	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院
山陽小野田市民病院	08:00	09:05	10:15	13:40	15:00	16:20
市民病院入口	08:02	09:07	10:17	13:42	15:02	16:22
市役所前	08:04	09:09	10:19	13:44	15:04	16:24
小野田駅	08:06	09:11	10:21	13:46	15:06	16:26
柿山西	08:10	09:15	10:25	13:50	15:10	16:30
イオン小野田SC	08:12	09:17	10:27	13:52	15:12	16:32
サビエル高校	08:15	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
江の内	08:17	09:20	10:30	13:55	15:15	16:35
千崎東	08:17	09:20	10:30	13:55	15:15	16:35
千崎中	08:18	09:21	10:31	13:56	15:16	16:36
上千崎	08:19	09:22	10:32	13:57	15:17	16:37
ナチュラルグリーンパークホテル	↓↓	↓↓	10:34	↓↓	15:19	↓↓
上千崎	↓↓	↓↓	10:36	↓↓	15:21	↓↓
西高畑	08:19	09:22	10:36	13:57	15:21	16:37
江汐公園口	08:20	09:23	10:37	13:58	15:22	16:38
江汐公園	08:24	09:27	10:41	14:02	15:26	16:42
東高畑	08:26	09:29	10:43	14:04	15:28	16:44
高千帆苑	08:27	09:30	10:44	14:05	15:29	16:45
高千帆台	08:29	09:32	10:46	14:07	15:31	16:47
サビエル高校	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	16:50
江の内	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
イオン小野田SC	08:33	09:36	10:50	14:11	15:35	16:53
柿山西	08:35	09:38	10:52	14:13	15:37	16:55
小野田駅	08:39	09:42	10:56	14:17	15:41	16:59
市役所前	08:41	09:44	10:58	14:19	15:43	
市民病院入口	08:43	09:46	11:00	14:21	15:45	
山陽小野田市民病院	08:44	09:47	11:01	14:22	15:46	

【ダイヤ改正前】

	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院	（イ） 市民病院
山陽小野田市民病院		08:25	09:25	11:15	14:10	15:30
市民病院入口		08:27	09:27	11:17	14:12	15:32
市役所前		08:29	09:29	11:19	14:14	15:34
小野田駅	07:30	08:31	09:31	11:21	14:16	15:36
柿山西	07:34	08:35	09:35	11:25	14:20	15:40
イオン小野田SC	↓↓	↓↓	09:37	11:27	14:22	15:42
江の内	07:36	08:37	09:40	11:30	14:25	15:45
千崎東	07:36	08:37	09:40	11:30	14:25	15:45
千崎中	07:37	08:38	09:41	11:31	14:26	15:46
上千崎	07:38	08:39	09:42	11:32	14:27	15:47
ナチュラルグリーンパークホテル	↓↓	↓↓	09:44	↓↓	↓↓	15:49
上千崎	↓↓	↓↓	09:46	↓↓	↓↓	15:51
西高畑	07:38	08:39	09:46	11:32	14:27	15:51
江汐公園口	07:39	08:40	09:47	11:33	14:28	15:52
江汐公園	07:43	08:44	09:51	11:37	14:32	15:56
東高畑	07:45	08:46	09:53	11:39	14:34	15:58
高千帆苑	07:46	08:47	09:54	11:40	14:35	15:59
高千帆台	07:48	08:49	09:56	11:42	14:37	16:01
江の内	07:51	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
イオン小野田SC	↓↓	08:53	10:00	11:46	14:41	16:05
柿山西	07:53	08:55	10:02	11:48	14:43	16:07
小野田駅	08:00	08:59	10:06	11:52	14:47	16:11
市役所前	08:02	09:01	10:08	11:54	14:49	16:13
市民病院入口	08:04	09:03	10:10	11:56	14:51	16:15
山陽小野田市民病院	08:05	09:04	10:11	11:57	14:52	16:16

いとね号の延伸について

1 趣 旨

厚狭から埴生方面へ運行している「いとね号」について、地元住民から要望の上
がっている「みちしお」までの延伸を行う。



2 対象路線

コミュニティバス「いとね号」

3 運行事業者

船木鉄道（株）

4 運行開始日

令和7年10月1日（予定） ※平日、休日いずれも運行

5 必要な手続き

- ①バス路線の新設
- ②停留所の新設
- ③運行系統の新設
- ④運行回数の変更
- ⑤運行時刻の変更 等

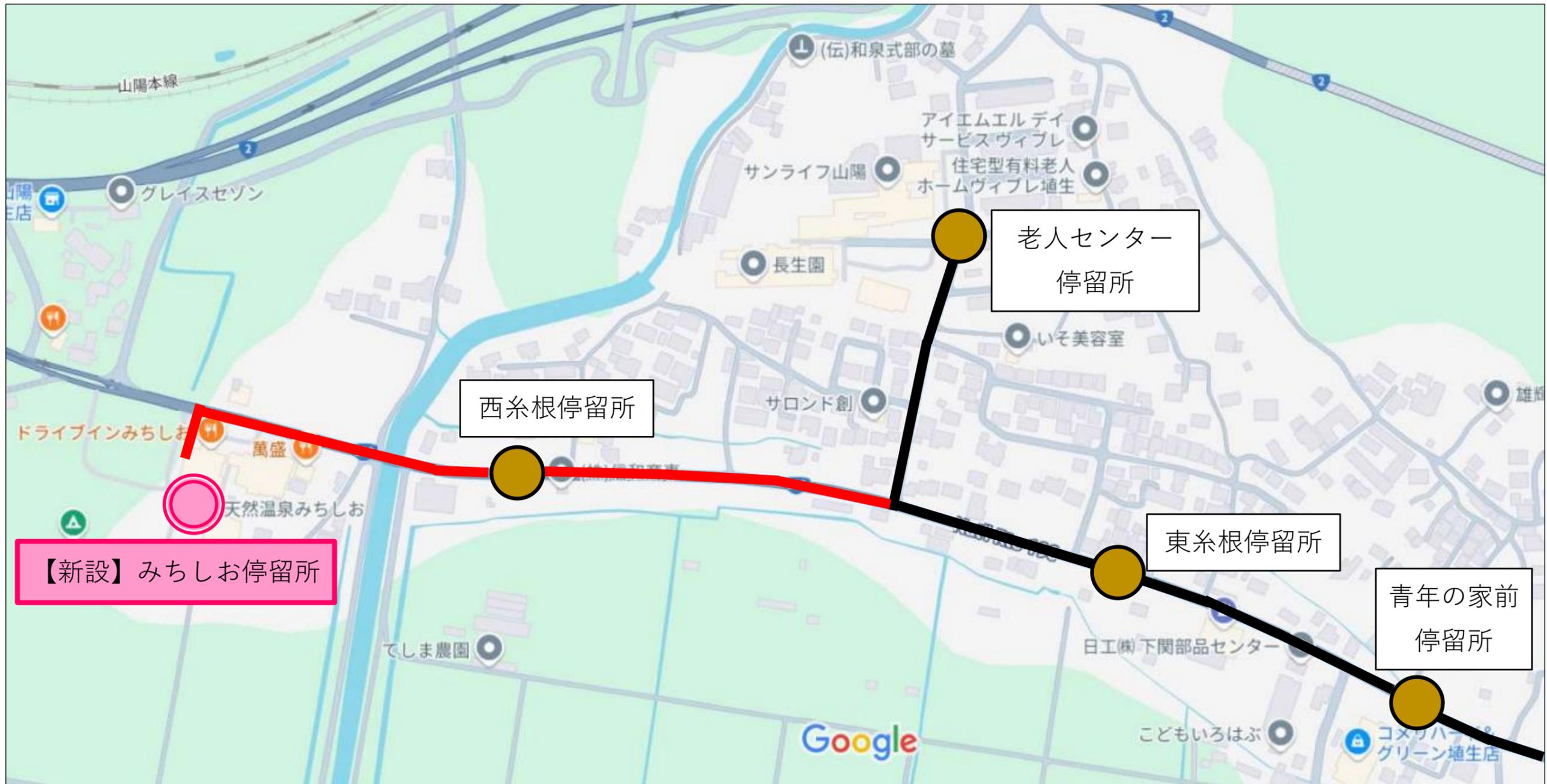
6 スケジュール

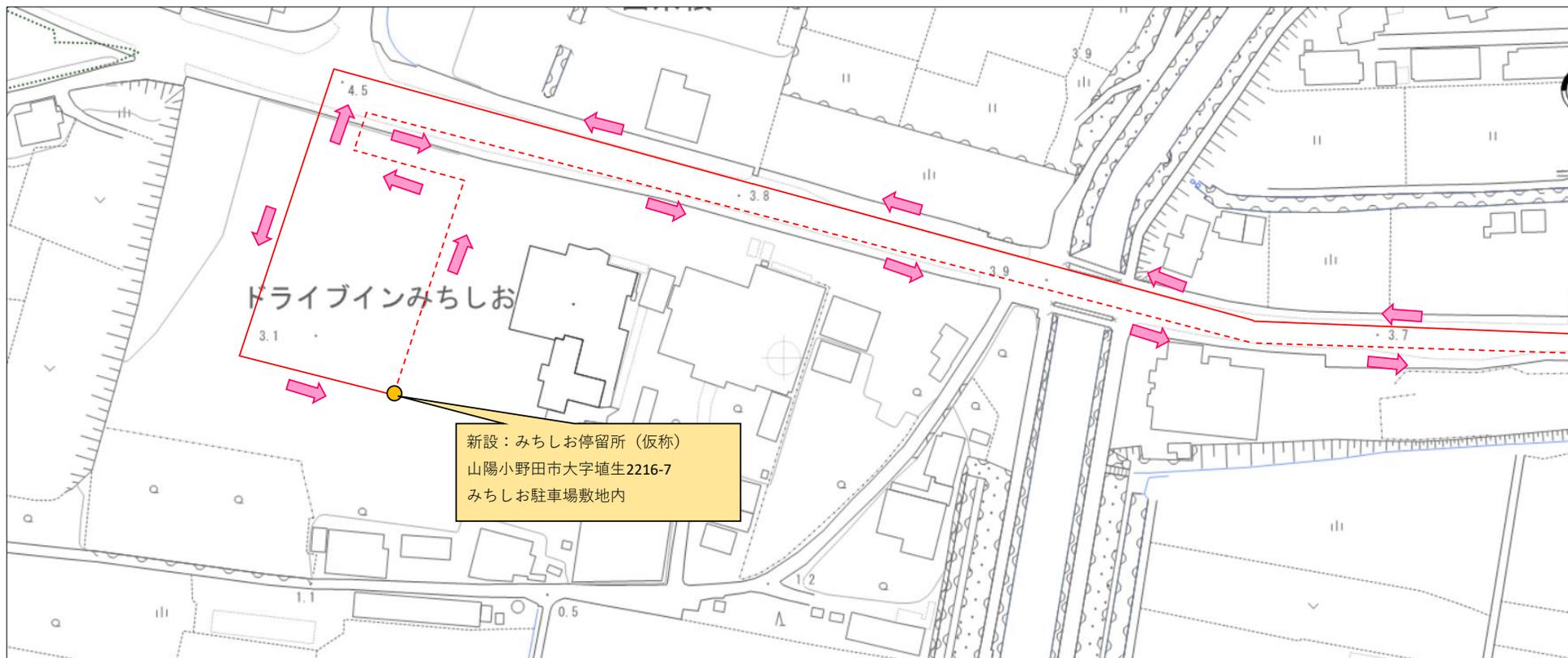
- | | |
|------|--|
| 4月 | みちしおの事前調整、交通事業者（船木鉄道）現地確認、
山陽小野田警察署現地確認 |
| 5月 | 運行ダイヤの検討、みちしおとの調整 |
| 6月 | <u>地域公共交通会議（サビエル高校通学便の新設に係る承認）</u> |
| 6月末 | 船木鉄道においてバス路線の新設認可申請ほか各種届出等を実施 |
| 10月～ | いとね号延伸運行開始 |

いとね号の新設区間、新設バス停について

 既設路線	 既設停留所
 新設路線	 新設停留所

※西糸根停留所はサンデン交通の停留所であり、今回のいとね号の延伸により、いとね号が西糸根停留所に停車することはない。





新設：みちしお停留所（仮称）
山陽小野田市大字埴生2216-7
みちしお駐車場敷地内

いとね号（平日） 厚狭方面→埴生方面

【ダイヤ改正後】

	老人 セン ター	加 藤 み ち し お	加 藤 み ち し お	加 藤 み ち し お	加 藤 老人 セン ター	厚 狭 高 校 厚 狭 駅
厚狭高校						17:30
厚狭警察署前						17:33
加藤	06:50	09:00	10:50	14:05	15:50	17:34
厚狭本町	06:51	09:01	10:51	14:06	15:51	17:35
厚狭郵便局前	06:52	09:02	10:52	14:07	15:52	17:36
厚狭駅	06:55	09:05	10:55	14:10	15:55	17:39
厚狭農協前	06:56	09:06	10:56	14:11	15:56	
山川口	06:57	09:07	10:57	14:12	15:57	
栗田	06:59	09:09	10:59	14:14	15:59	
片尾畑	07:00	09:10	11:00	14:15	16:00	
長友	07:01	09:11	11:01	14:16	16:01	
山の井	07:01	09:11	11:01	14:16	16:01	
大道畑	07:02	09:12	11:02	14:17	16:02	
埴生上市	07:08	09:18	11:08	14:23	16:08	
埴生	07:09	09:19	11:09	14:24	16:09	
中村（埴生）	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
正寺	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
大持口	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
下福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
宮の下	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
上福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
宮の下	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
下福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
大持口	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
正寺	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
中村（埴生）	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
埴生	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
青年の家前	07:10	09:20	11:10	14:25	16:10	
東糸根	07:10	09:20	11:10	14:25	16:10	
老人センター	07:13	↓↓	↓↓	↓↓	16:13	
みちしお		09:23	11:13	14:28		

【ダイヤ改正前】

	老人 セン ター	加 藤 老人 セン ター	加 藤 老人 セン ター	加 藤 老人 セン ター	加 藤 老人 セン ター	厚 狭 高 校 厚 狭 駅
厚狭高校						17:30
厚狭警察署前						17:33
加藤	06:50	09:00	10:50	14:05	15:50	17:34
厚狭本町	06:51	09:01	10:51	14:06	15:51	17:35
厚狭郵便局前	06:52	09:02	10:52	14:07	15:52	17:36
厚狭駅	06:55	09:05	10:55	14:10	15:55	17:39
厚狭農協前	06:56	09:06	10:56	14:11	15:56	
山川口	06:57	09:07	10:57	14:12	15:57	
栗田	06:59	09:09	10:59	14:14	15:59	
片尾畑	07:00	09:10	11:00	14:15	16:00	
長友	07:01	09:11	11:01	14:16	16:01	
山の井	07:01	09:11	11:01	14:16	16:01	
大道畑	07:02	09:12	11:02	14:17	16:02	
埴生上市	07:08	09:18	11:08	14:23	16:08	
埴生	07:09	09:19	11:09	14:24	16:09	
中村（埴生）	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
正寺	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
大持口	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
下福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
宮の下	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
上福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
宮の下	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
下福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
大持口	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
正寺	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
中村（埴生）	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
埴生	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	
青年の家前	07:10	09:20	11:10	14:25	16:10	
東糸根	07:10	09:20	11:10	14:25	16:10	
老人センター	07:13	09:23	11:13	14:28	16:13	

いとね号（平日） 埴生方面→厚狭方面

【ダイヤ改正後】

	厚狭高校 （上福田） 老人センター	みちしお 加藤	みちしお 加藤	みちしお （上福田） 加藤	厚狭高校 （上福田） 老人センター
みちしお		09:25	11:15	14:30	
老人センター	07:17	↓↓	↓↓	↓↓	16:15
東糸根	07:17	09:25	11:15	14:30	16:15
青年の家前	07:19	09:27	11:17	14:32	16:17
埴生	07:20	09:28	11:18	14:33	16:18
中村（埴生）	07:21	↓↓	↓↓	14:34	16:19
正寺	07:21	↓↓	↓↓	14:34	16:19
大持口	07:24	↓↓	↓↓	14:37	16:22
下福田	07:27	↓↓	↓↓	14:40	16:25
福田	07:27	↓↓	↓↓	14:40	16:25
宮の下	07:28	↓↓	↓↓	14:41	16:26
上福田	07:33	↓↓	↓↓	14:46	16:31
宮の下	07:35	↓↓	↓↓	14:48	16:33
福田	07:35	↓↓	↓↓	14:48	16:33
下福田	07:36	↓↓	↓↓	14:49	16:34
大持口	07:42	↓↓	↓↓	14:55	16:40
正寺	07:42	↓↓	↓↓	14:55	16:40
中村（埴生）	07:43	↓↓	↓↓	14:56	16:41
埴生	07:46	↓↓	↓↓	14:59	16:44
埴生上市	07:46	09:28	11:18	14:59	16:44
大道畑	07:52	09:34	11:24	15:05	16:50
山の井	07:53	09:35	11:25	15:06	16:51
長友	07:54	09:36	11:26	15:07	16:52
片尾畑	07:55	09:37	11:27	15:08	16:53
栗田	07:56	09:38	11:28	15:09	16:54
山川口	07:57	09:39	11:29	15:10	16:55
厚狭農協前	07:58	09:40	11:30	15:11	16:56
厚狭駅	08:01	09:43	11:33	15:14	16:59
厚狭郵便局前	08:02	09:44	11:34	15:15	17:00
厚狭本町	08:03	09:45	11:35	15:16	17:01
加藤	08:06	09:48	11:38	15:19	17:04
厚狭警察署前	08:07				
厚狭高校	08:10				

【ダイヤ改正前】

	厚狭高校 （上福田） 老人センター	厚狭高校 （上福田） 老人センター	厚狭高校 （上福田） 老人センター	厚狭高校 （上福田） 老人センター	厚狭高校 （上福田） 老人センター
老人センター	07:17	09:25	11:15	14:30	16:15
東糸根	07:17	09:25	11:15	14:30	16:15
青年の家前	07:19	09:27	11:17	14:32	16:17
埴生	07:20	09:28	11:18	14:33	16:18
中村（埴生）	07:21	↓↓	↓↓	14:34	16:19
正寺	07:21	↓↓	↓↓	14:34	16:19
大持口	07:24	↓↓	↓↓	14:37	16:22
下福田	07:27	↓↓	↓↓	14:40	16:25
福田	07:27	↓↓	↓↓	14:40	16:25
宮の下	07:28	↓↓	↓↓	14:41	16:26
上福田	07:33	↓↓	↓↓	14:46	16:31
宮の下	07:35	↓↓	↓↓	14:48	16:33
福田	07:35	↓↓	↓↓	14:48	16:33
下福田	07:36	↓↓	↓↓	14:49	16:34
大持口	07:42	↓↓	↓↓	14:55	16:40
正寺	07:42	↓↓	↓↓	14:55	16:40
中村（埴生）	07:43	↓↓	↓↓	14:56	16:41
埴生	07:46	↓↓	↓↓	14:59	16:44
埴生上市	07:46	09:28	11:18	14:59	16:44
大道畑	07:52	09:34	11:24	15:05	16:50
山の井	07:53	09:35	11:25	15:06	16:51
長友	07:54	09:36	11:26	15:07	16:52
片尾畑	07:55	09:37	11:27	15:08	16:53
栗田	07:56	09:38	11:28	15:09	16:54
山川口	07:57	09:39	11:29	15:10	16:55
厚狭農協前	07:58	09:40	11:30	15:11	16:56
厚狭駅	08:01	09:43	11:33	15:14	16:59
厚狭郵便局前	08:02	09:44	11:34	15:15	17:00
厚狭本町	08:03	09:45	11:35	15:16	17:01
加藤	08:06	09:48	11:38	15:19	17:04
厚狭警察署前	08:07				
厚狭高校	08:10				

いとね号（休日） 厚狭方面→埴生方面

【ダイヤ改正後】

	老人センター 加藤	みちしお 加藤	みちしお 加藤	みちしお 加藤	老人センター 加藤	老人センター 加藤
厚狭高校						
厚狭警察署前						
加藤	08:35	10:00	11:00	13:50	14:50	16:15
厚狭本町	08:36	10:01	11:01	13:51	14:51	16:16
厚狭郵便局前	08:37	10:02	11:02	13:52	14:52	16:17
厚狭駅	08:40	10:05	11:05	13:55	14:55	16:20
厚狭農協前	08:41	10:06	11:06	13:56	14:56	16:21
山川口	08:42	10:07	11:07	13:57	14:57	16:22
栗田	08:44	10:09	11:09	13:59	14:59	16:24
片尾畑	08:45	10:10	11:10	14:00	15:00	16:25
長友	08:46	10:11	11:11	14:01	15:01	16:26
山の井	08:46	10:11	11:11	14:01	15:01	16:26
大道畑	08:47	10:12	11:12	14:02	15:02	16:27
埴生上市	08:53	10:18	11:18	14:08	15:08	16:33
埴生	08:54	10:19	11:19	14:09	15:09	16:34
中村（埴生）	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
正寺	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
大持口	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
下福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
宮の下	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
上福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
宮の下	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
下福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
大持口	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
正寺	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
中村（埴生）	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
埴生	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
青年の家前	08:55	10:20	11:20	14:10	15:10	16:35
東糸根	08:55	10:20	11:20	14:10	15:10	16:35
老人センター	08:58	↓↓	↓↓	↓↓	15:13	16:38
みちしお		10:23	11:23	14:13		

【ダイヤ改正前】

	老人センター 加藤	老人センター 加藤	老人センター 加藤	老人センター 加藤	老人センター 加藤	老人センター 加藤
厚狭高校						
厚狭警察署前						
加藤	08:35	10:00	11:00	13:50	14:50	16:15
厚狭本町	08:36	10:01	11:01	13:51	14:51	16:16
厚狭郵便局前	08:37	10:02	11:02	13:52	14:52	16:17
厚狭駅	08:40	10:05	11:05	13:55	14:55	16:20
厚狭農協前	08:41	10:06	11:06	13:56	14:56	16:21
山川口	08:42	10:07	11:07	13:57	14:57	16:22
栗田	08:44	10:09	11:09	13:59	14:59	16:24
片尾畑	08:45	10:10	11:10	14:00	15:00	16:25
長友	08:46	10:11	11:11	14:01	15:01	16:26
山の井	08:46	10:11	11:11	14:01	15:01	16:26
大道畑	08:47	10:12	11:12	14:02	15:02	16:27
埴生上市	08:53	10:18	11:18	14:08	15:08	16:33
埴生	08:54	10:19	11:19	14:09	15:09	16:34
中村（埴生）	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
正寺	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
大持口	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
下福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
宮の下	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
上福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
宮の下	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
下福田	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
大持口	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
正寺	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
中村（埴生）	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
埴生	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓	↓↓
青年の家前	08:55	10:20	11:20	14:10	15:10	16:35
東糸根	08:55	10:20	11:20	14:10	15:10	16:35
老人センター	08:58	10:23	11:23	14:13	15:13	16:38

いとね号（休日） 埴生方面→厚狭方面

【ダイヤ改正後】

	老人センター 加藤	みちしお 加藤	みちしお 加藤	みちしお 加藤	老人センター 加藤
みちしお		10:25	11:25	14:15	
老人センター	09:00	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	15:15
東糸根	09:00	10:25	11:25	14:15	15:15
青年の家前	09:02	10:27	11:27	14:17	15:17
埴生	09:03	10:28	11:28	14:18	15:18
中村（埴生）	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
正寺	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
大持口	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
下福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
宮の下	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
上福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
宮の下	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
下福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
大持口	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
正寺	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
中村（埴生）	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
埴生	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
埴生上市	09:03	10:28	11:28	14:18	15:18
大道畑	09:09	10:34	11:34	14:24	15:24
山の井	09:10	10:35	11:35	14:25	15:25
長友	09:11	10:36	11:36	14:26	15:26
片尾畑	09:12	10:37	11:37	14:27	15:27
栗田	09:13	10:38	11:38	14:28	15:28
山川口	09:14	10:39	11:39	14:29	15:29
厚狭農協前	09:15	10:40	11:40	14:30	15:30
厚狭駅	09:18	10:43	11:43	14:33	15:33
厚狭郵便局前	09:19	10:44	11:44	14:34	15:34
厚狭本町	09:20	10:45	11:45	14:35	15:35
加藤	09:23	10:48	11:48	14:38	15:38
厚狭警察署前					
厚狭高校					

【ダイヤ改正前】

	老人センター 加藤	老人センター 加藤	老人センター 加藤	老人センター 加藤	老人センター 加藤
老人センター	09:00	10:25	11:25	14:15	15:15
東糸根	09:00	10:25	11:25	14:15	15:15
青年の家前	09:02	10:27	11:27	14:17	15:17
埴生	09:03	10:28	11:28	14:18	15:18
中村（埴生）	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
正寺	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
大持口	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
下福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
宮の下	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
上福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
宮の下	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
下福田	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
大持口	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
正寺	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
中村（埴生）	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
埴生	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
埴生上市	09:03	10:28	11:28	14:18	15:18
大道畑	09:09	10:34	11:34	14:24	15:24
山の井	09:10	10:35	11:35	14:25	15:25
長友	09:11	10:36	11:36	14:26	15:26
片尾畑	09:12	10:37	11:37	14:27	15:27
栗田	09:13	10:38	11:38	14:28	15:28
山川口	09:14	10:39	11:39	14:29	15:29
厚狭農協前	09:15	10:40	11:40	14:30	15:30
厚狭駅	09:18	10:43	11:43	14:33	15:33
厚狭郵便局前	09:19	10:44	11:44	14:34	15:34
厚狭本町	09:20	10:45	11:45	14:35	15:35
加藤	09:23	10:48	11:48	14:38	15:38
厚狭警察署前					
厚狭高校					

山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の改正について

経 緯

これまで、道路運送法第9条第4項の規定により、山陽小野田市地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは別の会議等で協議する）よう、令和5年10月1日に道路運送法が改正された。

法改正を受け、山陽小野田市地域公共交通会議の分科会として、当該運賃等に係る協議を行うための「運賃協議分科会」を新たに設置するため、山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する。

改正内容

山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱新旧対象表

改正後	改正前
山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱	山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱
平成26年 2月25日制定 平成26年 4月 1日制定 平成27年 4月 1日制定 平成30年 4月 1日制定 令和4年 6月1日制定 <u>令和7年 7月1日制定</u>	平成26年 2月25日制定 平成26年 4月 1日制定 平成27年 4月 1日制定 平成30年 4月 1日制定 令和4年 6月1日制定
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
<u>(運賃協議分科会)</u>	
<u>第8条 第2条第1号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議及び調整を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。</u>	
<u>2 分科会の委員は、次に掲げる者とする。</u>	
<u>(1) 山陽小野田市長又はその指名する者</u>	
<u>(2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u>	
<u>(3) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者</u>	
<u>(4) 住民又は利用者の代表</u>	
<u>3 分科会に会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。</u>	
(事務局)	(事務局)
第9条 交通会議の事務局は、山陽小野田市経	第8条 交通会議の事務局は、山陽小野田市経

<p>済部商工労働課に置く。</p> <p>2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>3 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(交通会議が解散した場合の措置)</p> <p>第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の日後初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。</p>	<p>済部商工労働課に置く。</p> <p>2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>3 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(交通会議が解散した場合の措置)</p> <p>第10条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の日後初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。</p>
---	---

- これまで**地域公共交通会議等において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

改正前

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

改正後

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は**都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

協議運賃の運用見直しを踏まえた対応のポイント

① 運賃協議会の設置

(対応例)

- ・ 運賃協議に特化した新たな協議会を設置
- ・ 地域公共交通会議（これまで運賃協議をしていた会議）の要綱に、「運賃の協議は別に定める構成員で行う」等の規定を追加
- ・ 地域公共交通会議の「分科会」や「WG」として、構成員を定めて協議を行う等の規定を追加

※学識経験者・有識者はいわゆる「オブザーバー」等としての参画が基本となりますが、法第9条第4項第4号に規定する者（関係住民の意見を代表する者として指名する者）としての参画も可能です。

② 運賃協議会の開催方法

(対応例)

- ・ 運賃協議会単独での開催
- ・ 地域公共交通会議の開催前または開催後に連続して開催。ただし、連続して開催する場合は、運賃協議会の構成員以外は退室する、地域公共交通会議とは別室で行うなど、留意が必要です。

※独占禁止法のカルテルに該当しないよう、運賃を定めようとする乗合事業者のみが協議に参加。
また、複数事業者の運賃（区域運行を複数事業者が実施など）を協議する場合は、独占禁止法上の疑義が生じないよう、1事業者ごとに行うなど配慮が必要。

③ 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置

- ・ 「公聴会」はあくまでも例示ですので、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、その他の方法によることも可能です。

(対応例)

パブリックコメント、市政広報誌、自治会への説明と事業者説明会、自治体ホームページでの意見募集、住民・利用者・利害関係者等に対するアンケート調査 等

J R厚狭駅におけるエレベーターの整備について

1 趣 旨

国のバリアフリー法に基づき、令和2年度から、J R厚狭駅において鉄道施設のバリアフリー化工事が実施されているところ。現在、エレベーターの設置等、在来線側の整備を行っているが、今般、エレベーターの新設工事が完了したものの。

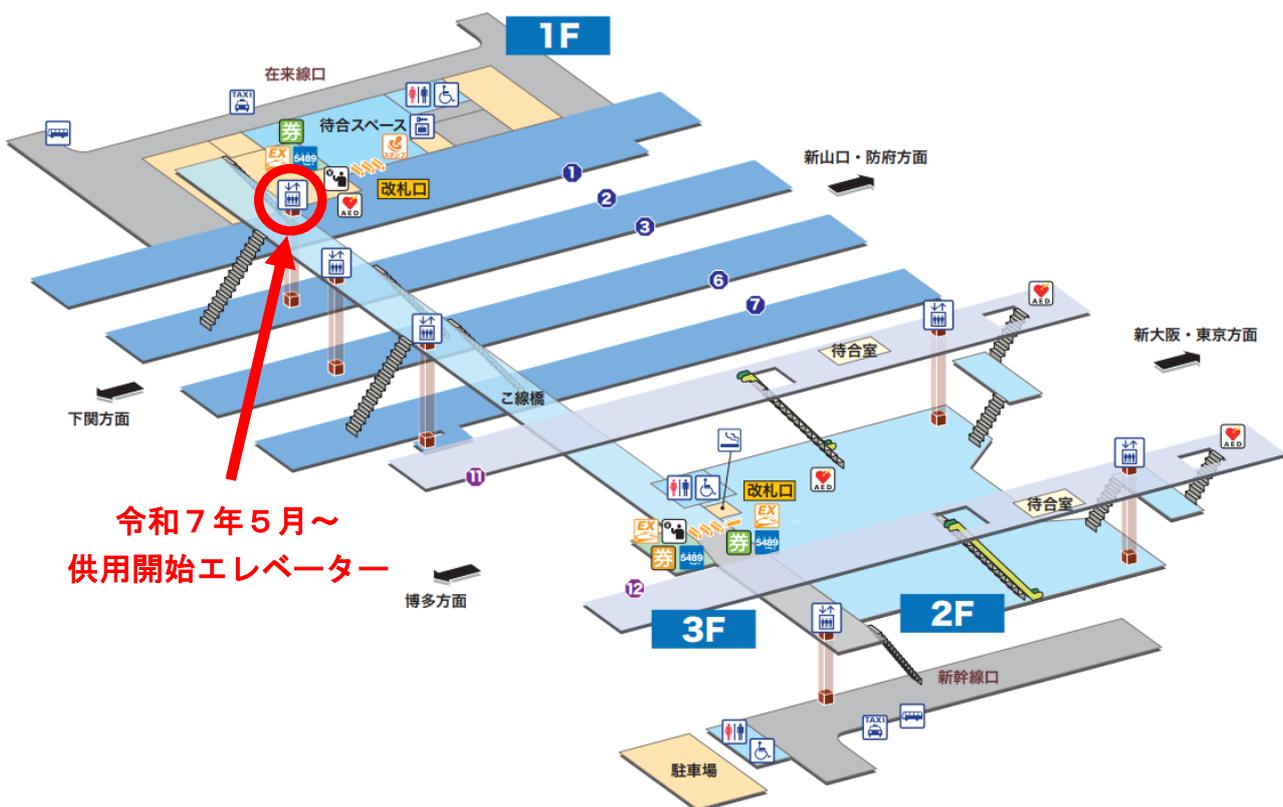
2 エレベーターの概要（J R厚狭駅在来線口）

- 2 番線乗り場（新山口・防府方面）
- 3 番線乗り場（下関・九州方面）

3 供用開始 令和7年5月から

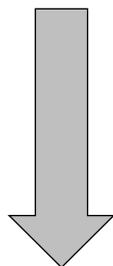
4 今後の整備予定

引き続き、在来線1番線乗り場のエレベーター新設工事等が実施予定。



J R 美祢線の状況について

- 令和 5 年 6 月末 水害により全線不通（第 6 厚狭川橋梁流失など）
 7 月 4 日 代行バス運行開始
 9 月 1 日 「J R 美祢線災害復旧対策室」設置
 10 月 13 日 J R 美祢線利用促進協議会臨時総会開催
 →復旧後の利用促進検討WG 設置



復旧後の
利用促進検討
(全 6 回)

【検討結果】

・美祢線の輸送密度は、検討した全ての利用促進策を実施すれば、最大 1,292 人にまで伸びる。

- 令和 6 年 5 月 29 日 J R 美祢線利用促進協議会総会開催
 (復旧後の利用促進検討WG の結果報告など)

【J R からの発言】

- ①WG で検討した利用促進策を実施しても鉄道の大量輸送という特性を発揮できる利用人数 (2,000 人) に達していない。
- ②J R 単独での復旧や復旧後の持続可能な運行は困難。
- ③「鉄道の復旧」といった前提条件なしに、地域にふさわしい公共交通を検討する『部会』を設置したい。

→J R からの提案 (部会設置) については、一旦持ち帰り検討

- 7 月 30 日 J R 美祢線利用促進協議会臨時総会開催
 (新たな部会の設置の提案についての審議など)

【各委員からの主な発言】

- 被災から 1 年経過した今も、復旧の見通しが全く立たない状況が続いており、地域住民に大きな不安を与えている。
- 代行バスの運行が継続しており、沿線住民が不便を強いられている状況から、美祢線の復旧について議論を進めていく必要がある。

→新たな部会 (復旧検討部会) の設置について、全会一致で承認

8月29日 第1回復旧検討部会開催

(主な内容)

- 当面のスケジュール
- 鉄道による復旧の整理・検討
- 復旧後の利便性向上に向けた調査・実証

10月31日 第2回復旧検討部会開催

(主な内容)

- 前回会議の振り返りと今後の部会の進め方
- 鉄道による復旧の整理・検討
- 鉄道以外による復旧の整理・検討
- 復旧後の利便性向上に向けた調査・実証

12月19日 第3回復旧検討部会開催

(主な内容)

- 前回会議の振り返りと復旧パターンの整理
- 鉄道による復旧の整理・検討
- 鉄道以外による復旧の整理・検討
- 復旧後の利便性向上に向けた調査・実証

令和7年2月3日 第4回復旧検討部会開催

(主な内容)

- 前回会議の振り返りと復旧パターンの整理
- 鉄道による復旧の整理・検討
- 鉄道以外による復旧の整理・検討
- 復旧後の利便性向上に向けた調査・実証

5月22日 JR美祢線利用促進協議会総会開催

(復旧検討部会の検討内容についての報告)

【各委員からの主な発言】

- 鉄道に限らず、BRTなど鉄道以外で早期に復旧方針を決定すべき。
- 被災から早2年が経過、1日も早く復旧方針を決定すべき。
- この場で発言することは困難、一旦持ち帰りたい。
- 改めて臨時総会を開催し、委員の意見を聞いた上で方針を定めるべき。

→ 一旦持ち帰り、改めて臨時総会にて意見集約することで決定

JR小野田線の通学定期券で船鉄バスにも乗れる

モニター実験

スタート!

実施
期間

2024年

2025年

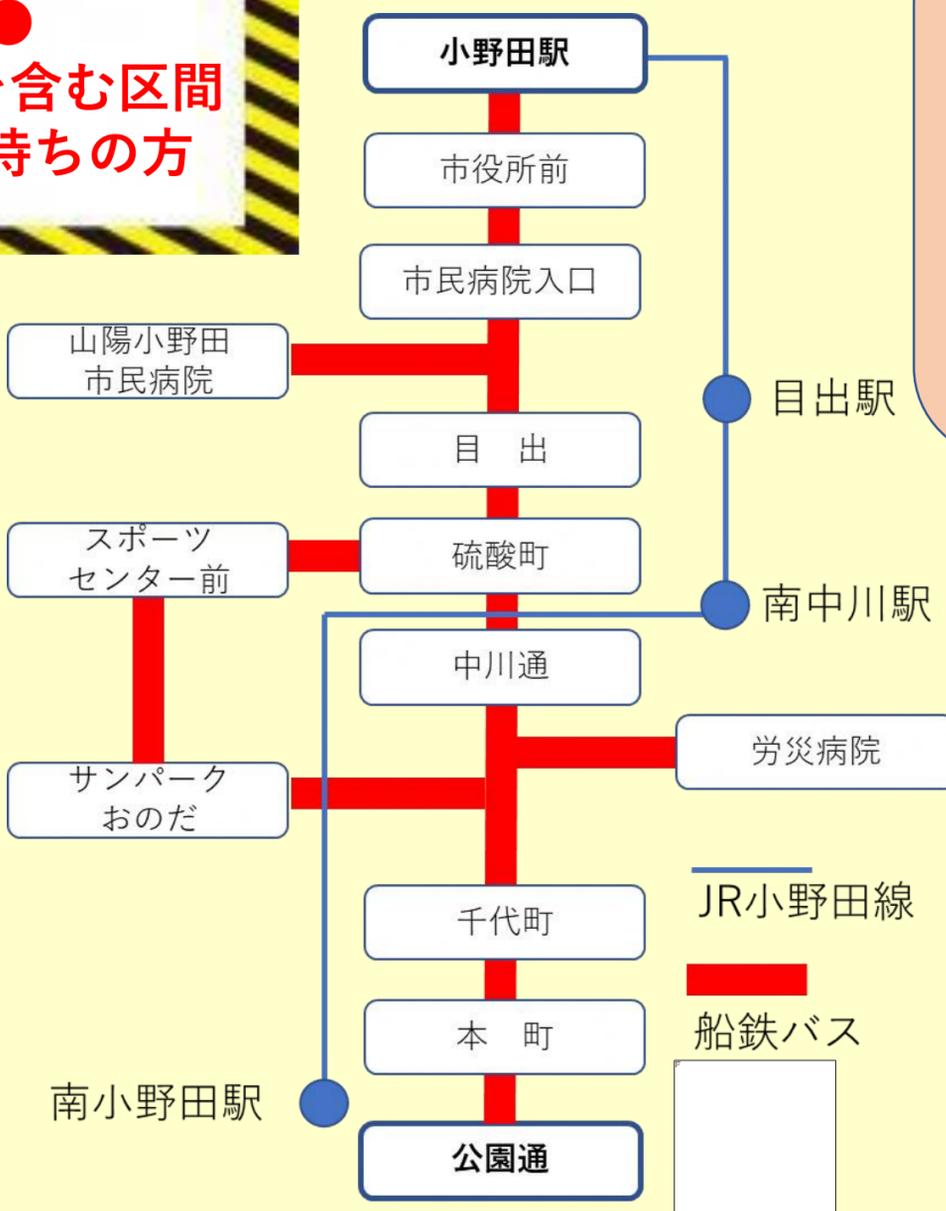
11月25日(月) ~ 3月31日(月)

??

モニター実験に参加すると、何が便利になるの？

- ・JR定期券とアプリ画面の提示により、**下図の範囲の船鉄バスが無料で乗車できます!**
- ・JRより本数の多い船鉄バスに乗車でき、**移動時の待ち時間が大幅に短縮できます!**
- ・船鉄バス(公園通バス停)なら、**学校のすぐ近くで乗り降りできます!**
- ・学校帰りや休日に、**サンパークなどへのお出かけにも使えます!**

●参加対象者●
南小野田～小野田間を含む区間のJR通学定期券をお持ちの方



参加希望者や
関心のある方は
校内説明会
11月21日(木)
13:15~13:35
2階多目的教室にて



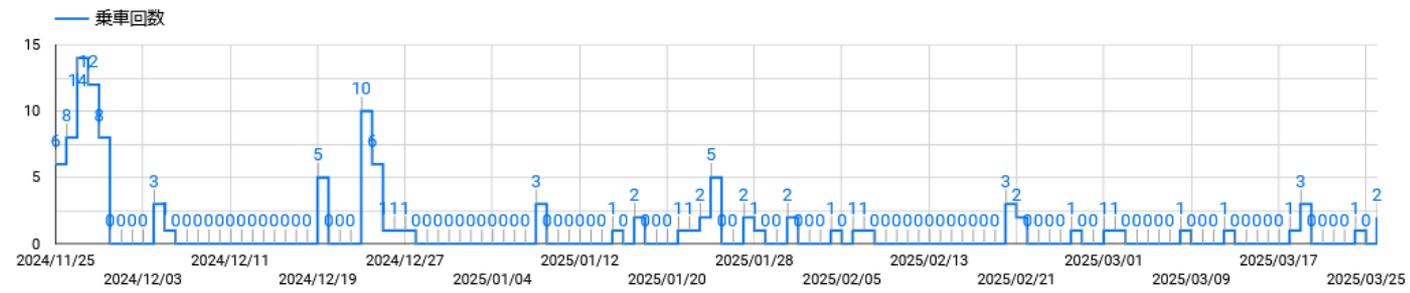
小野田線共通乗車実験利用実績データ集計結果

- 実証期間中は、116回の乗車が確認された。
- 月では11月、曜日は平日、時間帯では11時台の乗車が多く確認された。
- 乗車停留所は公園通り、降車停留所は小野田駅が多かった。
- 11月、12月の平日の10時から12時台に83人（全体の71.55%）が乗車した。

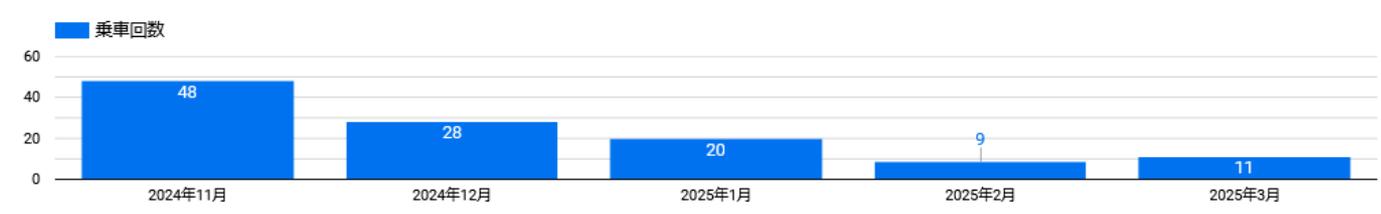
乗車回数

■ 期間中の利用状況 (回数)

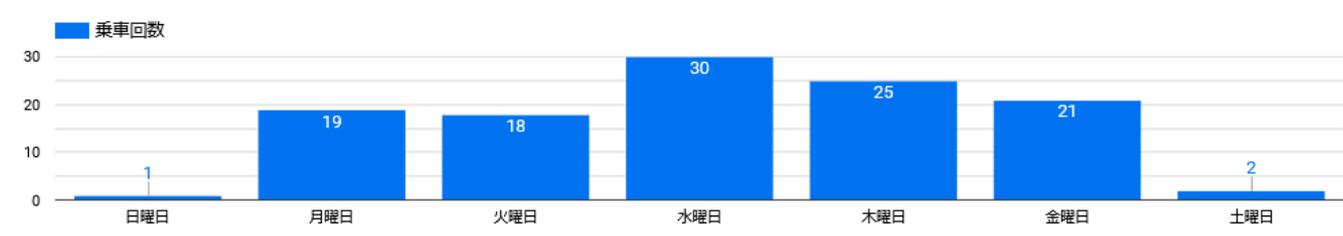
※降車は乗車と比較して欠落データが多いため分析は基本的に乗車データ用いて行った。



■ 月別利用回数



■ 曜日別利用回数

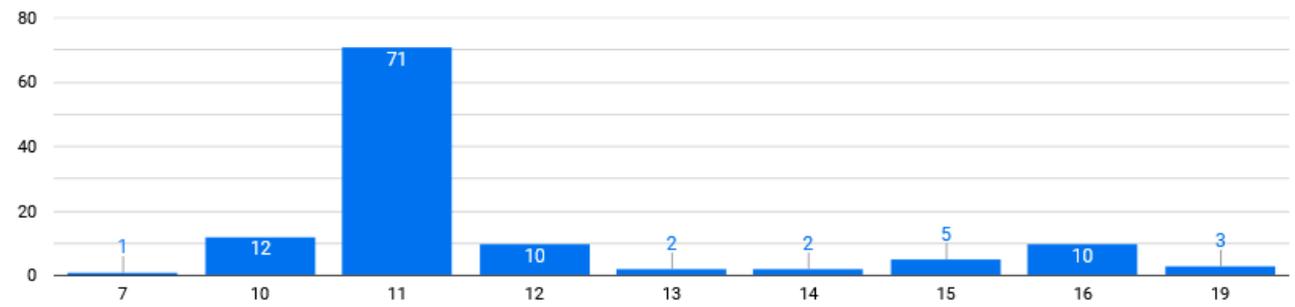


小野田線共通乗車実験利用実績データ集計結果

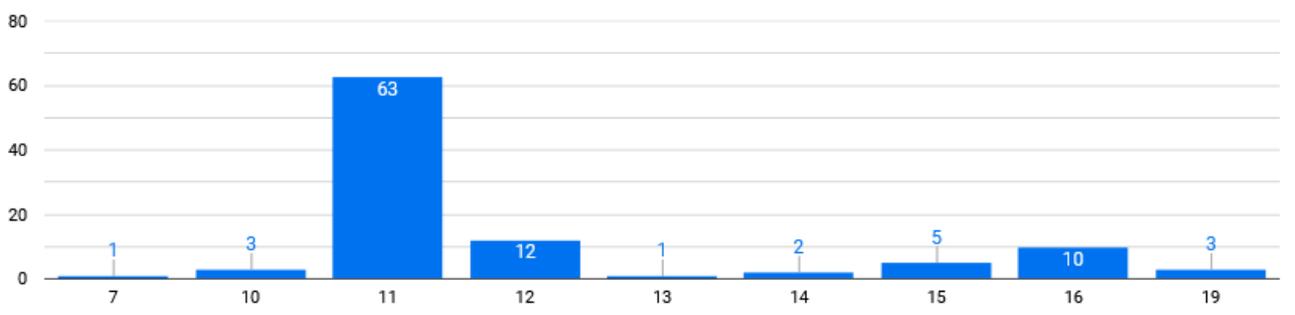
時間帯別利用者数

乗降日時 (年月) 乗降日時 (時) 乗降日時 (曜日)

乗車時間帯別乗車人数



降車時間帯別降車人数

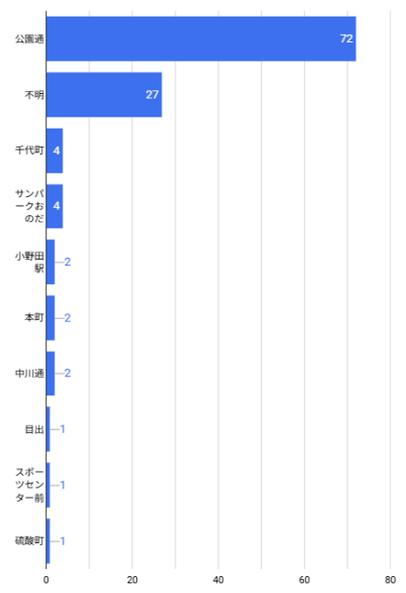


小野田線共通乗車実験利用実績データ集計結果

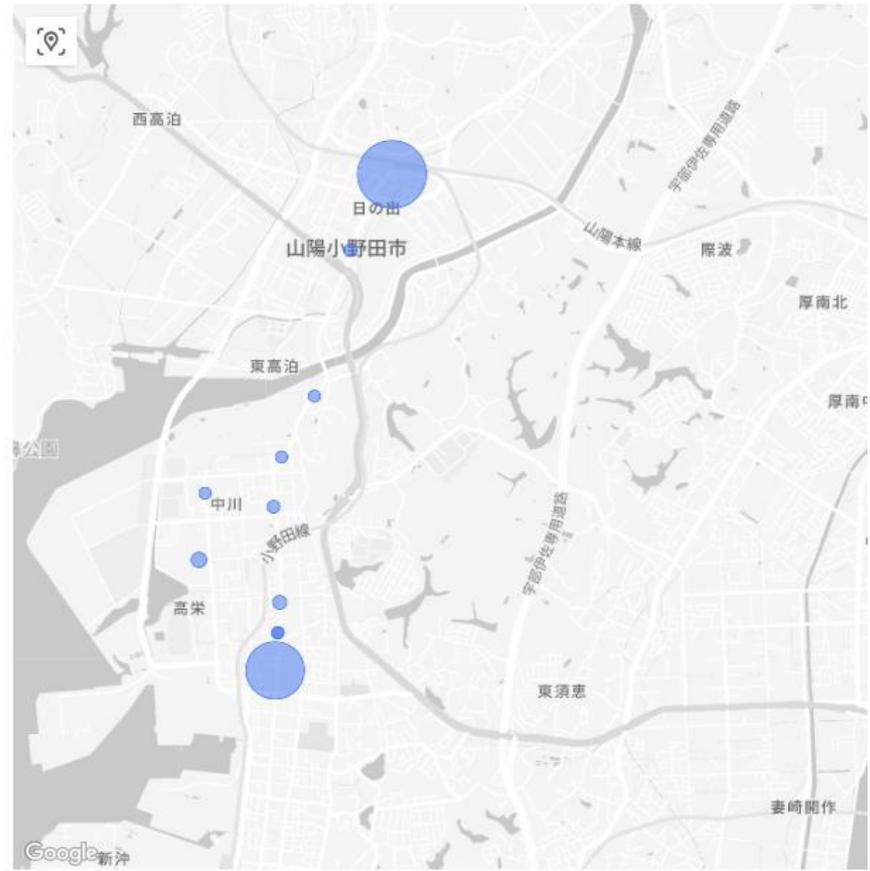
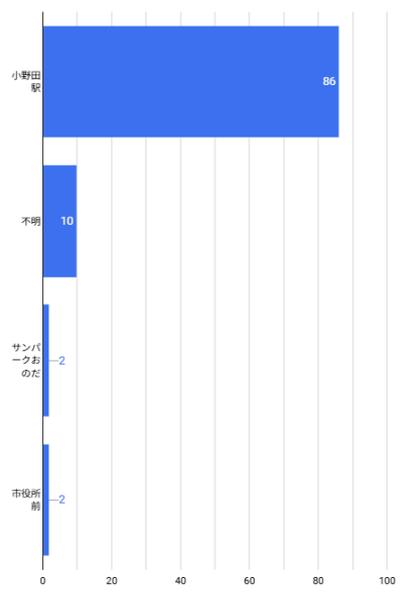
利用の多いバス停

乗降日時 (年月) ▾ 乗降日時 (曜日) ▾ 乗降日時 (時) ▾

乗車の多いバス停



降車の多いバス停



乗降停留所 1 ● ● ● 86

まとめ

■ 利用履歴データ集計結果

- 実証期間中は、116回の乗車が確認された。全体的な傾向としては、月では11月、曜日は平日、時間帯では11時台の乗車が多く確認された。乗車停留所は公園通り、降車停留所は小野田駅が多かった。11月、12月の平日の10時から12時台に83人（全体の71.55%）が乗車した。

■ 共通乗車制度のモニターアンケート調査集計結果

- バスの利用目的は、学校からの下校（テスト期間中）が8割。バスを選んだ理由は、乗りたい時間に電車がなかったからと回答が8割。

⇒バスと鉄道の補完的利用が確認され、共通乗車制度の有効性が確認

- 希望負担額は毎回50円でバスに乗れるとの回答が8割を占めた。
- この制度の満足度（5段階評価）は、満足度5（最大値）100%であり、利用者の満足度は高い。

⇒多頻度利用者（アンケート回答者）の共通乗車制度の満足度は高い

■ 多頻度利用者（アンケート回答者）の利用履歴、アンケート回答結果の分析

- テスト期間中の利用が多いが、毎月利用も確認され、テスト期間中以外の利用もある。平日の10～12時以外、土曜日の利用も確認される。多頻度利用者は、多様なパターンで鉄道とバスを利用。
- 鉄道通学定期で乗降できる公園通り、小野田駅以外の停留所での乗車が確認され、制度活用による移動活発化効果が発現

バスと鉄道の補完的な利用関係が確認され、共通乗車制度の有効性が検証された。また、利用者の満足度も高く、本制度が学生に受け入れられていることが確認された。さらに、制度の活用により、通常の通学以外の移動を誘発する効果も見られ、移動の活発化につながる成果が確認された。今後は、商業施設等との連携を強化することで、移動活発化の効果がさらに高まることが期待される。

J R小野田駅のバス停再配置について

1 趣 旨

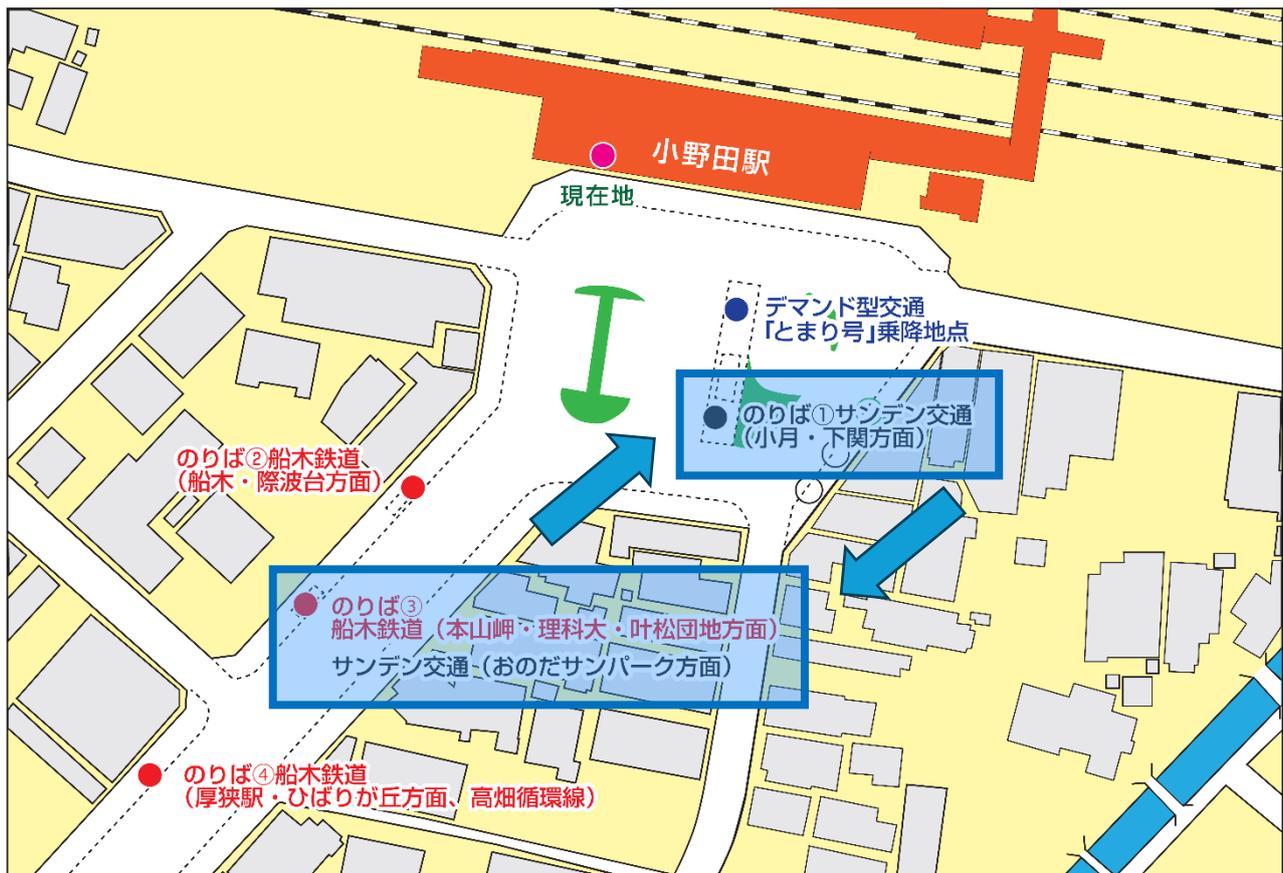
J R小野田駅のバス停のうち、のりば②～④は、駅前広場から距離があり、駅からの乗継利便客にとってわかりにくい、利用しにくい状況が続いている。

今年度、鉄道とバスの共通乗車実証事業（令和7年10月からの実施を検討）の実施により、J R小野田線と路線バスの乗継促進が期待されることから、所要の改善により乗継利便性の向上を図る。

（地域公共交通計画 施策3（5）交通結節点の機能強化）

2 変更の概要

市南部方面行きのバス停と、サンデン交通の小月・下関方面のバス停の位置を下図のとおり入れ替え、J R小野田線と並行するバス路線の停留所を駅前広場内に配置する。



3 変更時期

令和7年10月のダイヤ改正に合わせて実施。市広報紙や市・交通事業者HP、駅構内・バス停掲示物、大学・高校等への通知、バス運転士からの声掛け等により、利用者への周知を徹底する。

2025 年 3 月 28 日

報道関係各位

サンデン交通株式会社

一般路線バス（乗合バス）の上限運賃改定申請について

サンデン交通株式会社（本社：山口県下関市、代表取締役社長：竹重 秀敏）は、2025 年 3 月 28 日、中国運輸局に一般路線バス（乗合バス）の上限運賃改定認可申請を行ないました。申請理由および申請概要等は次のとおりです。

日頃よりご利用のお客様には、ご負担をお掛け致しますが何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 申請理由

当社では安全運行を最優先に掲げ、バスロケーションシステムの導入や交通系 IC カード『nimoca』のサービス開始等、お客様が安心・安全・快適にご利用いただけるようサービス環境の改善に努めながら、2012 年 4 月の前回改定以降（消費税率改定によるものを除く）約 13 年間、運賃を変更することなく輸送サービスを提供してまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少によるバス利用者数の減少が続き、近年においては新型コロナウイルスの感染拡大の影響による移動需要の低迷や生活様式の変化もあり、収入面において厳しい状況が続いております。

また、慢性的に不足している運転手の確保に向けた待遇改善を伴う人件費の増加、原油価格や車両部材費の高騰、バス車両や設備の定期的な更新や安全対策・利便向上に向けた取り組み、営業所施設の改修等の各種費用の増加が見込まれ、当社バス事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すと予想されます。

バス事業は通勤、通学、買い物、通院等の市民生活において欠かせないものであり、特に高齢化が進んでいる昨今においてバス事業の果たす役割は極めて重要であると認識しております。このような状況の中で今後も出来る限りの経営改善に努めてまいりますが、バス事業の安定的な継続を図りバス事業者としての使命を果たしていくために、お客様には多大なご負担をお掛けすることになりますが、今般、上限運賃の改定を申請いたしました。

2. 申請内容

- (1) 申請日 2025年3月28日(金)
- (2) 運賃改定実施予定日 2025年8月頃を予定しております。
認可後に改めてお知らせいたします。
- (3) 申請対象路線 当社が運行する一般乗合バス路線
- (4) 上限運賃※1の平均改定率 17.9%

なお、実施運賃※1に関しては上限運賃より低額な実施運賃といたします。

実際の平均改定率は7.6%程度を予定しております。

※1「上限運賃」とは、事業の経営に必要な原価に応じて算出されるバス事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。

※2「実施運賃」とは、認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客様から収受する運賃のことです。

(5) 現行・申請上限運賃額比較表

	現行実施運賃	申請上限運賃	実施運賃(予定)
初乗り運賃	190円	230円	230円
同定期券 一般 1ヶ月	7,890円	9,660円	9,660円

(6) 主要区間の運賃

区間	片道運賃		定期券(一般1ヶ月)	
	現行運賃	実施運賃 (予定)	現行運賃	実施運賃 (予定)
下関駅～唐戸	220円	260円	9,140円	10,920円
下関駅～東駅	250円	290円	10,380円	12,180円
下関駅～彦島営業所	280円	320円	11,630円	13,440円
下関駅～城下町長府	390円	430円	16,200円	18,060円
下関駅～安岡	410円	450円	17,030円	18,900円
下関駅～小月駅	600円	640円	23,850円	25,800円

- ・片道運賃、各種定期券(区間定期、フリー定期、ロングライフパス)も値上げをする予定です。
改めてお知らせいたします。

3. 乗合バスの輸送人員及び収支状況

		輸送人員	収支状況
実績年度（2023年度）		7,855千人	▲917百万円
2025年度見込み※	改定前	7,850千人	▲911百万円
	改定後	7,659千人	▲639百万円

※2025年度見込みは、上限運賃を適用した場合の推定値です。

4. これまでの経営合理化状況やサービス向上の取組みと今後の取組み

当社では2020年10月策定の「下関市公共交通再編実施計画」による運行効率化や路線・系統の新設・再編をはじめとして、実際の運行やご利用実態に応じた運行計画の見直しなどのダイヤ改正を随時実施してまいりました。また、運行計画に沿った保有車両台数の見直しによる投資や設備費の圧縮、エコドライブの推進などによる燃料費の削減、アナログ作業のデジタル化などの業務効率化による人件費の削減などの経営改善を進めてまいりました。

乗合バスにおいては2016年7月にバス系統番号の見直しを行ない、方面や経由によって法則性のある番号を表示することで日常利用のお客様はもちろん、外国人観光客の方にも分かりやすくご利用いただけるように改善いたしました。さらに2018年4月にはバスロケーションシステムを導入し、バスの運行状況や位置情報などがお客様のスマートフォンや主要バス停に設置したデジタルサイネージで分かりやすくご覧いただけるようになりました。

2021年3月には全国相互利用サービス対応の交通系ICカード『nimoca（ニモカ）』のサービスを開始し、同時に定期券のICカード化や指定エリア内が乗り放題となるフリー定期券を販売開始いたしました。現在では定期券をご利用の方の約8割がフリー定期券となり、利便性の向上やスムーズな乗降車の向上につながっております。

また、小学生のお客様を対象に夏休み期間中に一般路線バス全線が乗り放題となる夏休みIC定期券「SAN★SUNパス（サンサンパス）」の発売や、夏休みや冬休みなどの長期休み期間中に小学生以下のお子様を対象とした運賃割引キャンペーン「こども50円バス」の実施など、身近で便利な乗り物として積極的にバスを利用していただけるようなきっかけ作りにも努めております。

2025年2月の車両更新をもって一般路線バスのノンステップバス（出入口の段差が無く、床面が低床のバス車両）導入比率が100%となり、小さなお子さま、ご高齢の方や障がいをお持ちの方をはじめ、多くの方が快適にご利用いただけるようにいたしました。

安全・安心な運行のために日常的な運転手の指導・教育はもちろん、ドライブレコーダーを活用した事故事例やヒヤリハット事例の共有による事故防止の推進や安全意識の向上、バスジャック対応訓練への参加や、管理者も含めての安全に関する研修や会議などを引き続き実施いたします。また、すべての運転手を対象としたSAS（睡眠時無呼吸症候群）検査や脳ドック検査を継続

き実施するとともに、ドライバー異常時対応システム（EDSS）搭載車両の導入を拡大するなど、健康起因事故の防止に努めてまいります。

今後も運転手の安定的な確保と運転技術や接客・接客教育の実施による人材育成の実施、バス車両の定期的な更新や ICT 技術の導入・活用など、公共交通機関としてお客様へ将来にわたり安心・安全・快適な輸送サービスを継続提供できるよう、努めてまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

サンデン交通株式会社 自動車部 担当：高村^{たかむら}（083-232-7775）

8時30分～17時30分（平日のみ）